

岐阜県汚水処理施設整備構想（仮称）

市町村作業マニュアル

平成28年7月

岐 阜 県

目 次

はじめに	1
1. 汚水処理施設整備構想見直しの背景と目的について.....	1
2. 県と市町村の策定体制	2
3. 策定フロー及びスケジュール	3
4. 県構想策定における基本設定・考え方.....	5
5. 市町村の策定フロー.....	10
6. 用語の定義	11
7. 市町村が作成する資料.....	13
第1章 基礎調査.....	1-1
1-1 土地利用の現況.....	1-1
1-2 下水道等事業の現況と策定状況	1-1
1-3 人口及び世帯数の現況と見通し	1-1
1-4 計画汚水量原単位	1-8
第2章 検討単位区域の設定	2-1
2-1 検討単位区域.....	2-1
2-2 既整備区域等の把握・設定.....	2-1
2-3 既整備区域等の取り扱い	2-1
2-4 既整備区域等以外の検討単位区域の設定.....	2-3
第3章 処理区域の設定.....	3-1
3-1 既整備区域等と検討単位区域の接続の検討.....	3-2
3-2 検討単位区域同士の接続の検討	3-14
3-3 経営収支を考慮した経済性評価	3-18
3-4 地域特性及び各種汚水処理施設の特徴を考慮した区域の決定.....	3-21
3-5 まとめ.....	3-21
第4章 整備・運営管理手法の選定	4-1
4-1 集合処理区域の整備手法の選定	4-1
4-2 浄化槽区域の整備手法	4-2
4-3 事業間連携の検討	4-5
4-4 整備手法の決定.....	4-7
第5章 概算事業費の算定.....	5-1
5-1 事業着手済みの処理区域	5-1
5-2 事業未着手の処理区域	5-2
5-3 概算事業費のまとめ.....	5-4
第6章 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	6-1
6-1 目標年次.....	6-1
6-2 整備スケジュールの設定	6-1
6-3 市町村全体の段階的整備計画の策定	6-7

はじめに

1. 汚水処理施設整備構想見直しの背景と目的について

岐阜県では、平成 25 年度に「清流の国ぎふ憲章」を策定し、「清流の国ぎふ」づくりを推進している。このなかでは、「清流」そのものを守り伝えていくことは重要なテーマであるとしており、そのためには、早期に下水道を始めとした汚水処理施設を残された地域に効率的に整備する必要がある。しかしながら、平成 26 年度末時点における岐阜県の汚水処理人口普及率は 90.7%であり、全国平均の 89.5%を上回っているものの、未だに約 20 万人の県民が汚水処理施設を利用できていない状況となっており、さらに、市町村財政の切迫、下水道等への接続率の低迷等による経営上の課題など汚水処理施設の整備又は維持管理を取り巻く様々な問題も生じてきている。

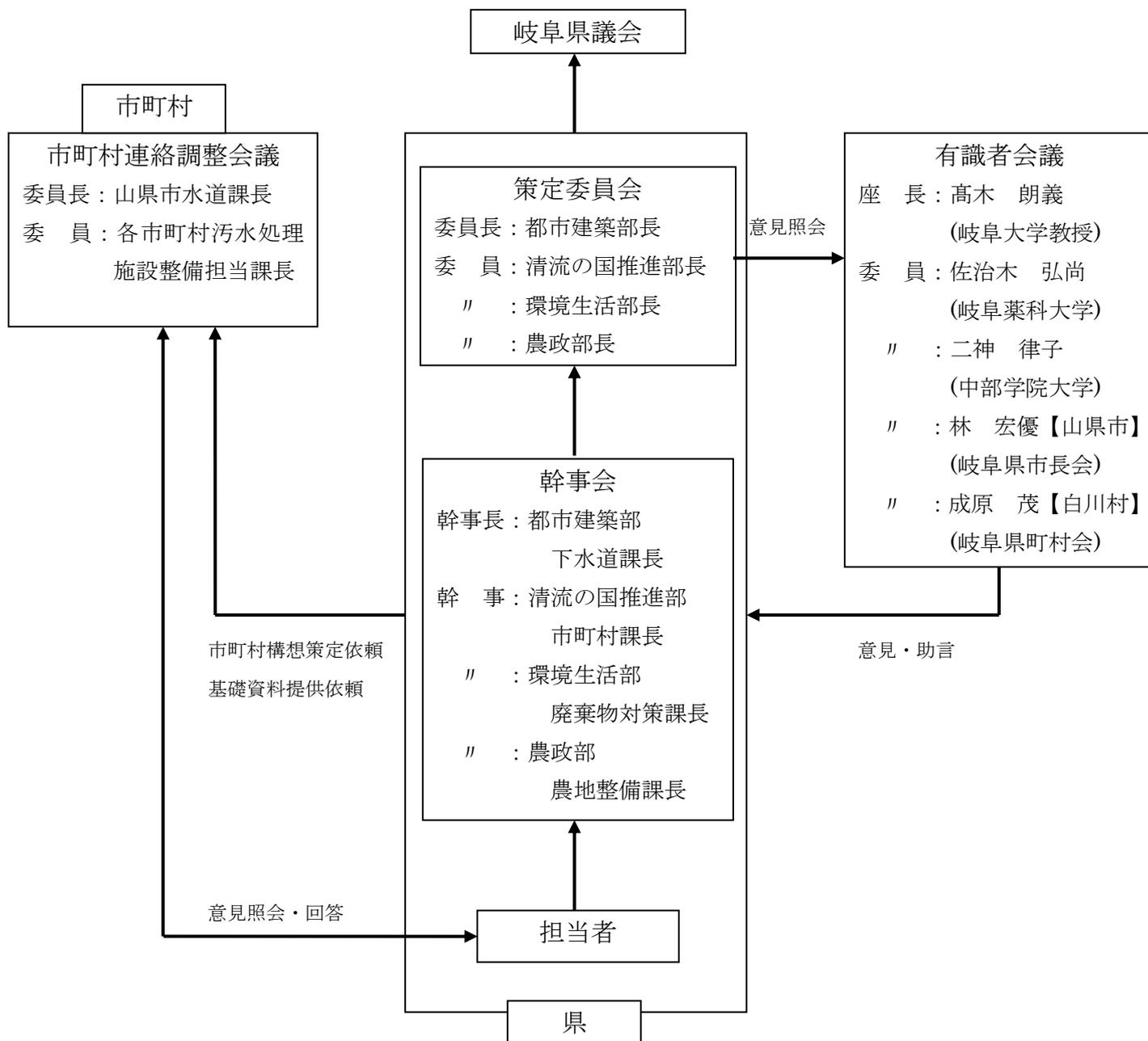
このような中で、平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省連名により「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下、「国マニュアル」という）が策定された。また、平成 26 年 1 月 30 日に 3 省連名により「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」（以下、「国通知」という。）の通知が出され、この中で既存の都道府県構想の平成 26 年度以降の早急な見直しが求められている。

本県では、市町村と連携し平成 5 年度に「全県域下水道化構想」を策定・公表したが、策定後 20 年以上が経過し、人口減少などの社会情勢の変化により、当該構想における将来の姿と現状とでは乖離が生じている。そのため、国マニュアルの策定及び国通知を契機に、「清流の国ぎふ」を将来にわたり守り伝えるため、各種汚水処理施設の効率的な整備を進め汚水処理施設未普及地域の早期解消を図るとともに、効率的な改築・更新及び運営管理手法を構築するため、岐阜県汚水処理施設整備構想（仮称）（以下、「県構想」という）を策定することとした。

各種汚水処理施設の整備においては市町村が担う役割が極めて大きいことから、県は県構想策定にあたり、市町村の状況を考慮した上で統一的な考えで県内市町村の汚水処理施設整備を計画的に進めるための考え方や手法を定めた市町村作業マニュアルを作成した。各市町村においては本マニュアルに基づき、市町村構想の策定を行うこととする。

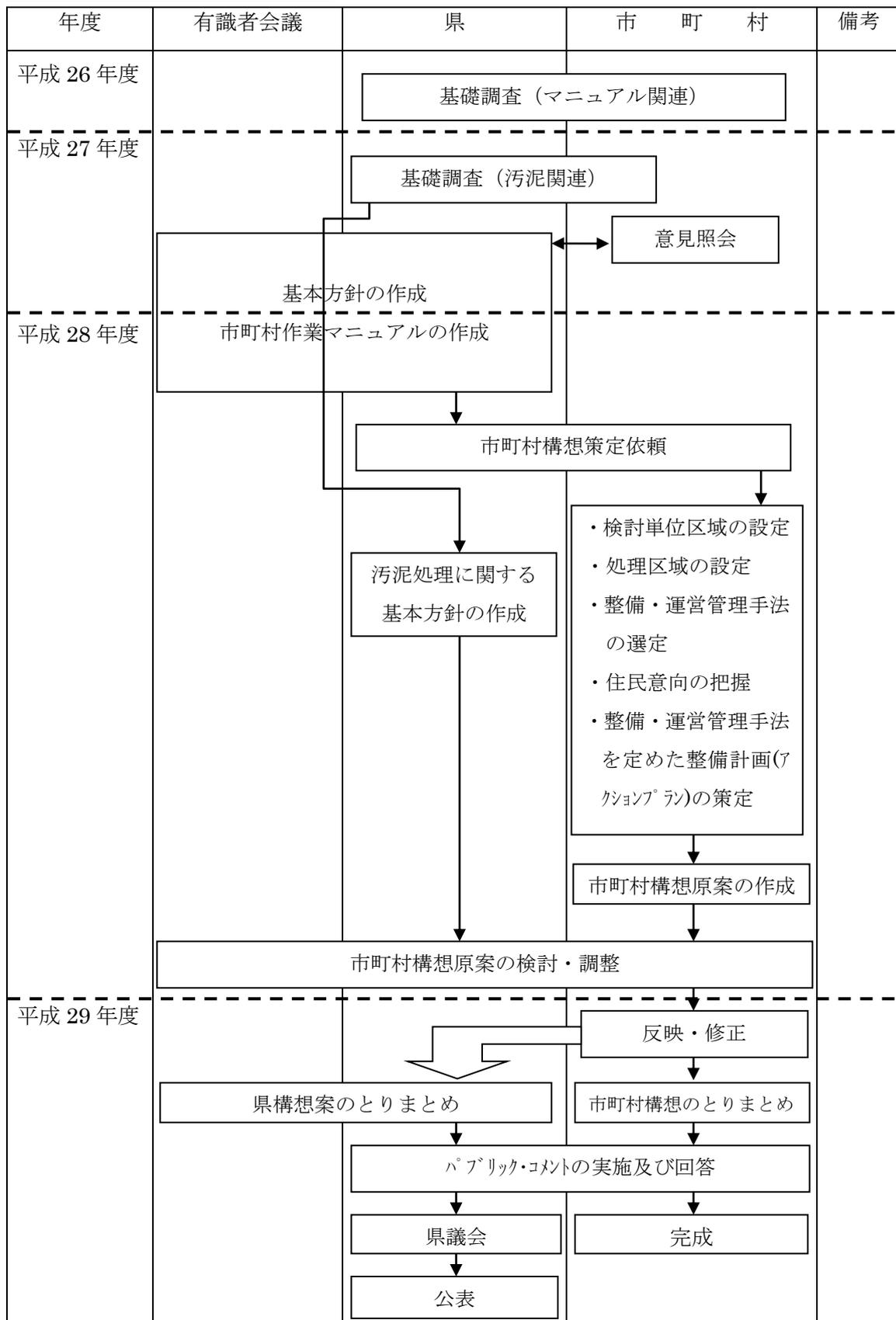
2. 県と市町村の策定体制

- ・現構想と同様に、県と市町村で役割分担を行い、共同で構想策定作業を行う。
- ・また、学識経験者を中心とした有識者会議での意見も踏まえ構想策定作業を行い、県議会の議決を経て策定する。



構想策定体制図

3. 策定フロー及びスケジュール



図ー1 本構想の策定フロー

策定フローにおける作業項目の説明

(1) 基礎調査

土地利用の現況、汚水処理事業の現況と計画策定状況、人口の現況と将来見通しについて調査を行う。

(2) 検討単位区域の設定

「既整備区域等」の把握を行い、それ以外の地域については家屋間限界距離を用いて、集合処理か浄化槽かの判定の基となる検討単位区域を設定する。

(3) 処理区域の設定

検討単位区域について、集合処理による整備と浄化槽による整備の経済比較を行い、整備手法の判定を行う。

検討単位区域の内、1箇所の処理場に汚水を集めて処理することが望ましいものを接続することにより、処理区域を設定する。

また、既整備区域等についても、周辺に接続可能性のある区域がある場合は処理区域の検討の対象とする。

(4) 整備・運営管理手法の選定

(3)で設定した処理区域毎に、経済比較の結果や地域の実情を踏まえた、適切な汚水処理施設整備事業について検討し、整備・運営管理手法を選定する。

また、汚水処理施設の事業間連携（スクラム、MICS、地域再生計画）を検討する。

(5) 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

市町村は財政状況、予算・人員等からみた整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費等を勘案し、市町村構想を策定する。

(6) 汚泥処理に関する基本方針・計画

県は、県構想を策定するにあたり、市町村と連携し、汚泥処理の現況、課題及び汚泥処理に関連する計画等を踏まえ、将来的な発生汚泥の効率的かつ適切な処理を図る観点から、汚泥処理システムについての検討を行う上での基本方針をとりまとめる。また、基本方針に基づき、汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画について検討する。

(7) 住民意向の把握

市町村は市町村構想について、地元住民への説明会もしくはパブリック・コメントの実施等、住民意向の把握に努める。

(8) とりまとめ

県は上記検討結果をとりまとめ、県構想として調製する。

なお、本書は、上記のうち(1)～(5)の手順を解説するものである。

4. 県構想策定における基本設定・考え方

・早期の汚水処理施設の概成（中期目標）

1. 目標年次：汚水処理施設の早期概成に向けた目標年次

平成 37 年度（平成 28 年度より 10 年間）とする。

2. 「概成」の定義：本県における「概成」の考え方

県として汚水処理人口普及率 95%以上とする。これを達成するため、各市町村は未普及人口の半減かつ汚水処理人口普及率 90%以上がなされることを想定する。（p.9 参照）

3. 将来フレーム：基礎数値となる将来人口の設定方針

将来人口は、平成 26 年度の住民基本台帳人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所（以後、「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）－平成 22（2010）～52（2040）年－」に記載の推計値より求めた人口倍率を加味した人口を基本とする（下表に示す）。なお、各市町村が独自に詳細な推計をして公表している場合は、それを用いることができる。

住民基本台帳ベースの将来人口の算出

市町村名	現況(H26末)		アクションプラン(H37)			長期目標年次(H47)		
	行政人口 (H26.10.1)	住民基本 台帳人口	行政人口 社人研推 計値(H37)	H26-H37 人口倍率	アクションプランに 用いる将来 人口(H37)	行政人口 社人研推 計値(H47)	H26-H47 人口倍率	長期目標年 次将来人口 (H47)
	①	②	③	④=③/①	⑤=②×④	⑥	⑦=⑥/①	⑧=②×⑦
岐阜市	409,314	414,382	383,786	0.9376322	388,538	353,218	0.8629512	357,591
大垣市	159,918	162,702	150,168	0.9390313	152,782	139,161	0.8702022	141,584
高山市	90,532	90,938	80,959	0.8942584	81,322	71,946	0.7947024	72,269
多治見市	110,405	113,718	101,477	0.9191341	104,522	90,769	0.8221457	93,493
関市	89,395	91,057	84,687	0.9473349	86,261	78,051	0.8731025	79,502
中津川市	78,812	81,108	70,285	0.8918058	72,333	62,501	0.7930391	64,322
美濃市	21,499	21,928	19,484	0.9062747	19,873	17,206	0.8003163	17,549
瑞浪市	38,938	39,022	35,224	0.9046176	35,300	31,413	0.8067441	31,481
羽島市	66,781	68,588	63,572	0.9519474	65,292	59,043	0.8841287	60,641
恵那市	51,642	52,606	46,226	0.8951241	47,089	40,946	0.7928818	41,710
美濃加茂市	55,066	55,391	57,370	1.0418407	57,709	57,306	1.0406785	57,644
土岐市	58,579	60,124	53,330	0.9103945	54,737	47,521	0.8112293	48,774
各務原市	144,669	148,332	139,708	0.9657079	143,245	130,549	0.9023979	133,854
可児市	96,873	100,664	92,924	0.9592353	96,560	86,015	0.8879151	89,381
山県市	28,121	28,492	25,900	0.9210199	26,242	22,882	0.8136979	23,184
瑞穂市	53,629	53,271	53,933	1.0056686	53,573	53,531	0.9981726	53,174
飛騨市	25,036	25,709	21,055	0.8409890	21,621	17,509	0.6993529	17,980
本巣市	34,511	35,239	33,665	0.9754861	34,375	31,730	0.9194170	32,399
郡上市	42,315	44,158	36,240	0.8564339	37,818	31,197	0.7372563	32,556
下呂市	34,123	34,627	29,783	0.8728131	30,223	25,430	0.7452451	25,806
海津市	35,911	36,670	32,638	0.9088580	33,328	28,486	0.7932388	29,088
岐南町	24,596	24,729	24,217	0.9845910	24,348	23,626	0.9605627	23,754
笠松町	22,871	22,504	21,831	0.9545276	21,481	20,572	0.8994797	20,242
養老町	29,882	30,814	27,195	0.9100796	28,043	23,952	0.8015528	24,699
垂井町	27,983	28,247	26,075	0.9318157	26,321	23,878	0.8533038	24,103
関ヶ原町	7,549	7,670	6,582	0.8719036	6,688	5,527	0.7321500	5,616
神戸町	19,271	19,816	17,630	0.9148461	18,129	15,446	0.8015152	15,883
輪之内町	9,950	9,913	9,837	0.9886432	9,800	9,508	0.9555779	9,473
安八町	14,966	15,195	14,546	0.9719364	14,769	13,600	0.9087264	13,808
揖斐川町	21,996	22,701	18,904	0.8594290	19,510	15,831	0.7197218	16,338
大野町	23,463	23,832	22,444	0.9565699	22,797	20,867	0.8893577	21,195
池田町	24,670	24,671	24,111	0.9773409	24,112	22,881	0.9274828	22,882
北方町	18,320	18,313	19,050	1.0398472	19,043	18,770	1.0245633	18,763
坂祝町	8,264	8,288	7,796	0.9433688	7,819	7,201	0.8713698	7,222
富加町	5,539	5,702	5,014	0.9052175	5,162	4,548	0.8210868	4,682
川辺町	10,207	10,537	9,539	0.9345547	9,847	8,679	0.8502988	8,960
七宗町	4,002	4,192	3,459	0.8643178	3,623	2,828	0.7066467	2,962
八百津町	11,306	11,742	9,529	0.8428268	9,896	7,979	0.7057315	8,287
白川町	8,651	9,070	7,087	0.8192117	7,430	5,716	0.6607329	5,993
東白川村	2,298	2,512	1,938	0.8433420	2,118	1,615	0.7027850	1,765
御嵩町	18,193	18,856	17,051	0.9372286	17,672	15,458	0.8496675	16,021
白川村	1,644	1,657	1,569	0.9543796	1,581	1,447	0.8801703	1,458
全県	2,041,690	2,079,687	1,907,818		1,942,932	1,746,339		1,778,088

世帯数については、「都道府県別平均世帯人員の推移（社人研）」の岐阜県値を基本とするが、将来人口と同様に各市町村が独自に詳細な推計を公表している場合は、それを用いることができる。

4. 原単位：経済比較に用いる計画汚水量原単位

各市町村の汚水処理施設整備事業の実績値に基づく推計値、汚水処理事業計画値（下水道事業、農業集落排水施設）もしくは水道給水実績から求めた推計値のいずれかを用いることを原則とする。

5. ベンチマーク：県構想の確実な実行のための指標

汚水処理人口普及率及び未普及人口

・施設の効率的な改築・更新及び運営管理（長期目標）

1. 目標年次：施設の効率的な改築・更新及び運営管理の目標年次

概ね20年後とする。

2. 既整備地域の運営管理に関する方針：施設の統廃合、広域化を検討する際の基本的な考え方 効率性の高い処理形態への更新について検討する。

同一市町村内で処理区域が近接し、地形的問題（接続ルートが逆勾配かつ遠方等）もない場合は、市町村は該当処理区域の統合を検討する。また、周辺に統合できる処理区域がない場合、または周辺に処理区域はあるが地理的問題がある場合は、更新時期も加味した上で廃止についても検討する。

隣接市町村への処理委託が有効と判断できる地区があれば、委託する側の市町村が処理委託について当該市町村間で情報交換・調整を行い検討する。

3. 既整備地域の運営管理に関する方針：統合や広域化による経済性評価等を行う際の基本的な考え方

経済比較に用いる費用関数は、①岐阜県版費用関数（本マニュアルで提示）②国マニュアルによる費用関数、の2タイプのどちらかを用いる。①を基本とするが各市町村において計画単位で積み上げた費用を作成している場合はこれを使用することとする。また、②を使用する場合は各市町村において①より②の方が適切に評価できる場合に限る。なお、検討対象区域に既設合併処理浄化槽がある場合は費用比較の際に考慮する。耐用年数については、本マニュアルを基本とし検討する。

・未普及地域の整備

1. 地域の実情を反映した効率的な汚水処理の実現に向けた検討

市町村は国マニュアルの手法に基づき、検討対象区域の経済比較を実施する。

集合処理に関する費用の算定は、①岐阜県版費用関数（本マニュアルで提示）②国マニュアルによる費用関数、の2タイプのどちらかを用いる。①を基本とするが各市町村において計画単位で積み上げた費用を作成している場合はこれを使用することとする。また、②を使用する場合は各市町村において①より②の方が適切に評価できる場合に限る。なお、検討対象区域に既設合併

処理浄化槽がある場合は費用比較の際に考慮する。耐用年数については、本マニュアルを基本とし検討する。

2. 市町村の財政状況や地域特性等を踏まえた経済性評価以外の評価方法の基本的な考え方（可能投資額、整備時期、地域住民の意向の反映、水質（高度処理、早期整備による改善効果）等）

整備手法選定（集合処理・浄化槽）の判断は、経済比較を踏まえたうえで、地域の実情を勘案して、各市町村において統一的な判断基準を定め、これに基づき実現可能な整備手法を採用する。

判断基準の例：可能投資額、整備可能時期、事業効果、事業効率、緊急度、地形・地理的条件 等

3. 汚水処理施設概成が目標年次を超過する場合の対応方針

早期整備が可能な処理方法への変更を視野に入れつつ、既存施設を利用したコスト縮減策の積極的な導入など、早期整備に向けた計画策定に努める。

4. 浄化槽整備における公的関与の考え方

市町村による浄化槽の面的整備（浄化槽市町村整備推進事業等）は、住民の設置時における金銭的な負担を軽減するため、個人設置型に対して浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待されることから、特に集合処理から浄化槽に見直された区域など、積極的に導入を検討し、早期整備に向けた計画策定に努める。

・関係する他の計画

1. 流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」）

県構想で設定された下水道計画区域は流総計画の見直しにおいて反映する。

2. 木曽川右岸流域下水道全体計画

流総計画で設定された下水道計画区域は木曽川右岸流域下水道全体計画の見直しにおいて反映する。

3. 公共下水道全体計画（市町村計画）

市町村構想において各市町村の下水道計画区域に変更が生じた場合は、すみやかに公共下水道全体計画及び事業計画に反映すること。流域関連公共下水道については、木曽川右岸流域下水道全体計画・事業計画の区域見直し後に速やかに反映させる。

4. 循環型社会形成推進地域計画

県構想で浄化槽整備区域に変更が生じた場合は、速やかに当該地域計画に反映する。

5. 生活排水処理基本計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

県構想で下水道、浄化槽整備区域等に変更が生じた場合は、速やかに当該基本計画に反映する。

6. 生活排水対策計画（水質汚濁防止法）

県構想で下水道、浄化槽整備区域等に変更が生じた場合は、当該計画を見直すことができる。

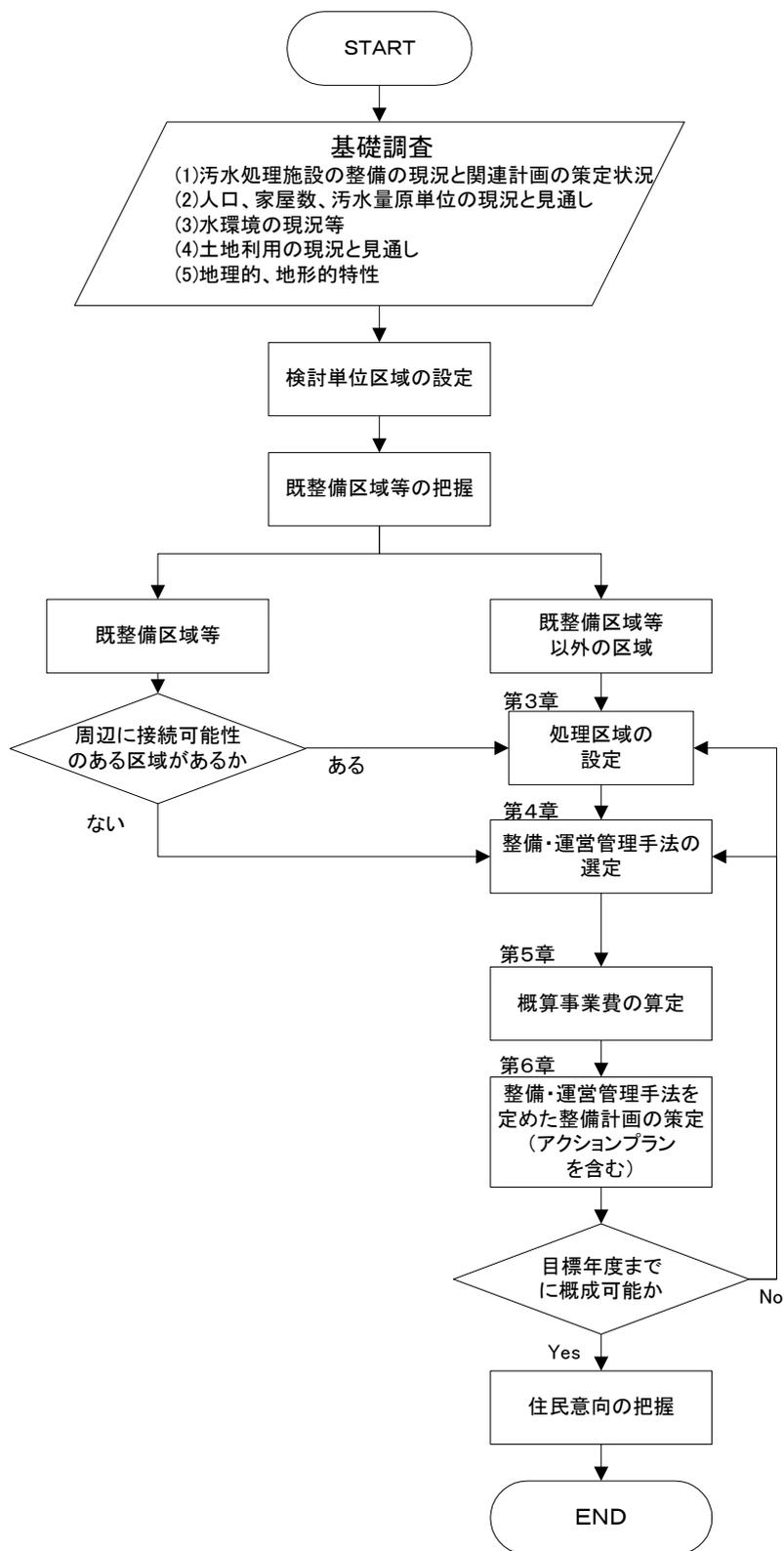
(別紙)

汚水処理人口普及率達成のための整備目標の設定

(単位:人、%)

市町村名	現況(H26末)										アクションプラン(H37)											各市町村の削減率の公平分担確認															
	行政人口 (H26.10.1)	住民基本 台帳人口	汚水処理人口							現況 汚水処理 人口 普及率	未普及人 口 (H26)	行政人口 社人研推 計値(H37)	H26-H37 人口倍率	アクションプラン に用いる特 定人口(H37)	整備進捗 が無かった 場合の汚水 処理人口 (H37)	整備進捗 が無かった 場合の未 普及人口 (H37)	同左 構成比	汚水処理人 口普及率 95%を達成 する汚水処 理人口	全県 整備目標 人口	市町村別 整備目標 人口	未普及人 口半減汚 水処理人 口	未普及人 口半減	アクションプラン 汚水処理 人口	アクションプラン 汚水処理 普及率	アクション プランに基 づく整備を おこなった 場合の未 普及人口	未普及 人口 削減率											
			下水道	農排	簡易排水	コミプラ	浄化槽	計③	④=③/②																		⑤=②-③	⑥	⑦=⑥/①	⑧=②×⑦	⑨=③×⑦	⑩=⑧-⑨	⑪	⑫=⑧×0.95	⑬=⑫-⑨	⑭=⑨×⑪	⑮=⑨+⑭
①	②																																				
岐阜市	409,314	414,382	382,090	0	0	0	18,811	400,901	96.7%	13,481	383,786	0.9376322	388,538	375,898	12,640	6.9452%				5,893	381,791	98.3%	381,791	98.3%	6,747	47%											
大垣市	159,918	162,702	140,133	1,161	0	0	8,721	150,015	92.2%	12,687	150,168	0.9390313	152,782	140,869	11,913	6.5457%				5,554	146,423	95.8%	146,423	95.8%	6,359	47%											
高山市	90,532	90,938	76,353	9,315	165	0	3,135	88,968	97.8%	1,970	80,959	0.8942584	81,322	79,560	1,762	0.9682%				821	80,381	98.8%	80,381	98.8%	941	47%											
多治見市	110,405	113,718	105,831	148	0	0	2,376	108,355	95.3%	5,363	101,477	0.9191341	104,522	99,593	4,929	2.7083%				2,298	101,891	97.5%	101,891	97.5%	2,631	47%											
関市	89,395	91,057	78,424	9,319	0	1,284	1,009	90,036	98.9%	1,021	84,687	0.9473349	86,261	85,294	967	0.5313%				451	85,745	99.4%	85,745	99.4%	516	47%											
中津川市	78,812	81,108	50,228	9,716	0	0	16,616	76,560	94.4%	4,548	70,285	0.8918058	72,333	68,277	4,056	2.2288%				1,891	70,168	97.0%	70,168	97.0%	2,165	47%											
美濃市	21,499	21,928	16,115	3,811	0	0	1,269	21,195	96.7%	733	19,484	0.9062747	19,873	19,208	665	0.3654%				310	19,518	98.2%	19,518	98.2%	355	47%											
瑞浪市	38,938	39,022	26,083	1,771	0	0	4,413	32,267	82.7%	6,755	35,224	0.9046176	35,300	29,189	6,111	3.3578%				2,849	32,038	90.8%	32,038	90.8%	3,262	47%											
羽島市	66,781	68,588	29,254	0	0	0	18,919	48,173	70.2%	20,415	63,572	0.9519474	65,292	45,858	19,434	10.6783%				9,061	54,919	84.1%	58,763	90.0%	6,529	66%											
恵那市	51,642	52,606	31,125	2,478	0	0	12,082	45,685	86.8%	6,921	46,226	0.8951241	47,089	40,894	6,195	3.4039%				2,888	43,782	93.0%	43,782	93.0%	3,307	47%											
美濃加茂市	55,066	55,391	50,066	2,943	0	0	1,944	54,953	99.2%	438	57,370	1.0418407	57,709	57,252	457	0.2511%				213	57,465	99.6%	57,465	99.6%	244	47%											
土岐市	58,579	60,124	50,441	587	0	0	4,811	55,839	92.9%	4,285	53,330	0.9103945	54,737	50,836	3,901	2.1435%				1,819	52,655	96.2%	52,655	96.2%	2,082	47%											
各務原市	144,669	148,332	117,347	0	0	0	21,486	138,833	93.6%	9,499	139,708	0.9657079	143,245	134,072	9,173	5.0402%				4,277	138,349	96.6%	138,349	96.6%	4,896	47%											
可児市	96,873	100,664	95,586	2,452	0	0	567	98,605	98.0%	2,059	92,924	0.9592353	96,560	94,585	1,975	1.0852%				921	95,506	98.9%	95,506	98.9%	1,054	47%											
山県市	28,121	28,492	10,849	7,368	0	0	3,457	21,674	76.1%	6,818	25,900	0.9210199	26,242	19,962	6,280	3.4506%				2,928	22,890	87.2%	23,618	90.0%	2,624	58%											
瑞穂市	53,629	53,271	4,315	429	0	1,902	22,171	28,817	54.1%	24,454	53,933	1.0056686	53,573	28,980	24,593	13.5129%				11,466	40,446	75.5%	48,216	90.0%	5,357	78%											
飛騨市	25,036	25,709	19,242	3,650	122	0	1,093	24,107	93.8%	1,602	21,055	0.8409890	21,621	20,274	1,347	0.7401%				628	20,902	96.7%	20,902	96.7%	719	47%											
本巣市	34,511	35,239	7,038	16,395	0	0	5,665	29,098	82.6%	6,141	33,665	0.9754861	34,375	28,385	5,990	3.2913%				2,793	31,178	90.7%	31,178	90.7%	3,197	47%											
郡上市	42,315	44,158	25,380	12,591	0	0	4,447	42,418	96.1%	1,740	36,240	0.8564339	37,818	36,328	1,490	0.8187%				695	37,023	97.9%	37,023	97.9%	795	47%											
下呂市	34,123	34,627	22,868	7,211	0	0	3,278	33,357	96.3%	1,270	29,783	0.8728131	30,223	29,114	1,109	0.6094%				517	29,631	98.0%	29,631	98.0%	592	47%											
海津市	35,911	36,670	26,952	3,818	0	0	2,591	33,361	91.0%	3,309	32,638	0.9088580	33,328	30,320	3,008	1.6528%				1,402	31,722	95.2%	31,722	95.2%	1,606	47%											
岐南町	24,596	24,729	23,012	0	0	0	352	23,364	94.5%	1,365	24,217	0.9845910	24,348	23,004	1,344	0.7385%				627	23,631	97.1%	23,631	97.1%	717	47%											
笠松町	22,871	22,504	19,179	0	0	0	552	19,731	87.7%	2,773	21,831	0.9545276	21,481	18,834	2,647	1.4544%				1,234	20,068	93.4%	20,068	93.4%	1,413	47%											
養老町	29,882	30,814	7,409	459	0	977	7,448	16,293	52.9%	14,521	27,195	0.9100796	28,043	14,828	13,215	7.2611%				6,161	20,989	74.8%	25,239	90.0%	2,804	79%											
垂井町	27,983	28,247	15,008	583	0	0	4,234	19,825	70.2%	8,422	26,075	0.9318157	26,321	18,473	7,848	4.3122%				3,659	22,132	84.1%	23,889	90.0%	2,632	66%											
関ヶ原町	7,549	7,670	5,754	1,541	0	0	102	7,397	96.4%	273	6,582	0.8719036	6,688	6,449	239	0.1313%				111	6,560	98.1%	6,560	98.1%	128	46%											
神戸町	19,271	19,816	12,175	0	0	0	4,255	16,430	82.9%	3,386	17,630	0.9148461	18,129	15,031	3,098	1.7022%				1,444	16,475	90.9%	16,475	90.9%	1,654	47%											
輪之内町	9,950	9,913	6,899	0	0	0	1,277	8,176	82.5%	1,737	9,837	0.9886432	9,800	8,083	1,717	0.9434%				800	8,883	90.6%	8,883	90.6%	917	47%											
安八町	14,966	15,195	15,193	0	0	0	2	15,195	100.0%	0	14,546	0.9719364	14,769	14,769	0	0.0000%				0	14,769	100.0%	14,769	100.0%	0	-											
樽巻川町	21,996	22,701	1,888	10,396	0	0	6,995	19,279	84.9%	3,422	18,904	0.8594290	19,510	16,569	2,941	1.6160%				1,371	17,940	92.0%	17,940	92.0%	1,570	47%											
大野町	23,463	23,832	0	0	0	0	13,404	13,404	56.2%	10,428	22,444	0.9565699	22,797	12,822	9,975	5.4809%				4,651	17,473	76.6%	20,517	90.0%	2,280	77%											
池田町	24,670	24,671	10,660	4,866	0	0	5,119	20,645	83.7%	4,026	24,111	0.9773409	24,112	20,177	3,935	2.1621%				1,835	22,012	91.3%	22,012	91.3%	2,100	47%											
北方町	18,320	18,313	18,309	0	0	0	0	18,309	100.0%	4	19,050	1.0398472	19,043	19,039	4	0.0022%				2	19,041	100.0%	19,041	100.0%	2	50%											
坂祝町	8,264	8,288	5,775	1,863	0	50	522	8,210	99.1%	78	7,796	0.9433688	7,819	7,745	74	0.0407%				35	7,780	99.5%	7,780	99.5%	39	47%											
富加町	5,539	5,702	3,455	2,168	0	0	79	5,702	100.0%	0	5,014	0.9052175	5,162	5,162	0	0.0000%				0	5,162	100.0%	5,162	100.0%	0	-											
川辺町	10,207	10,537	10,127	280	0	0	103	10,510	99.7%	27	9,539	0.9345547	9,847	9,822	25	0.0137%				12	9,834	99.9%	9,834	99.9%	13	48%											
七宗町	4,002	4,192	0	1,427	0	0	1,514	2,941	70.2%	1,251	3,459	0.8643178	3,623	2,542	1,081	0.5940%				504	3,046	84.1%	3,261	90.0%	362	66%											
八百津町	11,306	11,742	8,935	999	0	0	1,025	10,959	93.3%	783	9,529	0.8428268	9,896	9,237	659	0.3621%				307	9,544	96.4%	9,544	96.4%	352	47%											
白川町	8,651	9,070	0	0	0	0	7,030	7,030	77.5%	2,040	7,087	0.8192117	7,430	5,759	1,671	0.9182%				779	6,538	88.0%	6,887	90.0%	743	56%											
東白川村	2,298	2,512	0	0	0	0	2,056	2,056	81.8%	456	1,938	0.8433420	2,118	1,734	384	0.2110%				179	1,913	90.3%	1,913	90.3%	205	47%											
御嵩町	18,193	18,856	12,523	0	0	0	2,996	15,519	82.3%	3,337	17,051	0.9372286	17,672	14,545	3,127	1.7182%				1,458	16,003	90.6%	16,003	90.6%	1,669	47%											
白川村	1,644	1,657	1,450	0	58	0	131	1,639	98.9%	18	1,569	0.9543796	1,581	1,564	17	0.0093%				8	1,572	99.4%	1,572	99.4%	9	47%											
全県	2,041,690	2,079,687	1,543,471	119,745	345	4,213	218,057	1,885,831	90.7%	193,856	1,907,818		1,942,932	1,760,936	181,996	100.0000%	1,845,786	84,850	84,852	1,845,788	95.0%	1,867,344	96.1%	75,588	58%												

5. 市町村の策定フロー



6. 用語の定義

本マニュアルで用いる主な用語の意味は、次のとおりである。

① 「汚水処理施設」

生活もしくは事業(耕作の事業を除く)に起因する汚水、もしくはそれに付随する排水(以下、「汚水」という)を集める施設及びそれら进行处理する施設。

② 「下水道等」

汚水を集合処理するための施設であって、公共事業としての整備が行われるもの全体をいい、下水道法に基づかないもの(農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、コミュニティ・プラント)も含む。

③ 「集合処理」

複数戸からの汚水を管渠で集めて処理施設で集約的に処理すること。

④ 「個別処理」

個々の発生源ごとに(敷地内で)処理した処理水を放流すること。

⑤ 「処理施設」

汚水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するために設けられる施設。

⑥ 「農集排等」

公共下水道以外の集合処理施設(農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、コミュニティ・プラント)。

⑦ 「検討単位区域」

集合処理か浄化槽かを検討するうえでの、一定の家屋集合体。

⑧ 「検討対象区域」

「3-1 既整備区域等と検討単位区域の接続の検討」の対象となる、他の検討単位区域と接続することが可能と判断される既整備区域等と、その周辺に位置する検討単位区域。

⑨ 「既整備区域」

既に下水道等及び浄化槽により汚水処理施設の整備が完了している区域。

⑩ 「既整備区域等」

既整備区域に加え、平成28年度までに整備が完成する区域。

⑪ 「未整備区域」

汚水処理施設の整備予定区域のうち、既整備区域以外の区域。

⑫ 「集合処理区域」

汚水の処理を下水道等で行うのが適当な区域。

⑬ 「浄化槽区域」

汚水の処理を浄化槽で行うのが適当な区域。(本マニュアルでは、国マニュアルにおける「個別処理」を「浄化槽」に読み替える。なお、本マニュアルにおける浄化槽とは合併処理浄化槽を示す。)

⑭ 「接続の核となる区域」

処理区域の検討において、既に処理施設を有している区域等、当該区域に処理施設を有することが適当と判断される区域。

- ⑮ 「処理区域」
集合処理区域を個々の処理施設ごとに統合した区域。
- ⑯ 「既定計画区域」
策定済みの公共下水道や農集排等の基本計画及び事業計画区域。
- ⑰ 「据置期間」
元金を返済しないで利子のみを返済する期間。
- ⑱ 「償還年数」
元金と利子両方を返済する期間の年数。

7. 市町村が作成する資料

項目	提出物		H28末までに汚水処理人口普及率100%見込みの市町村	浄化槽整備のみが残っている(H28末までに集合処理区域が100%整備予定の)市町村	その他の市町村
1-1 基礎調査	様式1-1	行政区域・市街化区域等面積調書	○	○	○
	様式1-2	開発予定区域調書	○	○	○
	様式1-3	既存の汚水処理施設計画区域調書	○	○	○
	様式1-4	人口の現況と見通しに関する調書	○	○	○
	様式1-5	既整備区域等調書	○	○	○
	図面-1	基礎調査図	○	○	○
2. 検討単位区域の設定	様式2-1	検討単位区域(修正前)調書	-	-	○
	様式2-2	検討単位区域(修正後)調書	-	-	○
	図面-2	検討単位区域図	-	-	○
3. 処理区域の設定	様式3-1	処理区域(案)調書	-	-	○
4. 整備手法の選定	様式4-1	整備手法の選定調書	○	○	○
5. 概算事業費の算定	様式5-1	概算事業費	-	○	○
6. 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	様式6-1-1	整備スケジュールの設定(公共下水道)	-	-	○
	様式6-1-2	整備スケジュールの設定(農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、小規模排水処理施設、簡易排水施設)	-	-	○
	様式6-1-3	整備スケジュールの設定(個別処理、暫定個別処理)	-	○	○
	様式6-1-4	事業の健全性	-	○	○
	様式6-2	段階的整備計画調書	○	○	○
	様式6-3	アクションプラン調書	△	○	○
	様式6-4	長期的(20~30年)な整備・運営管理内容調書	○	○	○
	様式6-5	年間投資可能額調書	-	○	○
	図面-3	構想図	○	○	○
	様式6-6	下水道等事業に係る他会計繰入金に関する調書	○	○	○
	どちらか片方を提出	様式6-7-1	収支に関する調書(法適用企業・収益的収支)	○	○
様式6-7-2		収支に関する調書(法非適用企業・収益的収支)	○	○	○

○…必ず提出 △…省略可能 -…提出不要

第1章 基礎調査

基礎調査として、以下の項目を把握する。

1-1 土地利用の現況

各市町村は土地利用の現況に関して、次の事項について把握し、「様式1-1」「様式1-2」の調書及び「図面-1（基礎調査図）」に記入する。「図面-1」は、都市計画図または用途地域図（縮尺1万～2.5万分の1程度）を利用する。用途地域のない町村は白図を利用する。

- ① 行政区域
- ② 都市計画区域
- ③ 市街化区域（用途地域）
- ④ 農業振興地域
- ⑤ 将来開発予定区域

なお、ここでいう将来開発予定区域とは、現時点において開発面積等が明確な区域をいう。

1-2 下水道等事業の現況と策定状況

既存の下水道等の現況と計画について、事業種別、処理区域別に次の事項の調査を行い、「様式1-3」の調書を作成する。

- ① 下水道等の計画区域（下水道基本計画、農業集落排水整備計画等）
- ② 処理施設の位置及び処理方式
- ③ 計画処理人口、計画汚水量
- ④ 事業期間、完了、未完了の区別
- ⑤ 処理区域内の現況人口及び現況戸数

なお、下水道等の計画区域については、「図面-1」に区域番号を付けて表示する。また、処理場の位置についても図面に表示する。

1-3 人口及び世帯数の現況と見通し

各市町村の現況人口、アクションプランに用いる行政人口、将来人口について「様式1-4」の調書に記入する。

- ① 現況人口・・・・・・・・平成26年度末の住民基本台帳人口
- ② アクションプラン・・・・中期目標年次（平成37年度末）における行政人口
に用いる行政人口 原則、住民基本台帳人口を基に社人研による推計値より求めた人口倍率を加味した人口（p.5の表）を用いる。なお、各市町村が独自に詳細な推計を公表している場合は、それを用いてもよい。
- ③ 将来人口・・・・・・・・長期目標年次（平成47年度末）における行政人口アクションプランに用いる行政人口と同様の考え方とする。検討単位区域の判定（経済比較）に用いる人口は、将来人口とする。

世帯数については、世帯人員を社人研による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014年4月推計）」による岐阜県の世帯人員を用いること等により推定し、「様式1-4」の調書に記入する。また、将来人口・世帯数を地区（検討単位区域）に配分する際の考え方も記入する。

市町村名	〇〇〇〇市
------	-------

様式 1 - 1 行政区域・市街化区域等面積調書

	行政区域	都市計画区域	市街化区域	用途地域	農業振興地域	備考
面積(ha)	5,972	5,972	325	325	624	
年・月・日	平成27年3月31日現在	平成27年3月31日現在	平成27年3月31日現在	平成27年3月31日現在	平成27年3月31日現在	

様式 1 - 2 開発予定区域調書

区域番号	概要	面積(ha)	開発予定年月日	備考
1	住宅団地 〇〇区画	12.5	H18.3.31	
2	住宅団地 〇〇区画	6.3	H16.3.31	

様式 1 - 3 既存の汚水処理施設計画区域調査書

(平成26年度の「調査表1 既存の汚水処理施設計画区域調査書」と同じ様式

市町村名 ○○○○市

区域番号	事業名称	処理区域名	事業期間	完了 未完 の別	処理施設の位置	処理方式	計画面積 (ha)	現況人口 (平成26年度末) (人)	現況戸数 (平成26年度末) (戸)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日)		放流先	備考
											日平均	日最大		
A-1	○○流域関連○○町公共下水道	○○処理区	H○年○月 ~ H○年○月	未	○○市○○町○丁目○ー○	標準活性汚泥	A 148.0	A 5820	A 1865	A 6100	A 2150	A 2670	○○川	計画面積は○○町分のみ
							B 356.0	B 12863	B 4007	B 14900	B 5250	B 6530		
							計 504.0	計 18683	計 5872	計 21000	計 7400	計 9200		
A-2	○○町特定環境保全公共下水道	○○処理区	S○年○月 ~ H○年○月	未	○○町大字○○字○○	オキシデーションディッチ	A 52.0	A 2365	A 758	A 2500	A 880	A 1170	○○海域	
							B 10.0	B 462	B 148	B 500	B 170	B 230		
							計 62.0	計 2827	計 906	計 3000	計 1050	計 1400		
A-3	○○地区農業集落排水施設	○○地区	H○年○月 ~ H○年○月	完	○○町大字○○字○○	連続流入間欠ばっ気	A 18.0	A 700	A 223	A 700	A 190	A 230	○○川	
							B	B	B	B	B	B		
							計 18.0	計 700	計 223	計 700	計 190	計 230		
A-4	町営○○団地コミュニティ・プラント	町営○○団地	H○年○月 ~ H○年○月	完	○○町大字○○字○○	接触ばっ気	A 2.0	A 140	A 60	A 150	A 30	A 40	水路→○○川	
							B	B	B	B	B	B		
							計 2.0	計 140	計 60	計 150	計 30	計 40		
			~				A	A	A	A	A			
			~				B	B	B	B	B			
			~				計	計	計	計	計			
			~				A	A	A	A	A			
			~				B	B	B	B	B			
			~				計	計	計	計	計			
			~				A	A	A	A	A			
			~				B	B	B	B	B			
			~				計	計	計	計	計			
			~				A	A	A	A	A			
			~				B	B	B	B	B			
			~				計	計	計	計	計			
			~				A	A	A	A	A			
			~				B	B	B	B	B			
			~				計	計	計	計	計			

- 注) 1. 区域番号は、A-1、A-2…という要領で昇順で番号を付ける。
 2. 「事業の名称」の欄には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント等の事業名を記入する。
 3. 既存の汚水処理施設とは、汚水処理施設の基本計画または事業計画が立てられた区域を言う。
 4. 計画面積、現況人口、現況戸数、計画処理人口、計画汚水量は下段に合計値、上段にA：既整備区域等、中段にB：未整備区域の値を記入する。
 A：既整備区域等とは、既整備区域に加え、今後2年間（平成28年度まで）で整備が完成する区域
 B：未整備区域の欄には、全体からAの区域を除いた数値を記入する。
 5. 放流先は河川名等を記入する。水路等へ放流の場合は、「水路→○○川」のように記入する。
 6. 斜体文字で記入例が記入してあるので消去してから入力する。

様式1-4 人口の現況と見通しに関する調書

(1) 本構想で用いる人口

	①現況人口	②アクションプラン に用いる行政人口	③将来人口	備 考 (②③の設定方法等)
人口(人)	12465	12320	12189	以下のように、具体的に設定方法を述べる。 (1) 人口 ・市町村作業マニュアルp5の値(住基人口ベース) ・社人研推計値(H25.3公表) ・現況固定 ・市町村総合計画による (2) 世帯人員 ・社人研推計値(2014.3推計) 岐阜県値 ・社人研推計値の変化率を市の実績値に当てはめて算出 (3) 世帯数 ・人口÷世帯人員 による算出
世帯人員 (人/戸)	3.08	2.61	2.54	
世帯数 (戸)	4048	4720	4799	
年度	平成26年度末	平成37年度末	平成47年度末	

注) 1. 様式4-1の計画人口の合計値との整合に留意する。

2. 備考に、②、③の設定方法を記入。別添で表示しても良い。

(参考) 日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2014年4月推計)による岐阜県の世帯人員は以下のとおり。

都道府県	平均世帯人員					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	2.42	2.34	2.29	2.25	2.22	2.20
岐阜県	2.78	2.71	2.66	2.61	2.57	2.54

資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 将来の人口・世帯数を地区(検討単位区域)に配分する際の考え方

将来人口…将来行政人口から開発人口を除外した数値を、現況の地区別人口比率で一様に配分する。開発地区については、開発人口を上乗せする。

将来世帯数…地区別世帯数＝地区別将来人口／将来世帯人員 により算出する。

名	称	色	記号
	行政区域界	黒	
	都市計画区域界	黒	
	市街化区域界	水色	
	農業振興地域界	緑	
	将来開発予定区域	紫	
下 水 道 等 計 画 区 域	流域関連公共下水道	橙	
	単独公共下水道	赤	
	特定環境保全公共下水道	黄	
	農業集落排水	緑	
	コミュニティ・プラント	水色	
	小規模排水処理施設	青	
	簡易排水施設	紫	
	処理場	黒	
浄 化 槽	浄化槽（市町村設置） [浄化槽市町村整備推進事業]	桃	
	浄化槽（個人設置）	白	線なし

注) 流域関連特定環境保全公共下水道は流域関連公共下水道に分類する

図 1-1 (基礎調査図) 記入事項

表 1-1 日本の地域別将来推計人口（平成 25(2013)年 3 月推計）

結果表1 総人口および指数(平成22年=100とした場合) つづき

自治体	総人口(人)							指数	
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2025年	2040年
21000 岐阜県	2,080,773	2,035,473	1,978,053	1,907,818	1,829,589	1,746,339	1,659,525	91.7	79.8
21201 岐阜市	413,136	406,725	396,788	383,786	368,985	353,218	336,843	92.9	81.5
21202 大垣市	161,160	158,513	154,852	150,168	144,858	139,161	133,203	93.2	82.7
21203 高山市	92,747	89,095	85,238	80,959	76,501	71,946	67,393	87.3	72.7
21204 多治見市	112,595	109,579	105,970	101,477	96,355	90,769	84,893	90.1	75.4
21205 関市	91,418	89,631	87,407	84,687	81,562	78,051	74,150	92.6	81.1
21206 中津川市	80,910	77,600	74,102	70,285	66,395	62,501	58,568	86.9	72.4
21207 美濃市	22,629	21,631	20,577	19,484	18,370	17,206	15,968	86.1	70.6
21208 瑞浪市	40,387	38,731	37,046	35,224	33,328	31,413	29,501	87.2	73.0
21209 羽島市	67,197	66,535	65,339	63,572	61,418	59,043	56,512	94.6	84.1
21210 恵那市	53,718	51,379	48,858	46,226	43,572	40,946	38,278	86.1	71.3
21211 美濃加茂市	54,729	56,283	57,002	57,370	57,463	57,306	56,874	104.8	103.9
21212 土岐市	60,475	58,382	56,033	53,330	50,432	47,521	44,603	88.2	73.8
21213 各務原市	145,604	145,026	143,032	139,708	135,421	130,549	125,372	96.0	86.1
21214 可児市	97,436	96,655	95,239	92,924	89,797	86,015	81,849	95.4	84.0
21215 山県市	29,629	28,515	27,275	25,900	24,417	22,882	21,289	87.4	71.9
21216 瑞穂市	51,950	53,102	53,718	53,933	53,865	53,531	52,946	103.8	101.9
21217 飛騨市	26,732	24,781	22,939	21,055	19,231	17,509	15,904	78.8	59.5
21218 本巣市	35,047	34,902	34,407	33,665	32,763	31,730	30,598	96.1	87.3
21219 郡上市	44,491	41,718	38,983	36,240	33,643	31,197	28,788	81.5	64.7
21220 下呂市	36,314	34,179	32,018	29,783	27,558	25,430	23,384	82.0	64.4
21221 海津市	37,941	36,236	34,529	32,638	30,617	28,486	26,290	86.0	69.3
21302 岐南町	23,804	24,190	24,315	24,217	23,972	23,626	23,205	101.7	97.5
21303 笠松町	22,809	22,663	22,328	21,831	21,231	20,572	19,903	95.7	87.3
21341 養老町	31,332	29,992	28,659	27,195	25,634	23,952	22,200	86.8	70.9
21361 垂井町	28,505	27,837	27,039	26,075	25,007	23,878	22,684	91.5	79.6
21362 関ヶ原町	8,096	7,605	7,108	6,582	6,043	5,527	5,022	81.3	62.0
21381 神戸町	20,065	19,331	18,564	17,630	16,571	15,446	14,321	87.9	71.4
21382 輪之内町	10,028	10,014	9,953	9,837	9,691	9,508	9,281	98.1	92.6
21383 安八町	15,271	15,135	14,900	14,546	14,097	13,600	13,092	95.3	85.7
21401 揖斐川町	23,784	22,043	20,481	18,904	17,352	15,831	14,353	79.5	60.3
21403 大野町	23,859	23,566	23,094	22,444	21,704	20,867	19,947	94.1	83.6
21404 池田町	24,980	24,905	24,593	24,111	23,538	22,881	22,160	96.5	88.7
21421 北方町	18,395	18,837	19,027	19,050	18,963	18,770	18,517	103.6	100.7
21501 坂祝町	8,361	8,206	8,025	7,796	7,518	7,201	6,826	93.2	81.6
21502 富加町	5,516	5,393	5,215	5,014	4,793	4,548	4,289	90.9	77.8
21503 川辺町	10,593	10,285	9,927	9,539	9,117	8,679	8,218	90.1	77.6
21504 七宗町	4,484	4,128	3,787	3,459	3,135	2,828	2,533	77.1	56.5
21505 八百津町	12,045	11,172	10,348	9,529	8,742	7,979	7,235	79.1	60.1
21506 白川町	9,530	8,663	7,862	7,087	6,370	5,716	5,099	74.4	53.5
21507 東白川村	2,514	2,328	2,130	1,938	1,768	1,615	1,475	77.1	58.7
21521 御嵩町	18,824	18,311	17,728	17,051	16,289	15,458	14,561	90.6	77.4
21604 白川村	1,733	1,671	1,618	1,569	1,503	1,447	1,398	90.5	80.7

資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）－平成 22（2010）～52（2040）年－」国立社会保障・人口問題研究所

表 1-2 日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2014年4月推計）

表Ⅱ-2 都道府県別 平均世帯人員の推移

都道府県	平均世帯人員					
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全 国	2.42	2.34	2.29	2.25	2.22	2.20
北海道	2.21	2.14	2.10	2.07	2.05	2.04
青森県	2.61	2.51	2.44	2.38	2.34	2.30
岩手県	2.69	2.60	2.53	2.48	2.44	2.40
宮城県	2.56	2.48	2.43	2.38	2.35	2.32
秋田県	2.71	2.62	2.55	2.50	2.45	2.41
山形県	2.94	2.84	2.77	2.71	2.65	2.59
福島県	2.76	2.65	2.58	2.53	2.49	2.45
茨城県	2.68	2.60	2.54	2.49	2.45	2.41
栃木県	2.65	2.56	2.50	2.45	2.41	2.38
群馬県	2.61	2.53	2.47	2.43	2.39	2.37
埼玉県	2.50	2.42	2.35	2.31	2.28	2.26
千葉県	2.44	2.36	2.31	2.27	2.25	2.24
東京都	2.03	1.97	1.93	1.90	1.88	1.87
神奈川県	2.33	2.25	2.19	2.15	2.13	2.12
新潟県	2.77	2.68	2.61	2.55	2.49	2.45
富山県	2.79	2.70	2.64	2.58	2.54	2.50
石川県	2.58	2.51	2.46	2.41	2.38	2.36
福井県	2.86	2.77	2.71	2.65	2.60	2.56
山梨県	2.58	2.49	2.43	2.38	2.34	2.32
長野県	2.66	2.59	2.53	2.49	2.45	2.43
岐阜県	2.78	2.71	2.66	2.61	2.57	2.54
静岡県	2.65	2.57	2.51	2.47	2.43	2.39
愛知県	2.49	2.43	2.38	2.34	2.31	2.29
三重県	2.59	2.52	2.46	2.42	2.39	2.36
滋賀県	2.69	2.62	2.57	2.52	2.49	2.46
京都府	2.31	2.24	2.18	2.15	2.13	2.11
大阪府	2.28	2.20	2.14	2.10	2.08	2.07
兵庫県	2.44	2.36	2.30	2.26	2.23	2.22
奈良県	2.63	2.55	2.49	2.45	2.43	2.40
和歌山県	2.50	2.41	2.35	2.31	2.28	2.25
鳥取県	2.71	2.63	2.57	2.53	2.50	2.46
島根県	2.66	2.58	2.53	2.50	2.47	2.44
岡山県	2.52	2.46	2.41	2.38	2.35	2.33
広島県	2.36	2.29	2.24	2.21	2.20	2.19
山口県	2.36	2.29	2.25	2.22	2.20	2.20
徳島県	2.52	2.44	2.38	2.34	2.31	2.28
香川県	2.49	2.41	2.36	2.32	2.29	2.27
愛媛県	2.37	2.30	2.25	2.22	2.20	2.19
高知県	2.30	2.22	2.16	2.12	2.10	2.08
福岡県	2.35	2.27	2.22	2.19	2.17	2.15
佐賀県	2.80	2.72	2.66	2.61	2.58	2.55
長崎県	2.47	2.39	2.33	2.29	2.27	2.25
熊本県	2.57	2.50	2.45	2.42	2.39	2.37
大分県	2.41	2.35	2.31	2.28	2.26	2.24
宮崎県	2.40	2.33	2.29	2.26	2.24	2.23
鹿児島県	2.27	2.20	2.16	2.15	2.14	2.14
沖縄県	2.63	2.51	2.43	2.37	2.33	2.30

資料：国立社会保障・人口問題研究所

1-4 計画汚水量原単位

計画汚水量原単位は、下水道処理施設の費用関数に適用する計画汚水量（人口×汚水量原単位）を算定するために設定する。

一般的には「生活汚水量」と「営業汚水量」を1人1日当りの換算値としてまとめていることが多く、処理場等への計画流入水量は、地下水量（経験的には人口×計画汚水量原単位を用いて求めた日最大計画汚水量の10～20%）を見込んで算定する。

本構想策定に用いる計画汚水量原単位は、以下の方針とする。

汚水量原単位の基本方針

- ・計画汚水量原単位は、「生活汚水量」と「地下水量」を併せた原単位を用いる。
- ・一般家庭以外の事業所（学校、病院、商店等）からの営業汚水量に相当する汚水は「換算人口」による算出を行うことから、営業汚水量の原単位は設定しない。
- ・汚水処理事業の実績値に基づく推計値を用いることができる。
- ・既存の下水道事業計画・農業集落排水処理施設計画等がある場合は、それらの計画値を用いる。
- ・既存の下水道事業計画・農業集落排水施設計画の策定年度が古い（策定年度が平成21年度以前）場合は、水道給水実績を調査し、生活汚水量原単位を求める。生活汚水量原単位は、生活有収水量を現在給水人口で除して求める。地下水量は、生活汚水量原単位の10～20%の値を設定する。
- ・処理区域が複数ある場合は、代表的処理区域の計画値で統一しても良い。
- ・検討が必要な地域の人口密度は低いことが想定されるため、既存の計画値が無く、利用可能な水道給水実績資料もない場合は、以下の値を用いる。

表 1-3 汚水量原単位の標準値

	日平均 (L/人・日)	日最大 (L/人・日)
生活	240	300
地下水	30	30
合計	270	330

出典)「農業集落排水施設設計指針」における計画汚水量の設計諸元（標準）より

第2章 検討単位区域の設定

2-1 検討単位区域

集合処理か浄化槽かを検討する上での、一定の家屋集合体を検討単位区域とする。検討単位区域は、「既整備区域等」と「既整備区域等以外の区域」に分かれる。

2-2 既整備区域等の把握・設定

「既整備区域等」は、平成 28 年度末時点で集合処理の整備が完成する区域のことをいい、これらを把握した上で、家屋間限界距離（2-4 で詳述）等を活用して、それらの区域に取り込む連坦する未整備の家屋を含めて設定する。

(1) 既整備区域等の把握

各種污水处理施設の既整備区域及び平成 28 年度末時点で完成する区域を把握し、様式 1-5 に整理する。

(2) 周辺家屋の取り込み等による既整備区域等の設定

既整備区域等の周辺家屋について、家屋間限界距離等を活用し、経済性を基にした家屋の取り込みの検討を行い、「様式 1-5」に整理する。

2-3 既整備区域等の取り扱い

既整備区域等については「様式 1-5」に既整備区域等調書として整理するとともに周辺に接続可能性のある区域があるか確認し、接続可能性のある区域がある場合は、「第3章 処理区域の設定」の対象とする。

接続可能性のある区域がない場合は処理区として確定し、「様式 3-1」に整理するとともに「第4章 整備・運営管理手法の選定」へ進む。

検討の流れを「図 2-1 市町村作業フロー」に示す。

2-4 既整備区域等以外の検討単位区域の設定

2-2で把握した既整備区域以外の検討単位区域について、新たな検討単位区域の設定、また、現在の計画における処理区の修正を行う。

作業フローを以下に示す。

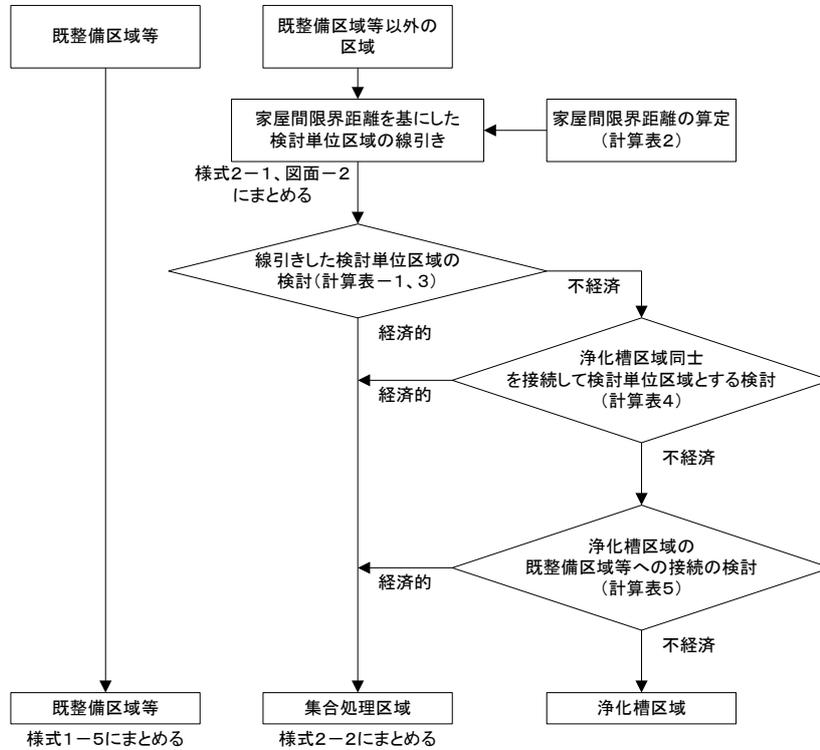
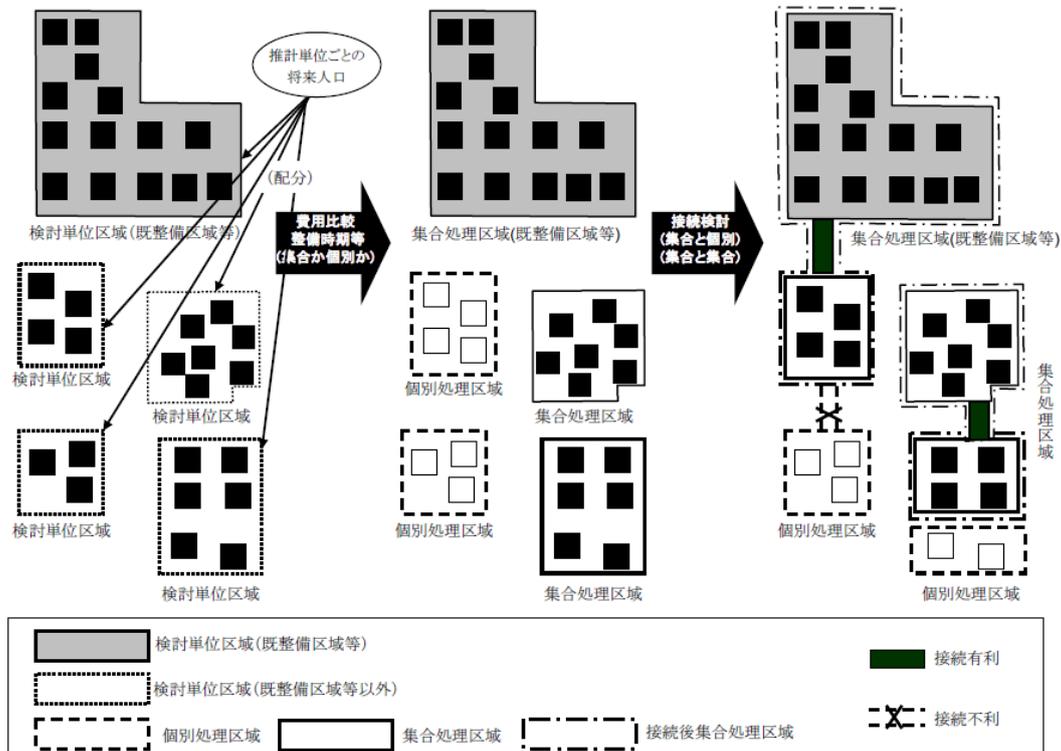


図 2-1 検討単位区域の設定フロー

※「既整備区域等」は、平成 28 年度末時点で集合処理の整備が完成する区域のこと



出典：「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」

○**計算表－1～12**について

「第2章 検討単位区域の設定」、「第3章 処理区域の設定」で実施する費用比較は、**計算表－1～9**を用いて容易に実施することができる。

計算表－10は「第5章 概算事業費の算定」で使用する。**計算表－11**及び**計算表－12**については「3－3 経営収支を考慮した経済性評価について」で解説する。

なお、計算表に用いる費用関数はP2-23のとおりである。

表 2-1 計算表1～12の用途

	事業種別	用 途
計算表－1	公共下水道・農集排等	新規の検討単位区域が、単体で集合処理が有利かどうかを判定する。
計算表－2	公共下水道・農集排等	既整備区域等の家屋間限界距離を算定する。
計算表－3	公共下水道・農集排等	既存の検討単位区域が、単体で集合処理が有利かどうかを判定する。
計算表－4	公共下水道・農集排等	計算表－3と同じものである。様式2－1で整理した検討単位区域を修正した場合に、修正結果を計算表－4で判定する。
計算表－5	公共下水道・農集排等	計算表－3または計算表－4で浄化槽と判定された区域について、既整備区域等へ接続の優位性を判定する。
計算表－6	単独公共下水道・農集排等	計算表－3または計算表－4で集合処理と判定された区域について、既整備区域等へ接続の優位性を判定する。
計算表－7	流域関連公共下水道	計算表－3または計算表－4で浄化槽と判定された区域について、既整備区域等へ接続の優位性を判定する。
計算表－8	流域関連公共下水道	計算表－3または計算表－4で集合処理と判定された区域について、既整備区域等へ接続の優位性を判定する。
計算表－9	単独公共下水道・農集排等	計算表－3または計算表－4で集合処理と判定された区域同士の、統合の優位性を判定する。
計算表－10	公共下水道・農集排等	処理区域の決定後、概算事業費の算定に用いる（事業未着手の処理区が対象）。
計算表－11	公共下水道・農集排等	検討単位区域を単独処理区域とする場合の経営収支を判定する。計算表－1の代わりにこれを用いて判定することも可能とする。
計算表－12	公共下水道・農集排等	検討単位区域を既整備区域へ接続する場合の経営収支を判定する。計算表－6～8の代わりにこれを用いて判定することも可能とする。
計算表－13	流域関連公共下水道	検討単位区域を既整備区域へ接続する場合の経営収支を判定する。計算表－6～8の代わりにこれを用いて判定することも可能とする。

2-4-1 検討単位区域の線引き

検討単位区域の線引きの作業には、1/2,500～1/5,000 程度の白地図（都市計画図等）を使用する。なお、家屋の把握は住宅地図等を参考にする。

①新たに検討単位区域を設定する。

市街地周辺などにおける宅地の開発等により今後集合処理としていくことが望ましい地区が発生している場合、新たに検討単位区域を設定するために線引きを行う。

集落、住宅群を囲む際の目安は、家屋間の距離は 80m 程度を目安とし、10 戸以上を一つのまとまりとして囲み、整理する。

計算表-1 を利用し、集合処理か浄化槽かを確認する。なお、本マニュアルに準じた費用比較が実施されていれば、これら計算表の使用は必須ではない。

計算表-1 処理形態の確認表 [入力シート]

区域番号	B-1	
地区名	△△地区	
検討する事業種別（公共下水道=1、農集排等=2）		2
戸数		150 戸
浄化槽設置済み基数		基
1 戸当たり人口		3.0 人
1 人 1 日	日平均	0.270 m ³ /人・日
	日最大	0.330 m ³ /人・日
管路延長（自然流下管）		1,500 m
管路延長（圧送管）		100 m
マンホールポンプ数		1 基
浄化槽の設定	人槽	5 人槽
	豪雪	
	市町村設置	

注・① 1 人 1 日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がない場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。

② 戸数は非定住家屋を含めた換算戸数（将来値）を記入する。

③ 1 戸当たりの人口は、地区別に大きな差異がある場合は地区別に設定、それ以外は同一の値（様式 1-4 の将来値）としてよい。

④ 管路延長は、道路延長を地図上で計測し管路延長とする。

⑤ 設置済み浄化槽の基数が把握でき、短期的な経済性を重要視する場合は、設置済み浄化槽基数を入力することにより、個別処理費用から設置済み浄化槽分の費用を控除した費用比較が可能である。

⑥ 浄化槽の設定

人槽…5または7を入力

豪雪…豪雪地帯型の設置が想定される地域は1を入力

市町村設置…市町村設置型が想定される地域は1を入力

計算表－1 処理形態の確認表 [計算結果]

年あたり事業費の比較

1. 集合処理の場合

		単位	数値	備考
処理人口		(人)	450	
日最大処理水量		(m ³ /日)	149	
日平均処理水量		(m ³ /日)	122	
処理場	建設費	(千円)	188,439	
	耐用年数	(年)	33	
	年建設費	(千円/年)	5,710	①
	維持管理費	(千円/年)	6,701	②
	小計	(千円/年)	12,411	③=①+②
管渠(自然流下管)	建設費	(千円)	75,000	
	耐用年数	(年)	72	
	年建設費	(千円/年)	1,042	④
	維持管理費	(千円/年)	47	⑤
	小計	(千円/年)	1,088	⑥=④+⑤
管渠(圧送管)	建設費	(千円)	3,500	
	耐用年数	(年)	72	
	年建設費	(千円/年)	49	⑦
	維持管理費	(千円/年)	3	⑧
	小計	(千円/年)	52	⑨=⑦+⑧
マンホールポンプ	建設費	(千円)	4,890	
	耐用年数	(年)	25	
	年建設費	(千円/年)	196	⑩
	維持管理費	(千円/年)	266	⑪
	小計	(千円/年)	462	⑫=⑩+⑪
合計		(千円/年)	14,012	⑬=③+⑥+⑨+⑫

2. 個別処理の場合

		単位	数値	備考
合併処理浄化槽(B)	基数	(基)	150	
	建設費	(千円)	118,200	
	耐用年数	(年)	40	
	年建設費	(千円/年)	2,955	①
	維持管理費	(千円/年)	8,700	②
	小計	(千円/年)	11,655	③=①+②

3. 判定

集合処理	(千円/年)	14,012
個別処理	(千円/年)	11,655

集合処理 > 個別処理
 よって、対象区域は **個別処理** が有利となる。

家屋間限界距離

検討単位区域の線引きを行う場合の家屋間限界距離は、1戸の家屋を隣接する検討単位区域に接続した場合に、接続に要する費用と1戸の家屋を浄化槽とした場合の費用が同程度になる時の接続管渠延長を求めてこれを目安とする。従ってこの距離以内であればその家屋は検討単位区域に含めた方が費用的には有利となる。

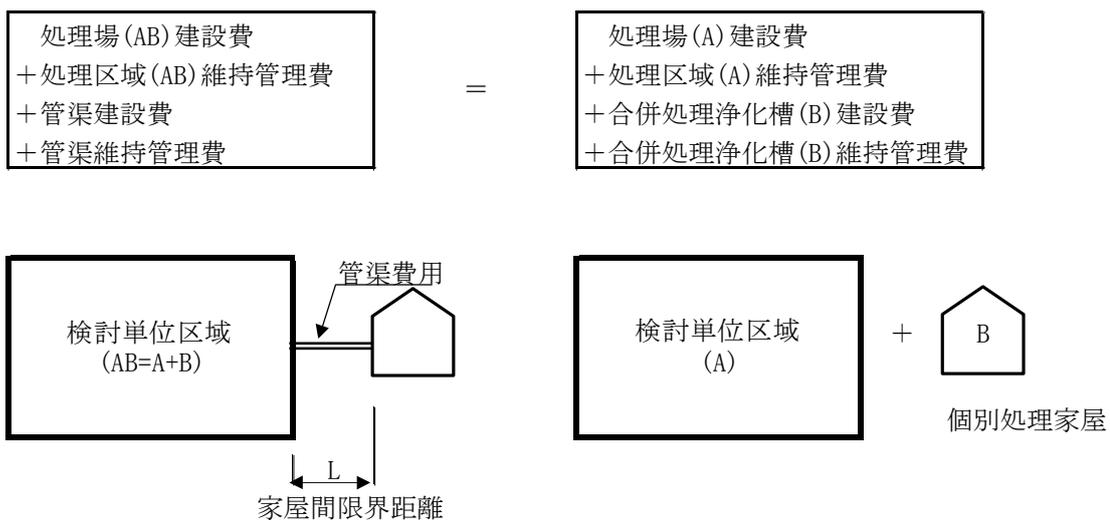


図 2-2 家屋間限界距離の概念図

②現処理区域を修正する。

現処理区（既定計画区域のうち、将来整備区域）の区域界周辺を対象として、既計画を参考に「計算表－2」を利用し、家屋間限界距離を確認し、必要に応じて線引きの修正を行う。

家屋間限界距離は、原則、既整備区域等を対象として算定する。既整備区域等のない新規の処理区を検討する場合は、その処理区の諸数値（人口、戸数、原単位）を用いて算定する。既整備区域等が下水道事業の全体計画区域または事業計画区域に近似する規模であれば、全体計画または事業計画における諸数値（人口、戸数、原単位）を用いても良い。農業集落排水等の家屋間限界距離も同様とする。

計算表－2 家屋間限界距離の算定表

[入力シート]

区域番号		A-1
地区名		△△地区
検討する事業種別（公共下水道=1、農集排等=2）		1
戸数		2000 戸
1戸当たり人口		3.0 人
1人1日	日平均	0.270 m ³ /人・日
	日最大	0.330 m ³ /人・日
判定表の最小戸数		1 戸
浄化槽 の設定	人槽	5 人槽
	豪雪	
	市町村設置	

注・① 1人1日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がない場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。

② 戸数は非定住家屋を含めた換算戸数（将来値）を記入する。

③ 1戸当たりの人口は、地区別に大きな差異がある場合は地区別に設定、それ以外は同一の値（様式1-4の将来値）としてよい。

④ 浄化槽の設定

人槽…5または7を入力

豪雪…豪雪地帯型の設置が想定される地域は1を入力

市町村設置…市町村設置型が想定される地域は1を入力

計算表－２ 家屋間限界距離の算定表[計算結果]

家屋間限界距離の算定表

条件

区域番号	A-1	事業種別	公共下水道
地区名	△△地区	日平均汚水量	0.270 m ³ /人・日
戸数	2000 戸	日最大汚水量	0.330 m ³ /人・日
1世帯当たり人口	3.0 人/世帯		

処理場規模

日最大 1980 m³/日

日平均 1620 m³/日

[計算結果]

戸数 (戸)	人口 (人)	限界距離 (m)	戸数 (戸)	人口 (人)	限界距離 (m)
1	3	71	41	123	2,642
2	6	136	42	126	2,707
3	9	201	43	129	2,772
4	12	266	44	132	2,837
5	15	331	45	135	2,902
6	18	396	46	138	2,967
7	21	461	47	141	3,032
8	24	511	48	144	3,097
9	27	576	49	147	3,162
10	30	641	50	150	3,227
11	33	706	51	153	3,292
12	36	771	52	156	3,357
13	39	836	53	159	3,422
14	42	901	54	162	3,487
15	45	966	55	165	3,552
16	48	1,031	56	168	3,617
17	51	1,096	57	171	3,682
18	54	1,161	58	174	3,747
19	57	1,226	59	177	3,812
20	60	1,291	60	180	3,877
21	63	1,356	61	183	3,942
22	66	1,421	62	186	3,993
23	69	1,486	63	189	4,058
24	72	1,551	64	192	4,123
25	75	1,616	65	195	4,188
26	78	1,681	66	198	4,253
27	81	1,746	67	201	4,318
28	84	1,811	68	204	4,383
29	87	1,876	69	207	4,448
30	90	1,941	70	210	4,513
31	93	2,006	71	213	4,578
32	96	2,071	72	216	4,643
33	99	2,136	73	219	4,708
34	102	2,187	74	222	4,774
35	105	2,252	75	225	4,839
36	108	2,317	76	228	4,904
37	111	2,382	77	231	4,969
38	114	2,447	78	234	5,034
39	117	2,512	79	237	5,099
40	120	2,577	80	240	5,164

[線引き作業で留意すること]

- ア)原則として、居住家屋のみを抽出する。居住家屋の抽出には、住宅地図などを参考にする。非居住家屋とみなされるものとしては、作業場、納屋、倉庫、ガレージ、畜舎、ビニールハウス等が挙げられる。
- イ)居住地と農耕地、山林などの境界は、白地図で植生界として図示されているので、それに沿ってできるだけ住宅地だけを囲むように線引きする。
- ウ)離れた家屋を一体となるように線引きする場合は、管渠ルートとなる道路に沿って線引きを行う。
- エ)大きな河川、国道、鉄道等は、管渠が横断する際、埋設深度が大きくなるなど横断が困難な場合が多いので、それらを含むような区域の設定を避ける。
- オ)住宅造成が行われている区域、または宅地造成の実施が計画されている区域は、全て家屋が建ち並んだ状態を想定して線引きを行うものとする。

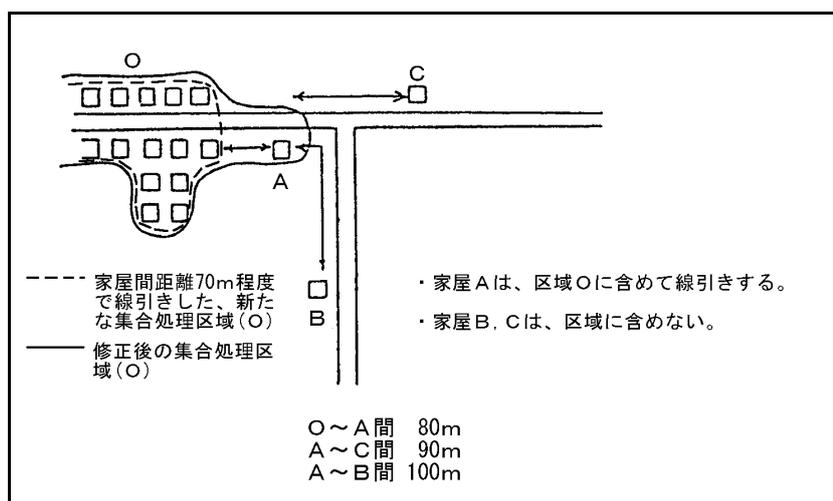


図 2-3 家屋間限界距離（80mの場合）の適用例

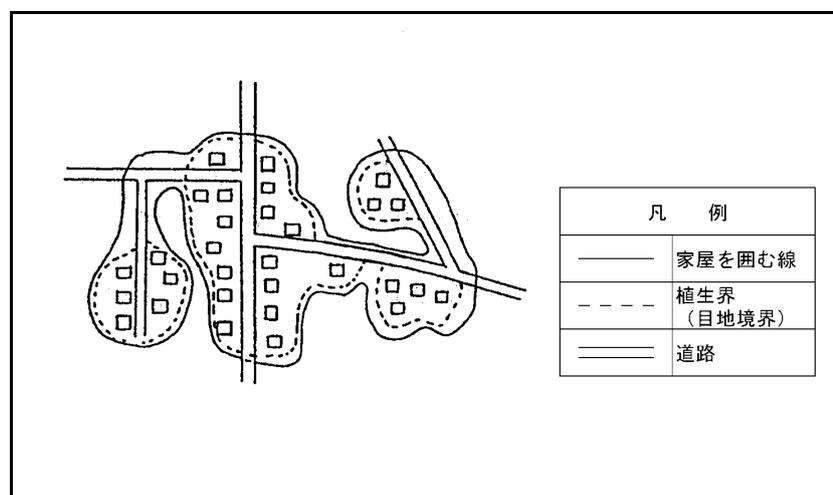


図 2-4 家屋を含む線引きの要領

2-4-2 線引きした区域の状況把握

下記の要領で、線引きした区域の状況を把握し、「様式2-1」に記入する。

①定住家屋の確認

住宅地図によって、空き家、倉庫、車庫、ガレージ等の非定住家屋を区分する。この際、実際に居住している家屋(定住家屋)を確認する。

②非定住家屋の取扱い

学校、事務所ビル、工場等の事業所がある場合は、排水量を家屋戸数に換算するかまたは、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」を参考にして処理対象人員を家屋戸数に換算する。もしくは、作業効率を上げるため、表2-2のように換算家屋戸数の採用値を一律に設定しても良い。なお、計画処理人口の増分の扱いはしないものとする。

〔「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に基づく計算例〕

(小学校の場合)

定員 $P=400$ 人、1戸あたり人口 $=3$ 人/戸

人員： $n=0.2P=0.2 \times 400=80$ (人)

換算家屋戸数 $=80 \text{ 人} \div 3 \text{ 人/戸} = 27$ 戸

(事務所の場合)

延べ面積 $A=1,000 \text{ m}^2$ 、1戸あたり人口 $=3$ 人/戸

人員： $n=0.06A=0.06 \times 1,000=60$ (人)

換算家屋戸数 $=60 \text{ 人} \div 3 \text{ 人/戸} = 20$ 戸

(工場の場合)

定員 $P=50$ 人、1戸あたり人口 $=3$ 人/戸

人員： $n=0.30P=0.30 \times 50=15$ (人)

換算家屋戸数 $=15 \text{ 人} \div 3 \text{ 人/戸} = 5$ 戸

表 2-2 換算家屋戸数の採用例

区分	換算家屋戸数 (戸)			採用理由の例
	国マニュアル	本マニュアル	市町村採用値(例)	
① 一般住宅	1	1	1	
② 集合住宅	—	—	10	市内の集合住宅の平均的規模から設定した
③ 事務所・飲食店	25	20	3	工場並とする
④ 工場	6	5	3	市内工場の規模から国マニュアルの1/2とした
⑤ 学校 (小中学校)	33	27	27	本マニュアル値を採用
⑥ 学校 (幼稚園、保育園)	—	—	10	市内の施設の平均的規模から設定した
⑦ 病院・医院	—	—	3	工場並とする
⑧ 商店・喫茶店	—	—	3	工場並とする

注) 国マニュアル、本マニュアルの数値は、換算家屋数の算定例の値である

③線引きした区域の管渠延長の設定

線引きした区域内の道路延長を測る。便宜上、道路延長を管渠延長とみなす。

[道路延長を測る際の留意点]

ア)計測には、白地図等を使用する。

イ)家屋周辺をとりまく形態の道路では、どちらか一方に面した道路に管渠があれば排水できると想定し、必要最小限の路線を管渠延長として計上する。

ウ)将来的に家屋が張り付かないと考えられる土地に面する道路は、原則として管渠を埋設しないと想定し、管渠延長には計上しない。

④1戸あたり人口

住民基本台帳をもとに、検討単位区域(修正前)の1戸あたり人口を求める。

⑤1人1日あたり使用水量(汚水量原単位)

「1-4 計画汚水量原単位」に準じて設定する。

⑥設置済み浄化槽基数

設置済み浄化槽基数を把握し、浄化槽費用の算定時に設置済み浄化槽基数分を控除して浄化槽設置費用を算定する。

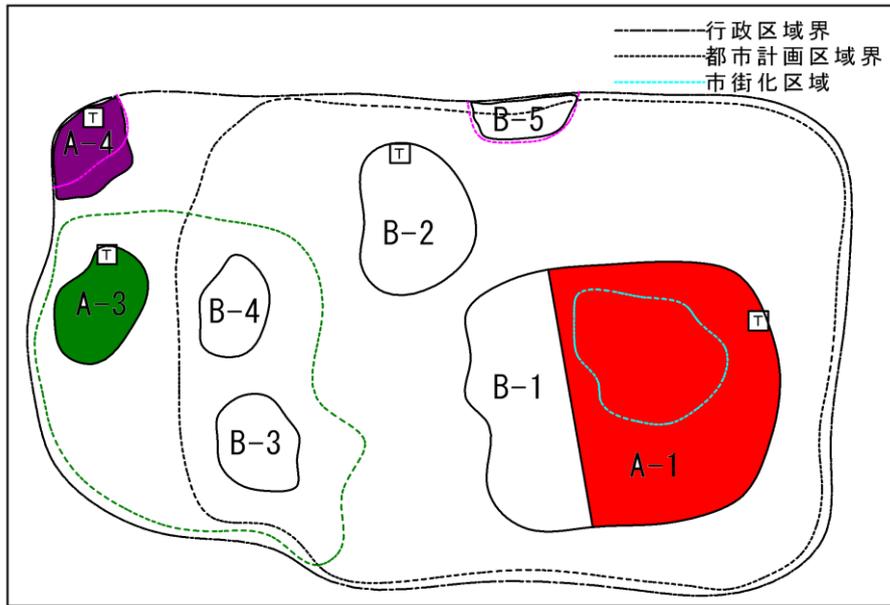
⑦検討単位区域図の作成

「図面－２」として検討単位区域図を作成する。「図面－２」は、都市計画図（縮尺１万～２.５万分の１程度の白図）を利用する。

[「図面－２」（検討単位区域図）記入事項]

名 称		色	記 号
検討単位区域		黒	B-1
既 整 備 区 域 等	流域関連公共下水道	橙	
	単独公共下水道	赤	
	特定環境保全公共下水道	黄	
	農業集落排水	緑	
	コミュニティ・プラント	水色	
	小規模排水処理施設	青	
	簡易排水施設	紫	
	浄化槽（市町村設置） [浄化槽市町村整備推進事業]	桃	
	浄化槽（経済比較あり）	白	
	浄化槽	白	線なし

注）既整備区域等は黒で囲み、「様式１－５」の処理区番号を記入する。



様式 2 - 1 検討単位区域（修正前）調書（2）

市町村名	〇〇〇〇市
------	-------

経済比較に用いた費用関数について

- すべて市町村作業マニュアルの費用関数・耐用年数（県内市町村実績に基づく）を用いた。
- すべて国マニュアルの費用関数・耐用年数を用いた。
- 一部独自の数値を用い、それ以外については市町村作業マニュアルの数値を用いた。
- 一部独自の数値を用い、それ以外については国マニュアルの数値を用いた。

【独自の数値を設定した項目】

項目		採用した単価もしくは費用関数・耐用年数	設定した根拠	備考

補足説明

表 2-3 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000) (1/5)

建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理

対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

Estimation of population for waste water purifier of buildings

1. 適用範囲

この規格は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

2. 建築用途別処理対象人員算定基準

建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

3. 特殊の建築用途の適用

- 3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
- 3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.3 2以上の建築物が共同で屎尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

2-17

表「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び「処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値」

類似用途番号	建築用途		処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注4)		1日の排水時間
			算定式	算定単位	水量負荷算定 (L/人・日)	BOD量負荷算定 (g/人・日)	
1	集会場施設関係	イ 公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n=0.08A$	n:人員(人) A:延べ面積 (㎡)	200	30	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12
		ロ 競輪場・競馬場・競艇場	$n=16C$	n:人員(人) C ^(注1) :総便器数(個)	150	40	10
		ハ 観覧場・体育館	$n=0.065A$	n:人員(人) A:延べ面積 (㎡)	155	40	15

表 2-3 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000) (2/5)

類似用途番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注4)		1日の排水時間	
				算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)		
2	住宅施設関係	イ	住宅	A ≤ 130の場合	n = 5	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	40	12
				130 < Aの場合	n = 7				
				台所が2ヶ所以上でかつ、浴室が2ヶ所以上の場合	n = 10				
		ロ	共同住宅	n = 0.05A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室 ^(注2) だけで構成されている場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。	200	40	12	
		ハ	下宿・寄宿舎	n = 0.07A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	28	8	
ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	n = P	n:人員(人) P:定員(人)	200	40	8 (但し老人ホーム10)			
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合	n = 0.15A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	40	10
				結婚式場又は宴会場をもたない場合	n = 0.075A		400	40	
		ロ	モーテル	n = 5R	n:人員(人) R:客室数	200	30		
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	n = P	n:人員(人) P:定員(人)	200	40	8	
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合 n = 8B	n:人員(人) B:ベッド数(床)	125	40	12
				300床以上の場合	n = 11.43(B-300)+2,400		113	36	
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合 n = 5B		200	30	
				300床以上の場合	n = 7.14(B-300)+1,500		182	27	
		ロ	診療所・医院	n = 0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	130	40	8	

表 2-3 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000) (3/5)

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注4)		1日の排水時間		
			算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)			
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット	$n=0.075A$	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	30	8	
		ロ	百貨店	$n=0.15A$		200	30		
		ハ	飲食店	一般の場合		$n=0.72A$	180	40	8
				汚濁負荷の高い場合		$n=2.94A$	90	40	
				汚濁負荷の低い場合		$n=0.55A$	200	40	
		ニ	喫茶店	$n=0.80A$		200	30	10	
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n=0.075A$	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	30	8	
		ロ	パチンコ店	$n=0.11A$		200	30	12	
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	$n=0.15A$		200	30	8	
		ニ	ディスコ	$n=0.50A$		200	30	6	
		ホ	ゴルフ練習場	$n=0.25S$	n:人員(人) S:打席数(席)	200	30	10	
		ヘ	ボーリング場	$n=2.50L$	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	200	30		
		ト	バッティング場	$n=0.20S$	n:人員(人) S:打席数(席)	200	30		
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	$n=3S$	n:人員(人) S:コート面数(面)	200		30
				ナイター設備を設けない場合	$n=2S$		200		30
		リ	遊園地・海水浴場	$n=16C$	n:人員(人) C ^(注1) :総便器数(個)	150	40	7	
ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{(20C+120U)}{\div 8} \times t$	n:人員(人) C:大便器数(個) U ^(注3) :小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t:1.0~2.0	—	—	10			

表 2-3 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000) (4/5)

類似用途番号	建築用途		処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注4)		1日の排水時間			
			算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)				
6	娯楽施設	ル	キャンプ場	$n=0.56P$	n:人員(人) P:収容人員(人)	125	40	8		
		ヲ	ゴルフ場	$n=21H$	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250	26	10		
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	$n=3.60P$	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	135	40	12
					観光部	$n=3.83P$				
			売店なしPA	$n=2.55P$						
			売店	一般部	$n=2.66P$					
		観光部		$n=2.81P$						
ロ	駐車場・自動車車庫	$n = \frac{(20C+120U)}{8} \times t$	n:人員(人) C:大便器数(個) U ^(注3) :小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t:0.4~2.0	—	—	12				
ハ	ガソリンスタンド	$n=20$	n:人員(人) 1営業所当たり	—	—	8				
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	$n=0.20P$	n:人員(人) P:定員(人)	200	36	8		
		ロ	高等学校・大学・各種学校	$n=0.25P$		200	36			
		ハ	図書館	$n=0.08A$	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	30	5		

表 2-3 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000) (5/5)

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 ^(注1)		1日の排水時間
				算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)	
9	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	$n=0.075A$	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	40	8
			業務用厨房設備を設けない場合	$n=0.06A$		270	40	
10	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	$n=0.75P$	n:人員(人) P:定員(人)	133	40	工場・作業所 交代勤務無 8 有12~24 研究所・試験所 8
			業務用厨房設備を設けない場合	$n=0.30P$		200	30	
11	イ	市場		$n=0.02A$	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	200	40	10
		公衆浴場		$n=0.17A$		200	10	12
		公衆便所		$n=16C$	n:人員(人) C ^(注1) :総便器数(個)	—	—	8
	ロ	ニ	駅・バスターミナル	P<100,000の場合	$n=0.008P$	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	—	—
100,000≤P<200,000の場合				$n=0.010P$				
200,000≤Pの場合				$n=0.013P$				

*1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

*2 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

*3 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。

*4 処理対象人員1人あたりの汚水量及びBOD量は合併処理浄化槽に流入する場合に適用する。単独処理浄化槽の場合は一人当たり水量50ℓ、BOD量13gとする

2-4-3 検討単位区域(修正前)の判定

「様式2-1」に整理した区域における集合処理の経済的優位性の判定を、計算表-3により確認する。

経済性判定における費用は次頁表 2-4に示す岐阜県内市町村実績平均値による費用関数、もしくは国マニュアルによる費用関数、もしくは当該市町村の実績や計画に基づき具体的に積算したものをを用いて算定する。

耐用年数については、表 2-5に示す耐用年数(国マニュアルに基づく)を使用するが、浄化槽については、県内の9割以上において、機器設備類の更新が生涯機能保障される「らくらく一括契約」(岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会)で契約していることを踏まえ、本マニュアルでは当該耐用年数を躯体のみを考慮した40年と設定することを基本とする。

表 2-4 集合処理区域の判定に用いる費用項目（岐阜県内市町村実績に基づく費用関数）

事項	県内市町村実績に基づく費用関数	(参考) 国マニュアル費用関数
建設費	<p>【処理場（下水道）】 $C_t = 1.4779 \times Q^{0.923}$ (300 < Q ≤ 113,000 : 実績) Ct : 処理場建設費(百万円) Q : 日最大汚水量(m³/日)</p> <p>【処理場（農集排等）】 $Y = 4.3518 \times X^{0.6168}$ Y : 建設費(百万円) X : 計画人口(人)</p> <p>【管渠】 $C_p = 4.5 \times L$ (公共下水道 自然流下管) $C_p = 3.2 \times L$ (公共下水道 圧送管) $C_p = 5.0 \times L$ (集落排水 自然流下管) $C_p = 3.5 \times L$ (集落排水 圧送管) Cp : 管渠建設費(万円) L : 管渠延長(m)</p> <p>【マンホールポンプ】 公共下水道 821(万円/基) 集落排水 489(万円/基)</p> <p>【浄化槽】 5人槽 78.8(万円/基) 7人槽 94.5(万円/基) 5人槽(豪雪地帯型) 82.9(万円/基) 7人槽(豪雪地帯型) 108.5(万円/基) 5人槽(市町村設置) 80.5(万円/基) 7人槽(市町村設置) 98.2(万円/基) 5人槽(豪雪・市町村設置) 122.4(万円/基) 7人槽(豪雪・市町村設置) 146.4(万円/基)</p>	<p>【処理場（下水道）】 $C_t = 1,468 \times Q^{0.49}$ (Q < 300) $C_t = 50,500 \times (Q/1000)^{0.64}$ (300 ≤ Q ≤ 1300) $C_t = 138,000 \times (Q/1000)^{0.42}$ $\times (103.3/101.5)$ (1400 ≤ Q < 10000) $C_t = 155,000 \times (Q/1000)^{0.58}$ $\times (103.3/101.5)$ (10000 ≤ Q) Ct : 処理場建設費(万円) Q : 日最大汚水量(m³/日)</p> <p>【処理場（農集排等）】 $Y = 227.12 \times X^{0.6663}$ Y : 建設費(万円) X : 計画人口(人)</p> <p>【管渠】 $C_p = 6.3 \times L$ (公共下水道 自然流下管) $C_p = 4.5 \times L$ (公共下水道 圧送管) $C_p = 5.6 \times L$ (集落排水 自然流下管) Cp : 管渠建設費(万円) L : 管渠延長(m)</p> <p>【マンホールポンプ】 920(万円/基)</p> <p>【浄化槽】 5人槽 83.7(万円/基) 7人槽 104.3(万円/基)</p>
維持管理費	<p>【処理場（下水道）】 $M_t = 109.76 \times Q^{0.7322}$ Mt : 処理場維持管理費(千円/年) Q₁ : 日最大汚水量(m³/日)</p> <p>【処理場（農集排等）】 $Y = 36.69 \times X^{0.8524}$ Y : 維持管理費(千円/年) X : 計画人口(人)</p> <p>【管渠】 66円/(m・年) (公共下水道) 31円/(m・年) (集落排水)</p> <p>【マンホールポンプ】 公共下水道 28.1(万円/基・年) 農集排等 26.6(万円/基・年)</p> <p>【浄化槽】 5人槽 5.8(万円/基・年) 7人槽 6.4(万円/基・年)</p>	<p>【処理場（下水道）】 $M_t = 16.6 \times Q^{0.66}$ (Q < 300) $M_t = 1,900 \times (Q/1000)^{0.78}$ (300 ≤ Q ≤ 1300) $M_t = 2,860 \times (Q/1000)^{0.58}$ (1400 ≤ Q < 10000) $M_t = 1,880 \times (Q/1000)^{0.69}$ (10000 ≤ Q) Mt : 処理場維持管理費(万円/年) Q₁ : 日最大汚水量(m³/日)</p> <p>【処理場（農集排等）】 $Y = 3.7811 \times X^{0.6835}$ Y : 維持管理費(万円/年) X : 計画人口(人)</p> <p>【管渠】 60円/(m・年) (公共下水道) 31円/(m・年) (集落排水)</p> <p>【マンホールポンプ】 22(万円/基・年)</p> <p>【浄化槽】 5人槽 6.5(万円/基・年) 7人槽 7.7(万円/基・年)</p>

※維持管理費は電気代を含む。

表 2-5 汚水処理施設の耐用年数

経済比較の際に参考となる年数		
実績	処理場	土木建築物：50～70年 機械電気設備：15～35年
	管渠	50～120年
	浄化槽	躯体：30～50年 機器設備類：7～15年
	マンホールポンプ	機器設備類：15～35年
法律等	処理場	23年
	管渠	50年
	浄化槽	7年

(参考) 耐用年数の算定例

【管渠】

管渠の年数は、下水道供用開始後30年以上経過している市町村（組合含む）に対して、管渠の施工年度（10年区切り）毎の総延長とそのうちの更新済延長及び使用している最古管渠について調査し、その平均経過年数である72年と設定する。

【処理場】

処理場全体の年数は、土木建築物50年、機械電気設備25年、土木建築物：機械電気設備の比率を1：1として、以下の式に当てはめて33年と設定する。

$$\frac{1}{\left(\frac{0.5}{50} + \frac{0.5}{25}\right)} = 33\text{年}$$

【浄化槽】

浄化槽全体の年数は、躯体40年、機器設備類11年、躯体：機器設備類の比率を9：1として、以下の式に当てはめて32年と設定する。

$$\frac{1}{\left(\frac{0.9}{40} + \frac{0.1}{11}\right)} = 32\text{年}$$

【マンホールポンプ】

マンホールポンプの年数は、管渠を敷設するときに設置するマンホールにポンプ設備等を導入するものと考え、機械電気設備のみとし25年と設定する。

出典：「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月」国土交通省、農林水産省、環境省

2-4-4 検討単位区域の修正

〔計算表-3〕による経済性の判定結果において、集合処理が有利とされた区域、有利でないとされた区域の双方について、経済性を基にした区域の修正（①～④）を検討し、結果を、様式2-2に記入する。

①区域の縮小

集合処理が有利でないとされた区域にあつて、区域界付近で離隔の比較的大きい家屋を除外し、区域を縮小することにより集合処理が有利となることがある。各区域の限界距離については、〔計算表-2〕により確認し、区域の縮小を検討し、〔計算表-4〕により判定し、有利となった場合、集合処理区域とする。

②浄化槽区域同士の接続による集合処理としての判定

集合処理が有利でないとされた複数の区域同士を接続し、1つの区域と考えた場合、集合処理の方が有利となるかどうかを、〔計算表-4〕により判定し、有利となった場合、集合処理区域とする。なお、区域同士を接続するルート上の家屋も、検討に加える。

③浄化槽区域の既整備区域等への接続の検討

既整備区域等の周辺に位置する、集合処理が有利でないとされた区域について、〔計算表-5〕により、既整備区域等への接続の有利性を判定し、有利となった場合、当該区域を集合処理区域とする。

なお、検討単位区域の修正に際し、埋設深度が深くなるためにマンホール形式ポンプ場が必要な場合には、その設置基数を費用比較に加える。また、接続ルートに面して立地している家屋で、地形的にも接続ルートの管渠計画に支障がないと判断されるものについては取り込む。

〔ポンプが必要となる箇所の例〕

- ・接続先までの間に軌道横断箇所がある場合
- ・接続先までの間に河川の横断がある場合
- ・接続先までの道路が上がり勾配になっている場合

計算表－5 個別処理とされた検討単位区域の既整備区域等への接続判定表
[入力シート]

既整備区域等の諸元			備 考
区域番号	A-1		事業計画説明書等から 計画諸元を入力
事業の名称	〇〇町公共下水道		
処理区または地区名	〇〇処理区		
検討する事業種別（公共下水道=1、農集排等=2）	2		
処理人口	5,820 人		
計画汚水量	日平均	2,150 m ³ /日	
	日最大	2,670 m ³ /日	
接続を検討する検討単位区域の諸元			様式2-1にまとめた内容を記入
区域番号	B-1		
地区名	〇〇地区		
戸数	30 戸		
浄化槽設置済み基数	基		
人口	96 人		
自然流下管（面整備）	1,103 m		
圧送管（面整備）	100 m		
1人1日 当り汚水量	日平均	0.270 m ³ /人・日	
	日最大	0.330 m ³ /人・日	
概略汚水量	日平均	26 m ³ /日	
	日最大	32 m ³ /日	
マンホールポンプ	0 基		区域内の集水に必要なものを記入
接続施設			既整備区域等への接続に要するもの のみを記入する
マンホールポンプ	0 基		
自然流下管	260 m		
圧送管	0 m		
浄化槽 の設定	人槽	5 人槽	
	豪雪		
	市町村設置		
起債償還を考慮	1		考慮する場合、1を入力

部分に必要項目を記入

- 注・① 1人1日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がなく場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。
- ② 人口・戸数は非定住家屋を含めた換算人口（将来値）・換算戸数（将来値）を記入する。
- ③ 管路延長は、道路延長を地図上で計測し管路延長とする。
- ④ 設置済み浄化槽の基数が把握でき、短期的な経済性を重要視する場合は、設置済み浄化槽基数を入力することにより、個別処理費用から設置済み浄化槽分の費用を控除した費用比較が可能である。
- ⑤ 浄化槽の設定
 人槽…5または7を入力
 豪雪…豪雪地帯型の設置が想定される地域は1を入力
 市町村設置…市町村設置型が想定される地域は1を入力

計算表－５ 個別処理とされた検討単位区域の既整備区域等への接続判定表
 [計算結果]

既整備区域等	A-1	〇〇処理区		
検討単位区域	B-1	〇〇地区		
(1) 接続した場合				
既整備区域等 ＋ 検討単位区域	処理人口		5,916 人	
	汚水量	日平均	2,176 m ³ /日	
		日最大	2,702 m ³ /日	
	建設費	処理場		923,115 千円
		管渠 (面整備)	自然流下	55,150 千円
			圧送管	3,500 千円
			マンホールポンプ	0 千円
		接続施設	自然流下管	13,000 千円
			圧送管	0 千円
	マンホールポンプ		0 千円	
	年建設費	①処理場		27,973 千円/年
		②管渠 (面整備)	自然流下	766 千円/年
			圧送管	49 千円/年
			マンホールポンプ	0 千円/年
		③ 接続施設	自然流下管	181 千円/年
			圧送管	0 千円/年
	マンホールポンプ		0 千円/年	
維持管理費	④処理場		60,232 千円/年	
	⑤管渠 (面整備)	自然流下	34 千円/年	
		圧送管	3 千円/年	
		マンホールポンプ	0 千円/年	
	⑥ 接続施設	自然流下管	8 千円/年	
		圧送管	0 千円/年	
マンホールポンプ		0 千円/年		
⑦起債償還費 (利子分)		5,629 千円/年		
①～⑦計		94,875 千円/年		
(2) 接続しない場合				
既整備区域等	処理人口		5,820 人	
	汚水量	日平均	2,150 m ³ /日	
		日最大	2,670 m ³ /日	
	建設費	処理場	913,847 千円	
	年建設費	⑧処理場	27,692 千円/年	
	維持管理費	⑨処理場	59,397 千円/年	
⑩起債償還費 (利子分)		5,171 千円/年		
検討単位区域	建設費	合併浄化槽	23,640 千円	
	年建設費	⑪合併浄化槽	591 千円/年	
	維持管理費	⑫合併浄化槽	1,740 千円/年	
⑧～⑫計		94,591 千円/年		
判定	(1) > (2) よって	接続しない	方が経済的	

注) 管渠建設費は、既整備区域等の面整備分は含まない。

2-4-5 起債償還を考慮した経済性評価の実施について

集合処理事業では起債を発行して建設費の財源としていることから、将来において利子の支払いが発生する。この分を事業費増分として上乗せして費用比較を行うことにより、起債償還を考慮した経済性評価が可能となる（計算表-5～9で実施可能）。

前項までの経済性評価に加え、起債償還を考慮した経済性評価を行い、未整備区域を浄化槽へ転換する契機とされたい。なお、経済比較の結果浄化槽が有利であるが、これを選択しない場合は理由を明確にすること。

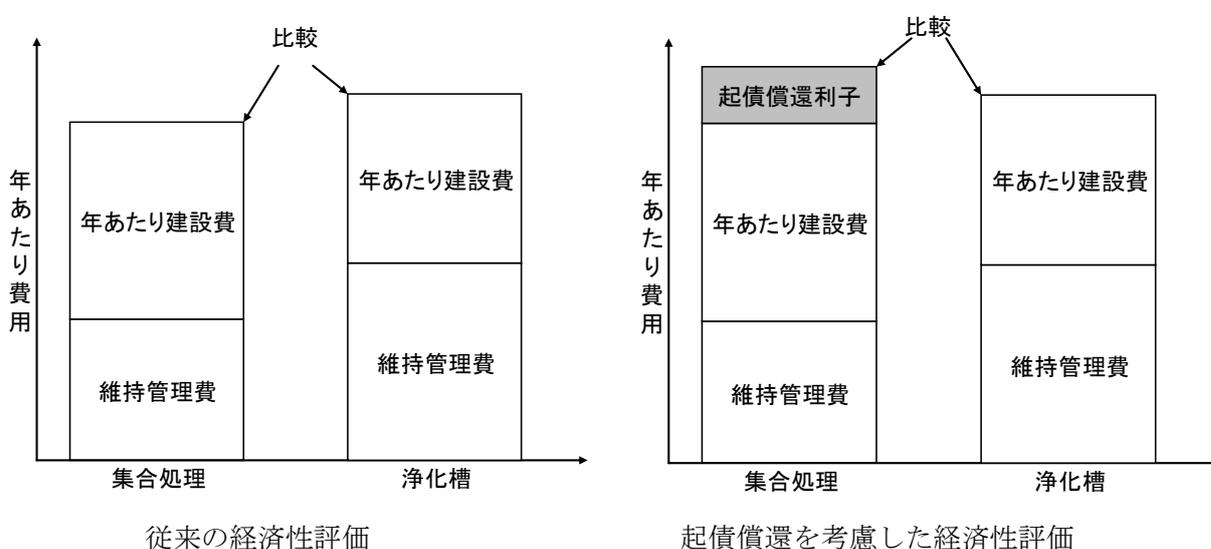


図 2-5 起債償還を考慮した経済性評価のイメージ図

集合処理施設建設費の財源は、事業種別や建設する施設（管渠、処理場、ポンプ）により異なるため、多数ある検討単位区域ごとに詳細に起債償還費を算出することは膨大な作業量となる。このため、計算表-5～9における起債償還費（利子分）の自動計算は、集合処理の建設費総額の 50%を起債するものとして、元利均等、利率 2%（近年の各種起債の金利動向から 2%とした）、30 年償還の条件で利子分の償還額を算出されている。

まとめ

本章の作業により抽出した集合処理区域として妥当と判断された検討単位区域について、「様式 2-2」に記入する。個別処理区域となった検討単位区域は欠番とする。

第3章 処理区域の設定

2章で設定した検討単位区域のうち、1箇所の処理場に集めて処理することが望ましいものを接続することにより処理区域を設定する。経済性及び処理区域としての妥当性の観点から、以下の作業を行う。

また、これらの作業には、1/2,500～1/5,000の白地図もしくは都市計画図を使用し、接続に係る概略設計等を行う。

処理区域の設定作業

- ①既整備区域等（流域下水道の接続点を含む）に他の検討単位区域を接続することが費用的に有利となる場合はこれを接続する。
- ②検討単位区域同士を接続することが費用的に有利となる場合は、これらを接続する。
- ③地域特性及び各種汚水処理施設の特徴を考慮して、集合処理区域の検証を行う。

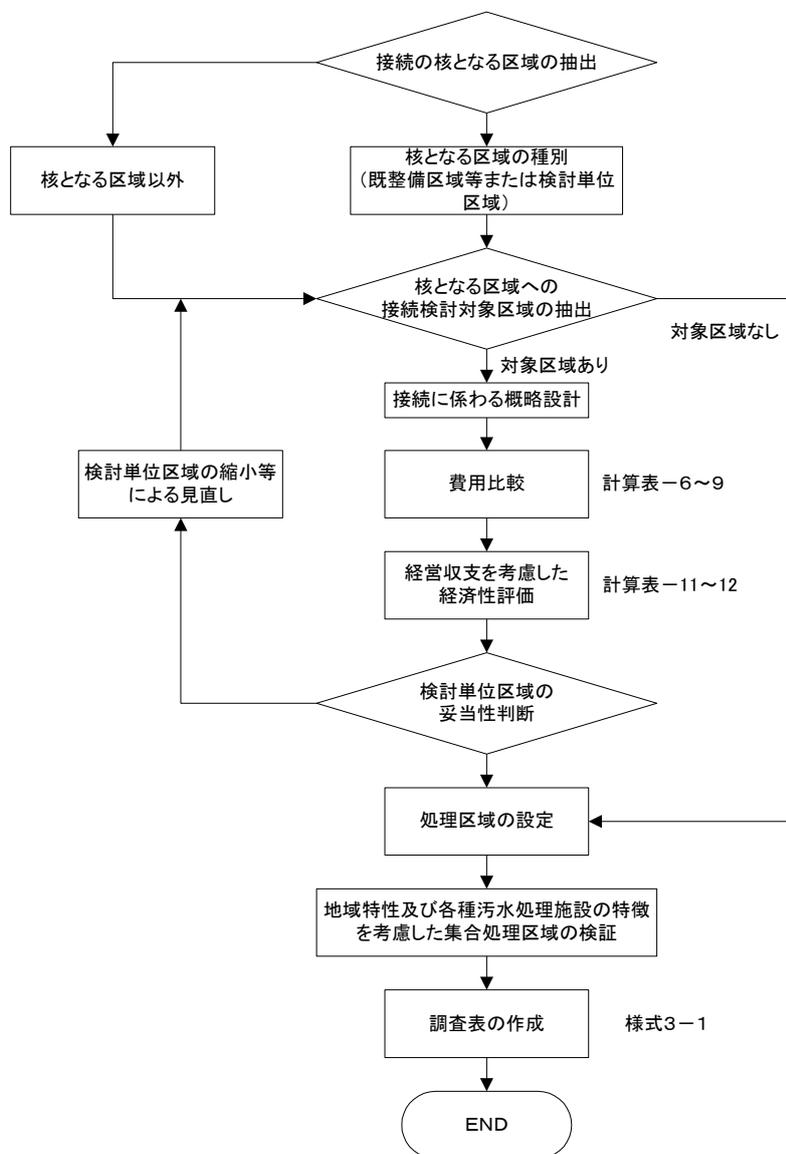


図 3-1 処理区域の設定フロー

なお、費用比較は、**計算表－6～9**に入力することにより簡易な経済比較を行う。既整備区域等が流域関連でない場合は**計算表－6**、既整備区域等が流域関連である場合は**計算表－7**及び**計算表－8**、検討単位区域同士の接続の場合は**計算表－9**を利用する。また、**計算表－11**または**計算表－12**を利用して、経営収支を考慮した経済性評価を行う。

3－1 既整備区域等と検討単位区域の接続の検討

(1) 既整備区域等が流域関連でない場合

既整備区域等に他の検討単位区域を接続する場合は、次の手順により、接続するのが適当か否かを決定する。

既整備区域等に他の検討単位区域を接続する場合、自然的・地理的な立地条件、整備の目的および特質、既設処理場の処理能力の余裕、処理施設の増設の可否、既設処理場用地の拡大の可否、既設処理場用地の確保時点での地域条件などを考慮し、他の検討単位区域を取り込むことが可能と判断されるものについて費用比較を行う。

①検討対象区域の抽出

他の検討単位区域と接続することが可能と判断される既整備区域等と、その周辺に位置する検討単位区域を検討対象区域とする。

なお、検討対象区域抽出の際の既整備区域等と検討単位区域の離隔の目安は 2km とする。

②接続に係る概略設計

既整備区域等と他の検討単位区域との接続に要する管渠のルートを図面上に記入する。また、地形的に自然流下での接続が困難な場合や、河川横断、軌道横断など管渠の埋設深度を深くする要因のある場合には、マンホール形式ポンプ場設置個所を記入する。これらの接続管渠延長およびポンプ設置個所に基づき費用比較を行うこととなる。

[ポンプが必要となる箇所の例]

- ・接続先までの間に河川の横断がある場合
- ・接続先までの道路が上がり勾配になっている場合
- ・接続先までが長距離の場合

ポンプ場には、規模の大きい中継ポンプ場と簡易なマンホール形式ポンプ場とがあるが、ここでは、接続する集合処理区域の規模が比較的小さいことが予測されるため、全てマンホール形式ポンプ場を想定する。

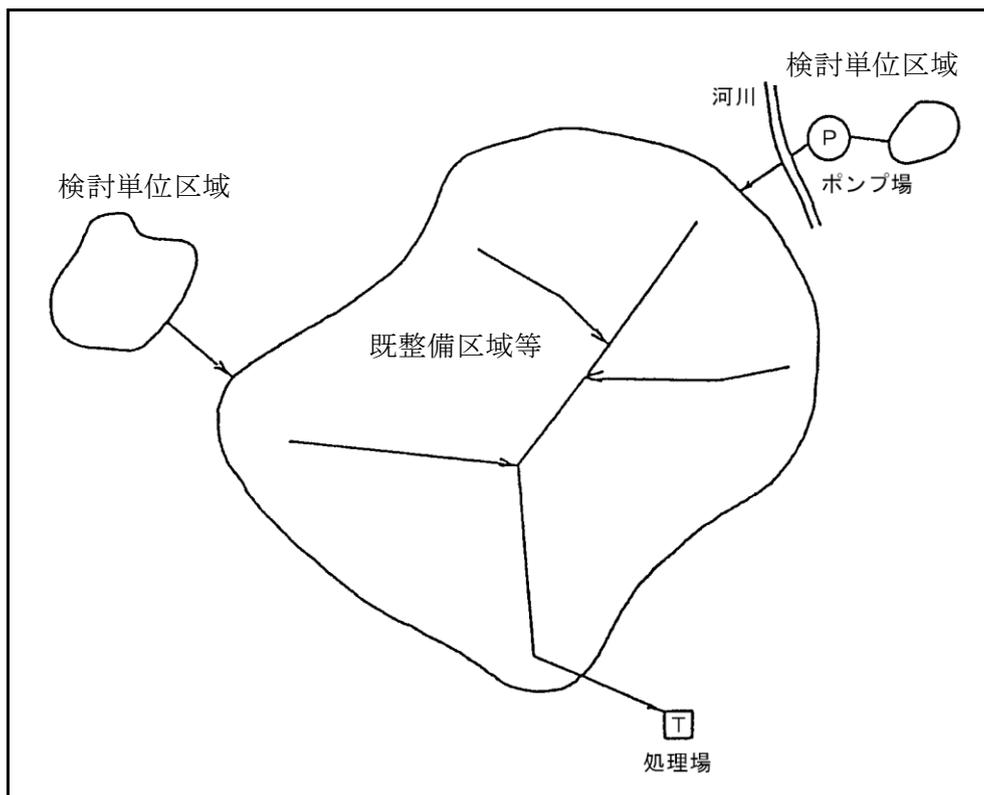


図 3-2 既整備区域等と検査単位区域の接続

③費用比較

計算表-6に必要事項を入力し接続に係る経済比較を行う。経済比較により接続が有利とされた場合は、検査単位区域を既整備区域等に接続することとする。

④接続ルート沿いの家屋の取込み

接続ルートに面して立地している家屋で、地形的にも接続ルートの管渠計画に支障がないと判断されるものについては取り込む。

計算表－6 集合処理とされた検討単位区域の既整備区域等への接続判定表
[入力シート]

既整備区域等の諸元			備 考
区域番号	A-1		事業計画説明書等から 計画諸元を入力
事業の名称	〇〇町公共下水道		
処理区または地区名	〇〇処理区		
検討する事業種別（公共下水道=1、農集排等=2）	1		
処理人口	5,820 人		
計画汚水量	日平均	2,150 m ³ /日	
	日最大	2,670 m ³ /日	
接続を検討する検討単位区域の諸元			様式2－2にまとめた内容を記入
区域番号	B-1		
地区名	〇〇地区		
戸数	30 戸		
人口	96 人		
1人1日 当り汚水量	日平均	0.270 m ³ /人・日	
	日最大	0.330 m ³ /人・日	
概略汚水量	日平均	26 m ³ /日	
	日最大	32 m ³ /日	
接続施設			既整備区域等への接続に要するもの のみを記入する
マンホールポンプ	0 基		
自然流下管	260 m		
圧送管	0 m		
起債償還を考慮	1		考慮する場合、1を入力

- 注・① 1人1日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がない場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。
- ② 人口・戸数は非定住家屋を含めた換算人口（将来値）・換算戸数（将来値）を記入する。
- ③ 接続施設は、検討単位区域から既整備区域等への送水に必要となるもののみを記入する。（面整備管の延長を含めない）

計算表－6 集合処理とされた検討単位区域の既整備区域等への接続判定表
 [計算結果]

既整備区域等	A-1	〇〇処理区		
検討単位区域	B-1	〇〇地区		
(1) 接続した場合				
既整備区域等 + 検討単位区域	処理人口	5,916 人		
	汚水量	日平均	2,176 m ³ /日	
		日最大	2,702 m ³ /日	
	建設費	処理場	2,173,155 千円	
		接続施設	マンホールポンプ	0 千円
			管渠	11,700 千円
	年建設費	①処理場	65,853 千円/年	
		接続施設	②マンホールポンプ	0 千円/年
			③管渠	163 千円/年
	維持管理費	④処理場	35,737 千円/年	
接続施設		⑤マンホールポンプ	0 千円/年	
		⑥管渠	17 千円/年	
⑦起債償還費 (利子分)		12,363 千円/年		
①～⑦計		114,133 千円/年		
(2) 接続しない場合				
既整備区域等	処理人口	5,820 人		
	汚水量	日平均	2,150 m ³ /日	
		日最大	2,670 m ³ /日	
	建設費	処理場	2,149,389 千円	
	年建設費	⑧処理場	65,133 千円/年	
	維持管理費	⑨処理場	35,427 千円/年	
⑩起債償還費 (利子分)		12,162 千円/年		
検討単位区域	処理人口	96 人		
	汚水量	日平均	26 m ³ /日	
		日最大	32 m ³ /日	
	建設費	処理場	36,216 千円	
	年建設費	⑪処理場	1,097 千円/年	
	維持管理費	⑫処理場	1,388 千円/年	
		⑬起債償還費 (利子分)	205 千円/年	
⑧～⑬計		115,412 千円/年		
判定	(1) < (2) よって 接続する 方が経済的			

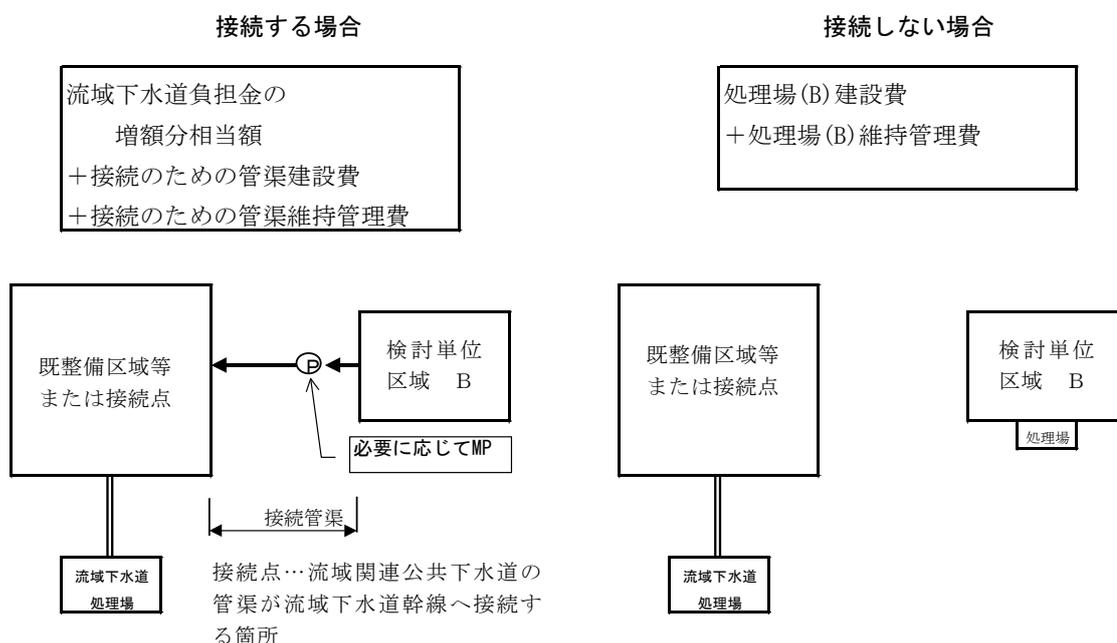
注) 面整備分の管渠建設費は含まない。

(2) 既整備区域等が流域関連の場合

既整備区域等が流域下水道関連区域で、そこに他の検討単位区域を接続する場合は、次の手順により、接続するのが適当か否かを決定する。

既整備区域等に他の検討単位区域を接続する場合、自然的・地理的な立地条件、整備の目的および特質などを考慮し、他の検討単位区域を取り込むことが可能と判断されるものについて費用比較を行う。

費用比較に際し、接続する場合、単独の処理場建設費、維持管理費に換えて流域下水道負担金（建設費及び維持管理費）の増額分相当額を算入するものとする。その他の項目については前述した費用関数をそのまま用いる。



流域下水道負担金の増額分相当額

流域下水道負担金の相当額は、建設負担金と維持管理負担金の合計とする。

a. 流域下水道建設負担金の増額分

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{流域下水道の計画日最大汚水量に対する} \\ \text{建設負担金想定額} = 322 \text{ 千円} / (\text{m}^3/\text{日}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{接続する検討単位区域の} \\ \text{日最大汚水量} (\text{m}^3/\text{日}) \end{array}}$$

ここで、流域下水道の計画日最大汚水量 1 m^3 に対する 1 年当たりの建設負担想定額は、「岐阜県木曾川右岸流域下水道事業計画 変更認可申請書 平成 22 年度」における平成 22 年度から 27 年度までの建設計画に示された事業費から設定した。

各務原浄化センターは、計画能力が約 $250 \text{ 千 m}^3/\text{日}$ と大きく、接続検討の対象となる汚水量の増減ではほとんど施設に影響を与えないため 1 m^3 に対する額は一律とした。

各務原浄化センター1m³当たり事業費

	処理場建設費 (千円)	処理能力 (m ³ /日)	
H22	1,880,000	204,000	
H23	1,858,000		
H24	1,773,000		
H25	1,803,000		
H26	1,803,000		
H27	2,080,000	238,750	
計	11,197,000		
能力増分		34,750	
1m ³ /日当たり		322	千円

資料：岐阜県木曾川右岸流域下水道事業計画 変更認可申請書 平成 22 年度

b. 流域下水道維持管理負担金の増額分

流域下水道の計画日平均汚水量に対する 1年当たり維持管理負担金想定額 <p style="text-align: center;">48円/m³</p>	×	接続する集合処理区域の 日平均汚水量×365
--	---	---------------------------

ここで、流域下水道の維持管理負担想定額は、「平成 21 年度木曾川右岸流域下水道維持管理負担金算定調査」で示されている値を採用し、日平均汚水量 1 m³ 当たり一律 48 円とした。

参考として、木曾川右岸流域下水道事業の市町別計画汚水量を次表に示す。

表 3-1 木曾川右岸流域下水道 市町別計画汚水量（全体計画 平成 37 年度）

市町名	計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量(m ³ /日)	
			日平均	日最大
岐阜市	3,655.1	95,800	40,120	50,190
美濃加茂市	1,552.8	37,250	17,980	21,940
各務原市	5,149.0	139,060	61,580	76,200
可児市	3,222.1	99,270	42,520	53,000
岐南町	759.0	22,490	9,800	12,050
笠松町	683.0	22,400	9,700	11,940
坂祝町	434.6	7,210	3,120	3,880
川辺町	689.0	9,450	4,850	5,850
八百津町	460.0	7,300	3,350	4,120
御嵩町	935.0	16,490	8,590	10,330
合 計	17,539.6	456,720	201,610	249,500

資料：岐阜県木曾川右岸流域下水道事業計画 変更認可申請書 平成 22 年度

①検討対象区域の抽出

他の検討単位区域と接続することが可能と判断される既整備区域等と、その周辺に位置する検討単位区域を検討対象区域とする。

②接続に係る概略設計

既整備区域等や接続点と他の検討単位区域との接続に要する管渠のルートを図面上に記入する。また、地形的に自然流下での接続が困難な場合や、河川横断、軌道横断など管渠の埋設深度を深くする要因のある場合には、マンホール形式ポンプ場設置個所を記入する。これらの接続管渠延長およびポンプ設置個所に基づき費用比較を行うこととなる。

[ポンプが必要となる箇所の例]

- ・ 接続先までの間に河川の横断がある場合
- ・ 接続先までの道路が上がり勾配になっている場合
- ・ 接続先までの長距離の場合

ポンプ場には、規模の大きい中継ポンプ場と簡易なマンホール形式ポンプ場とがあるが、ここでは、接続する検討単位区域の規模が比較的小さいことが予測されるため、全てマンホール形式ポンプ場を想定する。

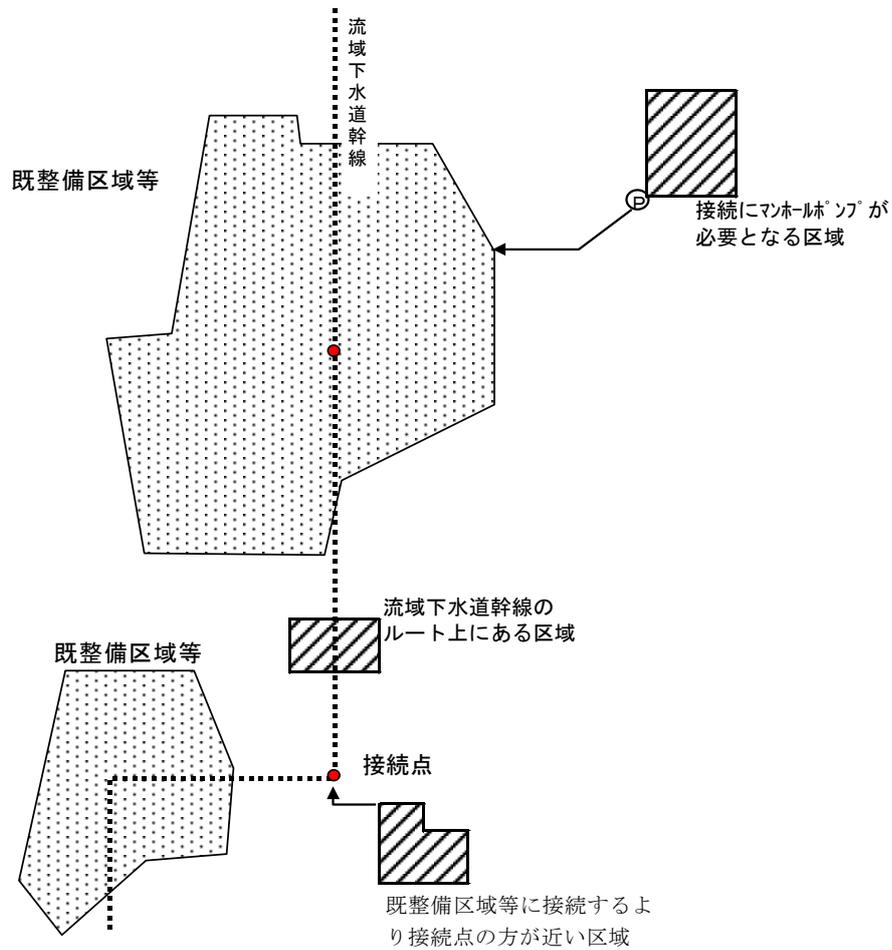


図 3-3 既整備区域等が流域関連の場合の接続

④ 費用比較

計算表-7 または 計算表-8 に必要事項を入力し接続に係る経済比較を行う。経済比較により接続が有利とされた場合は、検討単位区域を既整備区域等に接続することとする。ただし、新規に流域下水道への接続区域とする場合は、関係機関との協議調整が必要である。

計算表－7 浄化槽とされた検討単位区域の既整備区域等（流域関連）への接続判定表
[入力シート]

既整備区域等の諸元		備	考	
区域番号	A-1			
事業の名称	〇〇町公共下水道			
処理区または地区名	〇〇処理分区			
接続を検討する検討単位区域の諸元				
区域番号	B-1	様式2-1にまとめた内容を記入		
地区名	〇〇地区			
戸数	30 戸			
浄化槽設置済み基数	基			
人口	96 人			
管渠延長	1,400 m			
1人1日 当り汚水量	日平均		0.270 m ³ /人・日	
	日最大		0.330 m ³ /人・日	
概略汚水量	日平均		26 m ³ /日	
	日最大		32 m ³ /日	
マンホールポンプ	0 基	区域内の集水に必要なものを記入		
接続施設				
マンホールポンプ	0 基	既整備区域等への接続に要するもの のみを記入する		
自然流下管	260 m			
圧送管	0 m			
浄化槽 の設定	人槽	5 人槽		
	市町村設置			
起債償還を考慮	1	考慮する場合、1を入力		

部分に必要な項目を記入

- 注・① 1人1日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がない場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。
- ② 人口・戸数は非定住家屋を含めた換算人口（将来値）・換算戸数（将来値）を記入する。
- ③ 管路延長は、道路延長を地図上で計測し管路延長とする。
- ④ 設置済み浄化槽の基数が把握でき、短期的な経済性を重要視する場合は、設置済み浄化槽基数を入力することにより、浄化槽費用から設置済み浄化槽分の費用を控除した費用比較が可能である。
- ⑤ 浄化槽の設定
 人槽…5または7を入力
 市町村設置…市町村設置型が想定される地域は1を入力

計算表－7 浄化槽とされた検討単位区域の既整備区域等（流域関連）への接続判定表
 [計算結果]

既整備区域等	A-1	〇〇処理分区		
検討単位区域	B-1	〇〇地区		
(1) 接続した場合				
負担金増額 + 接続に要する 費用	処理人口	96 人		
	汚水量	日平均	26 m ³ /日	
		日最大	32 m ³ /日	
	建設費	建設費負担金増額	10,304 千円	
		接続施設	マンホールポンプ	0 千円
			管渠	74,700 千円
	年建設費	①建設費負担金増額	312 千円/年	
		接続施設	②マンホールポンプ	0 千円/年
			③管渠	1,038 千円/年
	維持管理費	④維持管理負担金増額	456 千円/年	
		接続施設	⑤マンホールポンプ	0 千円/年
⑥管渠			110 千円/年	
⑦起債償還費（利子分）		481 千円/年		
①～⑦計		2,397 千円/年		
(2) 接続しない場合				
検討単位区域	建設費	浄化槽 23,640 千円		
	年建設費	⑧浄化槽 591 千円/年		
	維持管理費	⑨浄化槽 1,740 千円/年		
⑧～⑨計		2,331 千円/年		
判定	(1) > (2) よって 接続しない 方が経済的			

注) 管渠建設費は、既整備区域等の面整備分は含まない。

計算表－8 集合処理とされた検討単位区域の既整備区域等（流域関連）への接続判定表
 [入力シート]

既整備区域等の諸元		備	考	
区域番号	A-1			
事業の名称	〇〇町公共下水道			
処理区または地区名	〇〇処理分区			
接続を検討する検討単位区域の諸元				
区域番号	B-1	様式2-2にまとめた内容を記入		
地区名	〇〇地区			
戸数	30 戸			
人口	96 人			
1人1日 当り汚水量	日平均		0.270 m ³ /人・日	
	日最大		0.330 m ³ /人・日	
概略汚水量	日平均		26 m ³ /日	
	日最大		32 m ³ /日	
接続施設				
マンホールポンプ	1 基		既整備区域等への接続に要するもの のみを記入する	
自然流下管	300 m			
圧送管	500 m			
起債償還を考慮	1		考慮する場合、1を入力	

- 注・① 1人1日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がない場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。
- ②人口・戸数は非定住家屋を含めた換算人口（将来値）・換算戸数（将来値）を記入する。
- ③接続施設は、検討単位区域から既整備区域等への送水に必要となるもののみを記入する。（面整備管の延長を含めない）

計算表－ 8 集合処理とされた検討単位区域の既整備区域等（流域関連）への接続判定表
 [計算結果]

既整備区域等	A-1	〇〇処理分区		
検討単位区域	B-1	〇〇地区		
(1) 接続した場合				
負担金増額 ＋ 接続に要する 費用	処理人口	96 人		
	汚水量	日平均	26 m ³ /日	
		日最大	32 m ³ /日	
	建設費	建設費負担金増額	10,304 千円	
		接続施設	マンホールポンプ	8,210 千円/年
			管渠	29,500 千円/年
	年建設費	①建設費負担金増額	312 千円/年	
		接続施設	②マンホールポンプ	328 千円/年
			③管渠	410 千円/年
	維持管理費	④維持管理負担金増額	456 千円/年	
		接続施設	⑤マンホールポンプ	281 千円/年
⑥管渠			53 千円/年	
⑦起債償還費（利子分）		272 千円/年		
①～⑦計		2,112 千円/年		
(2) 接続しない場合				
検討単位区域	処理人口	96 人		
	汚水量	日平均	26 m ³ /日	
		日最大	32 m ³ /日	
	建設費	処理場	36,220 千円	
	年建設費	⑧処理場	1,098 千円/年	
	維持管理費	⑨処理場	1,390 千円/年	
		⑩起債償還費（利子分）	205 千円/年	
⑧～⑩計		2,693 千円/年		
判定	(1) < (2) よって 接続する 方が経済的			

注) 面整備分の管渠建設費は含まない。

3-2 検討単位区域同士の接続の検討

検討単位区域同士を接続し、1箇所処理場を集めて処理することが効率的になる場合がある。そこで、接続可能と判断される複数の検討単位区域が存在する場合、検討単位区域同士の接続について検討を行う。

①接続の対象箇所の抽出

隣接する検討単位区域を検討対象箇所とする。

②接続に係わる概略設計

検討単位区域同士の接続に要する管渠のルートを図面上に記入する。また、地形的に自然流下での接続が困難な場合や、河川横断、軌道横断など管渠の埋設深度を深くする要因のある場合には、マンホール形式ポンプ場設置個所を記入する。これらの接続管渠延長およびポンプ設置個所に基づき費用比較を行うこととなる。

【ポンプが必要となる箇所の例】

- ・接続先までの間に河川の横断がある場合
- ・接続先までの道路が上がり勾配になっている場合
- ・接続先までが長距離の場合

ポンプ場には、規模の大きい中継ポンプ場と簡易なマンホール形式ポンプ場とがあるが、ここでは、接続する検討単位区域の規模が比較的小さいことが予測されるため、全てマンホール形式ポンプ場を想定する。

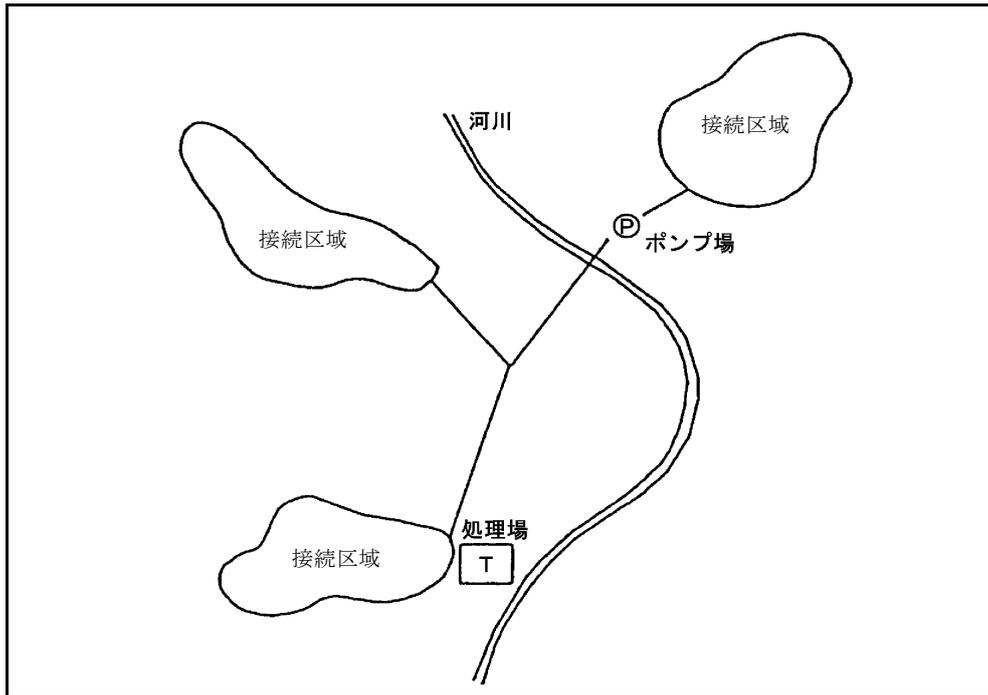


図 3-4 検討単位区域同士の接続

③費用比較

計算表-9に必要事項を入力し、接続に係る費用比較を行う。費用比較により、接続が不利となった場合は、それぞれ別個の処理区域とする。

④接続ルート沿いの家屋の取込み

接続ルートに面して立地している家屋で、地形的にも接続ルートの管渠計画に支障がないと判断されるものについては取り込む。

計算表－9 検討単位区域同士の接続判定表
[入力シート]

接続の核となる検討単位区域αの諸元		備 考		
区域番号	B-1	様式2-2にまとめた内容を記入		
地区名	〇〇地区			
検討する事業種別（公共下水道=1、農集排等=2）	1			
戸数	289 戸			
人口	838 人			
概略汚水量	日平均			189 m ³ /日
	日最大			251 m ³ /日
接続を検討する検討単位区域βの諸元		様式2-2にまとめた内容を記入		
区域番号	B-2			
地区名	△△地区			
戸数	140 戸			
人口	420 人			
概略汚水量	日平均			95 m ³ /日
	日最大			126 m ³ /日
接続施設		接続に要するもののみを記入する		
マンホールポンプ	1 基			
自然流下管	0 m			
圧送管	120 m			
接続を検討する検討単位区域γの諸元		様式2-2にまとめた内容を記入		
区域番号	B-3			
地区名	□□地区			
戸数	30 戸			
人口	96 人			
概略汚水量	日平均			22 m ³ /日
	日最大			29 m ³ /日
接続施設		接続に要するもののみを記入する		
マンホールポンプ	0 基			
自然流下管	130 m			
圧送管	0 m			
起債償還を考慮	1	考慮する場合、1を入力		

部分に必要な項目を記入

- 注・① 1人1日当たり汚水量は、既計画（下水道事業計画、農業集落排水事業計画等）または水道給水実績を参考に設定する。既計画がない場合や水道給水実績から推定ができない場合は日平均270L/人日、日最大330L/人日とする。
- ② 人口・戸数は非定住家屋を含めた換算人口（将来値）・換算戸数（将来値）を記入する。
- ③ 接続施設は、検討単位区域から既整備区域等への送水に必要となるもののみを記入する。（面整備管の延長を含めない）

計算表－9 検討単位区域同士の接続判定表

[計算結果]

(1) 接続した場合				
検討単位区域α + 検討単位区域β + 検討単位区域γ	処理人口		1,354人	
	汚水量	日平均	306 m ³ /日	
		日最大	406 m ³ /日	
	建設費	処理場		377,846千円
		接続施設	マンホールポンプ	8,210千円
			管渠	9,690千円
	年建設費	①処理場		11,450千円/年
		接続施設	②マンホールポンプ	328千円/年
			③管渠	135千円/年
	維持管理費	④処理場		8,921千円/年
		接続施設	⑤マンホールポンプ	281千円/年
			⑥管渠	17千円/年
⑦起債償還費(利子分)		2,239千円/年		
①～⑦計		23,371千円/年		
(2) 接続しない場合				
検討単位区域α	処理人口		838人	
	汚水量	日平均	189 m ³ /日	
		日最大	251 m ³ /日	
	建設費	処理場		242,406千円
	年建設費	⑧処理場		7,346千円/年
	維持管理費	⑨処理場		6,273千円/年
⑩起債償還費(利子分)		1,372千円/年		
検討単位区域β	処理人口		420人	
	汚水量	日平均	95 m ³ /日	
		日最大	126 m ³ /日	
	建設費	処理場		128,318千円
	年建設費	⑪処理場		3,888千円/年
	維持管理費	⑫処理場		3,787千円/年
⑬起債償還費(利子分)		726千円/年		
検討単位区域γ	処理人口		96人	
	汚水量	日平均	22 m ³ /日	
		日最大	29 m ³ /日	
	建設費	処理場		33,070千円
	年建設費	⑭処理場		1,002千円/年
	維持管理費	⑮処理場		1,292千円/年
⑯起債償還費(利子分)		187千円/年		
⑧～⑯計		25,873千円/年		
判定	(1) < (2) よって 接続する 方が経済的			

注) 面整備分の管渠費用は含まない

3-3 経営収支を考慮した経済性評価

近年、下水道事業は市町村財政の大きな負担になっている状況である。

このことから、浄化槽との経済比較による集合処理の判定とは全く異なる、経営的観点から集合処理か浄化槽かの判定を行うことも必要である。

〔計算表-11〕または〔計算表-12〕により、検討単位区域の経営収支をおおまかに判定することが可能である。検討単位区域を単独で経営収支判定を行う場合は〔計算表-11〕を、検討単位区域を既整備区域へ接続する経営収支判定を行う場合は〔計算表-12〕を用いる。

経営収支を考慮した経済性評価の実施は必須とし、計算結果において収支がマイナスになるにもかかわらず集合処理を選択する場合は、当該事業種別全体での財政状況や当該事業種別に係る特別会計に対する一般会計からの繰出金等を勘案し、各市町村財政部局の了承を得た計画を作成すること。

(参考) 岐阜県内市町村の平均水洗化率の推移 (下水道統計より)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
処理区域人口 (観光人口を除く)	1,414,431	1,432,875	1,458,207	1,473,444	1,517,799	1,533,413
水洗便所設置済み人口 (観光人口を除く)	1,168,988	1,194,988	1,220,214	1,238,348	1,269,147	1,292,117
水洗化率	82.6%	83.4%	83.7%	84.0%	83.6%	84.3%

計算表-11 経営収支 [入力シート]

区域番号	C-5		備考
地区名	◇◇処理区		
事業種別	流開公共		クリックしてリストより選択する
換算人口	5,000	人	将来換算人口
換算戸数	1,667	戸	将来換算戸数
1人1日	日平均	0.270	m ³ /人・日
当り汚水量	日最大	0.330	m ³ /人・日
想定する水洗化率	0.850		既存の浄化槽普及状況、下水道接続率の推移を参考に、市町村で妥当と考えられる水洗化率を設定すること 例：1-区域内の既設浄化槽普及率
水洗化人口	4,250		人
水洗化戸数	1,417		戸
日平均汚水量	1148		m ³ /日
日最大汚水量	1403		m ³ /日
管路延長 (自然流下管)	25,000		m
管路延長 (圧送管)	1,000		m
マンホールポンプ数	5		基
用地単価	20,000		円/m ²
1m ³ あたり下水道料金	150		円/m ³
受益者負担金単価	300,000		円/件
管渠工事費平均補助対象率	0.35		
処理場工事費平均補助対象率	0.40		
起債条件 (年利)	2.00		%
起債条件 (据置年数)	5		年
起債条件 (償還年数)	35		年
			据置年数を含まない償還年数

注) 各数値は、様式2-2、様式3-1のデータを参考とする。

注) 用地単価は、他の処理区の実績または公示地価を参考とする。

注) 償還年数は、例えば、標準的な起債条件の場合は据置年数=5、償還年数=35とし、土木施設の耐用年数である50年での償還とする場合は据置年数=5、償還年数=45などとする

[計算結果]

		記号	単位	数値	備考
主要 数値	水洗化人口	(1)	(人)	4,250	
	日平均汚水量	(2)	(m ³ /日)	1,148	
	日最大汚水量	(3)	(m ³ /日)	1,403	
	用地面積	(4)	(m ²)	7,300	100単位で丸めた値
概算 事業費	処理場建設費	(5)	(百万円)	1,187	
	処理場用地費	(6)	(百万円)	146	
	管渠建設費	(7)	(百万円)	1,157	
	マンホールポンプ建設費	(8)	(百万円)	41	
	合計	(9)	(百万円)	2,531	
維持 管理費	処理場	(10)	(百万円/年)	22.1	
	管渠	(11)	(百万円/年)	1.7	
	マンホールポンプ	(12)	(百万円/年)	1.4	
	合計	(13)	(百万円/年)	25.2	
収支	処理場建設費補助額	(14)	(百万円)	533	建設費×補助対象率
	管渠建設費補助額	(15)	(百万円)	419	// (マンホールポンプ含む)
	受益者負担金	(16)	(百万円)	500	換算戸数×受益者負担金単価
	起債額	(17)	(百万円)	1,079	(9)-(14)-(15)-(16)
	起債償還費総額	(18)	(百万円)	1,619	40年間
	維持管理費総額	(19)	(百万円)	1,008	40年間
	料金収入	(20)	(百万円)	2,514	40年間
	収支	(21)	(百万円)	-113	(20)-(18)-(19)

計算表-12 経営収支（既整備区域への接続） [入力シート]

既整備区域等の諸元		備 考	
区域番号	A-1		
地区名	◇◇処理区		
事業種別	単独公共	クリックしてリストより選択する	
換算人口	20,000 人	事業計画説明書等から 計画諸元を入力	
1人1日 日平均	0.270 m ³ /人・日		
当り汚水量 日最大	0.330 m ³ /人・日	事業計画説明書等から計画諸元を入力 または自動計算値	
日平均汚水量	5400 m ³ /日		
日最大汚水量	6600 m ³ /日		
接続を検討する検討単位区域の諸元			
区域番号	B-1		
地区名	○○地区		
換算戸数	100 戸		
換算人口	300 人		
想定する水洗化率	0.850	既存の浄化槽普及状況、下水道接続率の推移を参考に、市町村で妥当と考えられる水洗化率を設定すること 例：1-1区域内の既設浄化槽普及率	
概略汚水量	日平均	69 m ³ /日	
	日最大	84 m ³ /日	
管路延長（自然流下管）	1,500 m		
管路延長（圧送管）	300 m		
マンホールポンプ数	2 基		
1m ³ あたり下水道料金	150 円/m ³	料金収入/有収水量（平成25年度）	
受益者負担単価	300,000 円/件	近年の受益者負担金額/受益者負担金納付件数	
管渠工事費平均補助対象率	0.35	近年の工事の（補助額/工事総額）	
処理場工事費平均補助対象率	0.40	近年の工事の（補助額/工事総額）	
起債条件（年利）	2.00 %		
起債条件（据置年数）	5 年		
起債条件（償還年数）	35 年	据置年数を含まない償還年数	

注) 各数値は、様式2-2、様式3-1のデータを参考とする。

注) 用地単価は、他の処理区の実績または公示地価を参考とする。

注) 償還年数は、例えば、標準的な起債条件の場合は据置年数=5、償還年数=35とし、土木施設の耐用年数である50年での償還とする場合は据置年数=5、償還年数=45などとする

[計算結果]

		記号	単位	数値	備考
主要数値 (既整備区域)	換算人口	(1)	(人)	20,000	
	日平均汚水量	(2)	(m ³ /日)	5,400	
	日最大汚水量	(3)	(m ³ /日)	6,600	
主要数値 (検討単位区域)	換算戸数	(4)	(戸)	100	
	換算人口	(5)	(人)	300	
	水洗化戸数	(6)	(戸)	85	
	水洗化人口	(7)	(人)	255	
	日平均汚水量	(8)	(m ³ /日)	69	
B	日最大汚水量	(9)	(m ³ /日)	84	
	主要数値 A+B	換算人口	(10)	(人)	20,300
建設費	日平均汚水量	(11)	(m ³ /日)	5,469	
	日最大汚水量	(12)	(m ³ /日)	6,684	
	処理場（規模A）	(13)	(百万円)	4,955	
	処理場（規模A+B）	(14)	(百万円)	5,014	
	処理場増分	(15)	(百万円)	59	
維持 管理費	管渠建設費	(16)	(百万円)	77	
	マンホールポンプ建設費	(17)	(百万円)	16	
	合計	(18)	(百万円)	153	(15)～(17)
	処理場（規模A）	(19)	(百万円/年)	68.7	
収支	処理場（規模A+B）	(20)	(百万円/年)	69.4	
	処理場増分	(21)	(百万円/年)	0.7	
	管渠	(22)	(百万円/年)	0.1	
	マンホールポンプ	(23)	(百万円/年)	0.6	
	合計	(24)	(百万円/年)	1.4	(21)～(23)
	処理場建設費補助額	(25)	(百万円)	24	建設費×補助対象率
管渠建設費補助額	(26)	(百万円)	33	〃(マンホールポンプ含む)	
受益者負担金	(27)	(百万円)	30	換算戸数×受益者負担金単価	
起債額	(28)	(百万円)	66	(18)-(25)-(26)-(27)	
起債償還費総額	(29)	(百万円)	98	40年間	
維持管理費総額	(30)	(百万円)	56	40年間	
料金収入	(31)	(百万円)	151	40年間	
収支	(32)	(百万円)	-3	(31)-(29)-(30)	

3-4 地域特性及び各種汚水処理施設の特徴を考慮した区域の決定

水質汚濁、各種汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性を総合的に勘案した上で、検討単位区域の検証を行う。

次のいずれかに該当する場合には、検討単位区域の修正または集合処理か浄化槽かの処理方式の変更を行う。

[集合処理区域へ]

- ①浄化槽では放流先がない場合。
- ②水道水源の上流地域や閉鎖性水域に流入する地域等水質保全上の観点から高度処理が必要とされる場合。
- ③浄化槽設置スペースのない家屋が多い場合。

[浄化槽へ]

- ④処理場用地の確保が困難な場合。

[状況に応じ、集合処理区域または浄化槽へ]

- ⑤市町村の政策上の必要性があり、かつ、説明責任を十分に果たすことができる場合。
- ⑥浄化槽あるいは集合処理とすることについて、費用負担等からみて住民の合意が得られない場合。

3-5 まとめ

処理区域の設定の検討結果を整理し、「様式3-1」に記入する。

第4章 整備・運営管理手法の選定

この章では、第3章で設定した各処理区域及び浄化槽区域について、事業種別を決定するために次の作業を行う。

- ①集合処理区域の整備手法の選定
- ②浄化槽区域の整備手法の選定
- ③類似した事業間の調整
- ④整備手法の決定

4-1 集合処理区域の整備手法の選定

第3章で設定した処理区域ごとに、下水道等の各種整備事業のうちでいずれを適用すべきかを検討し、適用すべき事業の種別を選定する。

(1) 集合処理区域の適用可能事業

本マニュアルでは、下水道等を整備するための事業を次の8種類に大別する。

- ①単独公共下水道（国土交通省）
- ②流域関連公共下水道（国土交通省）
- ③特定環境保全公共下水道（国土交通省）
- ④農業集落排水施設（農林水産省）
- ⑤林業集落排水施設（農林水産省）
- ⑥簡易排水施設（農林水産省）
- ⑦コミュニティー・プラント（環境省）
- ⑧小規模集合排水処理施設（総務省）

このうち、⑥及び⑧は、20戸未満を対象としており、経済性からは集合処理が不利となることも考えられるが、地域特性を考慮した結果、浄化槽が困難な区域において選定するものとする。

(2) 既計画等で事業種別が明らかな処理区域

既計画等で事業種別が明らかな処理区域とは、既整備区域を含む処理区域である。これに該当する処理区域については、既整備区域と同一の事業種別を採用するものとする。

(3) 事業種別の定まっていない処理区域

各事業の特徴を把握した上で、区域等の設定状況や集落の人口規模から適用可能な事業を選ぶ。区域等として考慮すべきものは、次のとおりである。

- ①都市計画区域
- ②市街化区域もしくは用途地域
- ③農業振興地域

土地利用と人口規模からみた整備手法の選定は下表を参考とする。

表 4-1 集合処理方式の適用可能事業選定表

都市計画区域		都市計画区域内						都市計画区域外			
		指定あり		指定なし							
農業振興地域		農振地域外				農振地域内		農振地域外			
振興山村地域		—	該当	—	該当	—	該当	—	該当	—	該当
1,000人 未満	公共下水	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	特環下水	—	—	□	□	□	□	□	□	□	□
	農集排	—	—	—	—	△	△	○	○	—	—
	林集排	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
	簡易排水	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	小規模	○ 20戸 未満	○ 20戸 未満	○ 20戸 未満	○ 20戸 未満	○# 20戸 未満	○# 20戸 未満	○# 20戸 未満	○# 20戸 未満	○ 20戸 未満	○ 20戸 未満
	コミプラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,000～ 10,000人	公共下水	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	特環下水	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	農集排	—	—	—	—	△	△	△	△	—	—
	林集排	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△
	簡易排水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小規模	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	コミプラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10,000人 以上	公共下水	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	特環下水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農集排	—	—	—	—	△	△	△	△	—	—
	林集排	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△
	簡易排水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小規模	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	コミプラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は適用可、△は協議調整により適用可、□は指定要件を満たしかつ協議調整を経た場合に適用可、—は適用不可。
#農業振興地域内においては農業集落排水の国庫補助対象にならないものに限る。

4-2 浄化槽区域の整備手法

浄化槽とされた区域については、次のいずれかの事業種別で、汚水処理を行うものとする。

- ①浄化槽設置整備事業（環境省）
- ②浄化槽市町村整備推進事業（環境省）
- ③個別排水処理施設整備事業（総務省）

(参考) 下水道等整備事業比較表(1/2)

区分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落 排水事業	漁業集落 排水事業	林業集落 排水事業
目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し合わせて公共用水域の保全に資する。	自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図る。	山村地域の生活環境基盤の整備を促進する。
設置主体 維持管理主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体、土地改良区等	地方公共団体	地方公共団体、森林組合等
根拠法又は 予算上の措置	下水道法	下水道法	農業集落排水事業(集排単独)、農業集落排水資源循環統合補助事業、農村振興総合整備事業、むらづくり総合整備事業、美しい村づくり総合整備事業、村づくり交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業	漁業集落環境整備事業、漁村づくり総合整備事業、漁村再生交付金の事業、村づくり交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業、農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業	森林居住環境整備事業、美しい村づくり総合整備事業、村づくり交付金の事業、里山エリア再生交付金の事業
制度の 創設時期	昭和33年(下水道法制定)	昭和50年(特定環境保全公共下水道) 昭和61年(簡易な公共下水道)	集排単独(昭和58年)、農業集落排水資源循環統合補助事業(平成14年)、農村振興総合整備事業(平成13年)、むらづくり総合整備事業(平成15年)、美しい村づくり総合整備事業(平成16年)、村づくり交付金の事業(平成16年)、汚水処理施設整備交付金の事業(平成17年)、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業(平成24年)	漁業集落排水施設(漁業集落環境整備事業)(昭和53年)、漁業集落排水施設(漁村づくり総合整備事業)(平成6年)、漁村再生交付金の事業(平成17年)、村づくり交付金の事業(平成17年)、汚水処理施設整備交付金の事業(平成17年)、農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業(平成24年)	林業集落排水施設(平成5年)、森林居住環境整備事業(平成14年)、美しい村づくり総合整備事業(平成16年)、村づくり交付金の事業(平成16年)、里山エリア再生交付金の事業(平成18年)
対象地域	主として市街地	市街化区域外の自然公園区域、農山漁村、水質保全上特に緊急を要する区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。)内の農業集落	漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落	森林法により指定された森林整備市町村若しくは林業振興地域育成対策事業実施要綱により指定された林業振興地域又は市町村森林整備計画策定等事業実施要領による森林整備推進市町村の区域
対象人口	制限なし	1,000~10,000人 ただし、水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	原則として概ね1,000人程度 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	100人~5,000人 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	原則として概ね1,000人以下 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。

資料：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省

(参考) 下水道等整備事業比較表(2/2)

区分	簡易排水施設整備事業	小規模集合排水処理施設整備事業	コミュニティ・プラント	浄化槽市町村整備推進事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽(個人設置)
目的	農山漁村における定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な生活環境施設、地域間交流拠点施設などの施設整備を中心とした総合的な取組を図る。	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において市町村が設置主体となって個別浄化槽の面的整備を行う。	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図る。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
設置主体 維持管理主体	地方公共団体、農業協同組合等	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	個人
根拠法又は 予算上の措置	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業	小規模集合排水処理施設整備事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	浄化槽法 浄化槽市町村整備推進事業 循環型社会形成推進交付金の事業 汚水処理施設整備交付金の事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽法 浄化槽設置整備事業 循環型社会形成推進交付金の事業 汚水処理施設整備交付金の事業
制度の 創設時期	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業(平成19年)	小規模集合排水処理施設(平成6年)	廃棄物処理施設設置整備補助(昭和41年)	特定地域生活排水処理施設(平成6年) 循環型社会形成推進交付金の事業(平成17年) 汚水処理施設整備交付金の事業(平成17年)	個別排水処理施設(平成6年)	浄化槽(昭和62年) 変則浄化槽(昭和63年)
対象地域	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する市町村計画に定める整備地区の区域、又は、五法指定地域等((1)山村振興法にて指定された地域、(2)過疎地域自立促進特別措置法にて規定された地域、(3)離島振興法にて指定された地域、(4)半島振興法にて指定された地域、(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律にて規定された地域	特に制限なし	特に制限なし	浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域(単年度あたり20戸未満の住宅を整備) ②①以外の事業であって、特定地域生活排水処理事業の対象となる地域(単年度あたり20戸未満の住宅を整備)	ア下水道法予定処理区域以外の地域であって、脚注※の(ア)から(キ)のいずれかに該当する地域であること。 イ下水道の整備が当分の間(原則として七年以上)見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、脚注※の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する地域であること。 ウ水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域
対象人口	受益戸数が原則として3戸以上20戸未満 なお、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとする。	原則として住宅戸数2戸以上20戸未満	101人～30,000人	住宅戸数20戸以上(離島地域等にあつては、10戸以上)	原則として住宅戸数20戸未満	特に制限なし

※浄化槽設置整備事業の対象地域
 (ア) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域
 (イ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第139号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
 (ウ) 水道水質の流域
 (エ) 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
 (オ) 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
 (カ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域
 (キ) その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

資料：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省

4-3 事業間連携の検討

効率的な汚水処理施設の整備・管理にあたっては、各施設の整備進捗や維持管理状況等を踏まえ、汚水処理施設の事業間連携を検討する。

汚水処理施設の連携事業としては、次表のものがあり、これまで多くの地方公共団体において実施されてきたところである。農業集落排水施設と公共下水道の接続における実施フロー等、連携事業の詳細な検討内容については国マニュアルの「Ⅱ 事例集」に記載されているため参考にされたい。また、県内の事例についても、本マニュアル「資料編」に記載しているのであわせて参考にされたい。

表 4-2 事業間連携に関する方策

制度名	地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)	社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金
事業名	下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽	下水道	下水道、集落排水、浄化槽等
	—	特定下水道施設共同整備事業 (スクラム)	汚水処理施設共同整備事業 (MICS)
制度・事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できる交付金制度。 3省（農林水産省、国土交通省、環境省）が所管する下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備することにより地域再生を図る制度。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数小規模都市による下水道施設の共同化・共有化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道事業を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道等複数（農集排・浄化槽）の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理事業を推進。
制度・事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法に基づく、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に対して、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な交付金を交付。 	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、以下施設が交付対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> 共同水質検査施設 移動式汚泥処理施設 汚泥運搬施設 汚泥処理処分施設 共同管理施設 等 	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、以下施設が交付対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> 共同水質検査施設 移動式汚泥処理施設 汚泥運搬施設 汚泥処理処分施設 共同管理施設 等
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の進捗状況の変化に対応して、事業間での融通や年度間の事業量の変更が可能。 事業調整による効率的な早期水洗化、施設の稼働率の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> コスト縮減（建設・維持管理費）に大きく貢献。（概ね2割～5割と幅がある） 維持管理の効率化に寄与。 同時期供用による地方公共団体間の協力意識と職員のスキル向上に寄与。 住民の下水道に対する意識向上に寄与。 公共用水域の保全に寄与。 汚泥有効利用の促進に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> コスト縮減（建設・維持管理費）に大きく貢献。 集約化による周辺環境改善への貢献。 維持管理の効率化に寄与。 一元化による情報管理の容易性と質的向上への寄与。 汚泥の有効利用の促進に貢献。 遠方監視による故障時の復旧時間短縮と住民サービス低下の防止。 集約化による公共用水域の保全に寄与。 コンポスト化が住民の意識・関心の向上に寄与
導入にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、地域再生法第5条に基づく「地域再生計画」を策定し、内閣総理大臣の認定が必要。 「地域再生計画」の目標を達成するために「汚水処理施設」の整備事項の位置づけが必要。 各事業の事業量調整（整備スケジュール調整）。 事業完了後の成果について事後評価が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業効率性を踏まえた地方公共団体間の施設整備スピードの調整。 事業費（移動脱水車設備等）に関する計画と実施の乖離の是正。 変更認可書類及び説明資料の作成内容・期間。 都道府県及び実施市町村間の事前調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地区住民のコンセンサスの確認。 市町村合併時等の各地方公共団体保有施設のグレード差への配慮。 共同監視施設の設置場所・監視者等効率的体制の明確化。 炭化物等再利用先と需要量の把握。（実証事例研究等） 省庁間の事前調整と補助対象範囲等の確認。

資料：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省

4-4 整備手法の決定

(1) 処理区域の設定

公共下水道と農業集落排水施設等の類似した事業間の調整を図ったうえで、処理区域（案）の接続について再検討し、処理区域を設定する。

(2) 整備手法の選定

設定した処理区域について、再度適用可能な整備手法の選定を行い、「様式4-1」及び「図面-3」（構想図）に記入する。構想図の作成方法や凡例については6-3-4を参照。

様式4-1 整備手法の選定調査書

処理区 の番号	処理区域名	面積 (ha)	戸数(戸)			人口(人)			地域区分				林業集落環境整備 事業選択の場合		整備手法の選定											排水先の 水系名	備 考						
			現況 (定住) H26	アクション プラン H37	計画 H47	現況 (定住) H37	アクション プラン H37	計画	都市計画区域		地農 業 振 域興	地林 業 振 域興	林業 戸数 (戸)	林業 家率 (%)	流域 関連		単独		農 集 排	林 集 排	簡 易 排 水	コ ミ ブ ラ	小 規 模 集 合 排 水	個別処理									
									区 市 域 街 内 化	区 市 域 街 外 化					公 共	特 環	公 共	特 環						備 設 事 業	整 置 整 備			市 町 村	排 水 別				
			①	②	③	①	②	③	④				⑤		⑥													⑦					
C-1	〇〇処理区	153.2	1945	2135	2308	6068	5960	5862	○							◎															〇〇川		
C-2	〇〇処理区	52.0	758	749	740	2365	2436	2500		○							◎														〇〇川		
C-3	〇〇処理区	63.0	853	869	884	2566	2479	2400		○	○							○													水路→ 〇〇川		
C-4	〇〇処理区	38.0	413	425	436	1289	1241	1197													○											水路→ 〇〇川	
D-1			30	29	29	90	87	87																								個別処理区 域	
D-2			49	48	48	146	143	143																								個別処理区 域	
計			4048	4255	4445	12524	12346	12189																									

注) 処理区の番号は、様式3-1に合わせる。個別処理区域については、D-○とする。

①～③ 様式1-3、1-5、2-2より現況・将来における区域内の定住戸数(人口)の総数を算定し記入する。

H37の戸数・人口は直線補間や増減率等の手法により算出しても良い。

様式1-4の行政人口との整合性に留意する。

④ 該当する項目に○印を記入。

⑥ 該当する項目に○印を記入(複数可)。事業着手済みの場合は、◎印とする。

⑦ 排水先は、環境基準類型指定河川名を記入。直接海域へ放流する場合は環境基準類型指定海域名、水路等に排水の場合は“水路→〇〇川”と記入。

第5章 概算事業費の算定

この章では、各処理区域について、汚水処理施設の建設に必要な概算事業費の算定を行う。概算事業費の算定は、事業着手済みの処理区域と未着手の処理区域に分けて行う。

5-1 事業着手済みの処理区域

事業着手済みの処理区域については、事業着手から平成27年度までの事業費は実績額とし、平成28年度以降の事業費は各種計画値（全体計画、事業計画、整備計画、事業採択計画）を適用する。

ただし、前年までの処理区域の検討の結果、事業計画から大幅に整備区域の追加削除等の変更が行われた場合は、当該変更を考慮した事業費の算定を行う。

なお、計上する事業費は汚水に関するもののみとし、雨水に関わる事業費は計上しない。また、流域関連公共下水道事業の場合、流域下水道建設負担金を事業計画等より推定して処理場費用として計上する。

概算事業費の算定結果は、「様式5-1」に整理する。

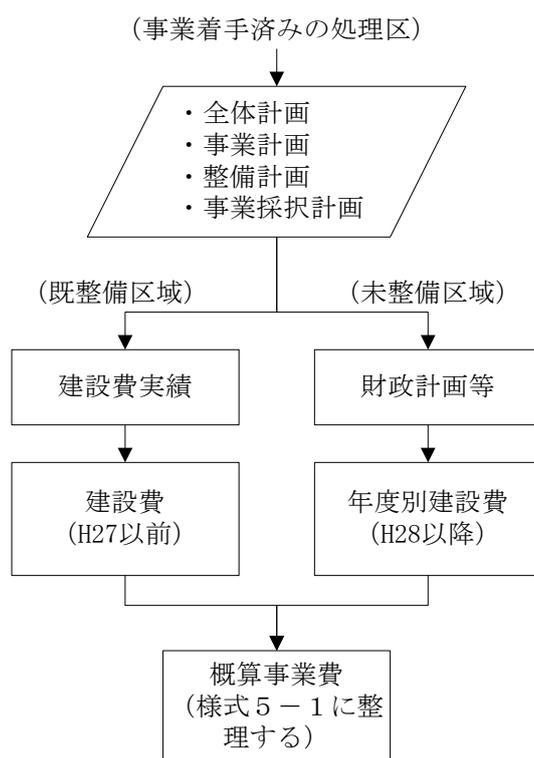


図 5-1 概算事業費の設定フロー（事業着手済みの処理区域）

5-2 事業未着手の処理区域

事業未着手の処理区域については、処理区域の基本数値（管渠延長、汚水量、処理人口、マンホールポンプ数）をもとに、費用関数を使用して概算事業費を算定する。

使用する費用関数は、処理区域の設定に用いた費用関数とする。

概算事業費の算定作業は、集合処理区域については計算表-10(次頁参照)を利用して計算する。浄化槽区域（合併処理浄化槽）については、対象戸数または「対象人口／1世帯あたり人員」を設置基数とし、費用関数により算出する。

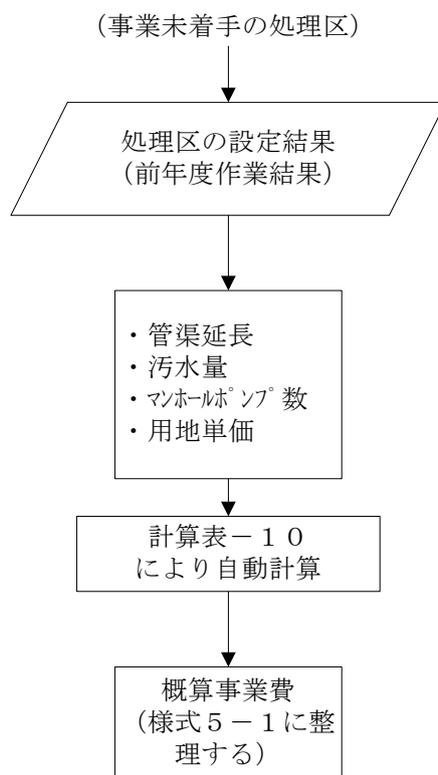


図 5-2 概算事業費の設定フロー（事業未着手の処理区域）

計算表－10 概算事業費 [入力シート]

区域番号	C-5	備考
地区名	◇◇処理区	
事業種別	単独公共	クリックしてリストより選択する
全体処理人口(人)	5000 人	
日最大汚水量	2000 m ³ /日	
管路延長(自然流下管)	25,000 m	
管路延長(圧送管)	1,000 m	
マンホールポンプ数	5 基	
用地単価	20,000 (円/m ²)	

注) 各数値は、様式2-2、様式3-1のデータを参考とする。

注) 用地単価は、他の処理区の実績または公示地価を参考とする。

[計算結果]

		単位	数値	備考
主要 数値	日最大汚水量	(m ³ /日)	2,000	
	用地面積	(m ²)	8,700	100単位で丸めた値
概算 事業費	処理場建設費	(百万円)	1,646	
	処理場用地費	(百万円)	174	
	管渠建設費	(百万円)	1,157	
	マンホールポンプ建設費	(百万円)	41	
	合計	(百万円)	3,018	

5-3 概算事業費のまとめ

本章の作業により算出した概算事業費算定結果を処理区域ごとに「様式5-1」に記入する。

様式5-1 概算事業費

様式5-1 概算事業費

市町村名 ○○○市

処理区域 の番号	処理区域名	事業 種別	概算事業費 (百万円)											
			実績額(～平成26年度)			実績額(平成27年度)			投資予定額(平成28年度～)			計		
			管渠	処理場	小計	管渠	処理場	小計	管渠	処理場	小計	管渠	処理場	計
C-1	○○処理区	流開公共	6,000	3,000	9,000	200	0	200	2,800	1,500	4,300	9,000	4,500	13,500
C-2	××処理区	流開特環	0	0	0	100	0	100	900	500	1,400	1,000	500	1,500
C-3	△△処理区	単独公共	7,000	8,000	15,000	0	0	0	5,000	0	5,000	12,000	8,000	20,000
C-4	□□処理区	単独特環	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000	15,000	9,000	6,000	15,000
C-5	◇◇処理区	農集排	0	0	0	0	0	0	198	107	305	198	107	305
					0			0			0	0	0	0
		浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	300	300	0	300	300
	□□処理区関連	暫定浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	600	600	0	600	600
					0			0			0	0	0	0
					0			0			0	0	0	0
					0			0			0	0	0	0
					0			0			0	0	0	0
					0			0			0	0	0	0
					0			0			0	0	0	0
					0			0			0	0	0	0
	計		13,000	11,000	24,000	300	0	300	17,898	9,007	26,905	31,198	20,007	51,205

- 注) 汚泥処理施設は処理場に含めるものとする。
- 注) 流域下水道建設負担金は、便宜的に処理場費用に計上する。
- 注) 処理場用地費は処理場建設費に含めるものとする。
- 注) ポンプ場(マホド'ン'を含む)の事業費は管渠に含めるものとする。
- 注) 改築費は事業費に含めないものとする。
- 注) 浄化槽の設置費は、処理場の欄に記入する。
- 注) 暫定的な浄化槽の実績や計画がある場合はその事業費も記述する。

第6章 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

6-1 目標年次

本マニュアルにおける目標年次は、平成37年度、概ね20年後（記入様式には目安として平成47年を設定している）の2段階とする。

6-2 整備スケジュールの設定

6-2-1 基本方針

ここでは、処理区域の最終形態（事業種別、必要投資金額）に、各市町村の財政状況、整備方針等の条件を加味して、効率的な整備スケジュールを設定する。整備スケジュールは、事業着手済みの処理区域と未着手の処理区域に分けて行う。

・事業着手済みの処理区域

平成28年度～事業計画年度	事業計画図書または全体計画における財政計画を参考にする。
事業計画年度以降	全体計画における財政計画を参考にする。もしくは、本マニュアルの設定条件（6-2-2）による設定値を用いる。

・事業未着手の処理区域

平成28年度以降	本マニュアルの設定条件（6-2-2）による設定値を用いる。
----------	-------------------------------

6-2-2 整備スケジュール設定条件

（1）公共下水道（「様式6-1-1」を利用）

①事業期間の設定

施設完成までに要する事業期間は、処理区域の規模、市町村の財政状況等により大きく変わってくる。全国実績では、処理区域面積が100ha以下では年間の整備面積が5～10ha、100ha以上の処理区域では20ha程度となっている（町村下水道着手マニュアルより）。

上記を参考に、既計画では年間の整備面積を処理区域面積100ha以下については10ha/年、処理区域面積100ha以上については20ha/年を目安にして、処理区域面積の大きさにより次のように分けており、本計画についても同様とする。

表 6-1 事業期間の設定

処理区域面積A(ha)	$50 \leq A$	$50 < A \leq 100$	$100 < A \leq 300$	$300 < A \leq 500$	$500 < A$
事業期間	5年程度	10年程度	15年程度	20年程度	個別対応

注) あくまで目安であり、毎年の投資額が大きくなる場合は事業期間を長めにとる。

②管渠建設費の配分

管渠建設費は各年次均等配分とする。ただし着手年度から数年間は、均等配分額に対して次のような比率で徐々に建設事業費を拡大するものとする。

表 6-2 管渠建設費の年別配分 (B年間の場合)

処理区域の面積	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～A年目
100ha以下	$1/B \times 1/2$	$1/B \times 2/2$	$1/B \times 3/2$	$1/B$	$1/B$	$1/B$	$1/B$
101ha以上	$1/B \times 1/3$	$1/B \times 2/3$	$1/B \times 3/3$	$1/B \times 4/3$	$1/B \times 4/3$	$1/B \times 4/3$	$1/B$

参考) 町村下水道財政モデルの作成について ((社) 日本下水道協会)

③処理場建設費の配分

処理場建設スケジュールと建設費の年度別配分は、処理区域の規模により次表のように設定する。ただし500ha以上の処理区域は別途建設スケジュールを設定する。

表 6-3 処理場建設スケジュールと建設費の配分率

処理区域面積	50ha以下	51～100ha	101～300ha	301～500ha
1年目				
2年目				$0.5 \times 1/4$
3年目	$1/2$	$0.6 \times 1/2$	$0.6 \times 1/3$	$0.5 \times 1/4$
4年目	$1/2$	$0.6 \times 1/2$	$0.6 \times 1/3$	$0.5 \times 1/4$
5年目			$0.6 \times 1/3$	$0.5 \times 1/4$
6年目				
7年目		0.4×1		
8年目			$0.4 \times 1/2$	
9年目			$0.4 \times 1/2$	$0.25 \times 1/2$
10年目				$0.25 \times 1/2$
11年目				
12年目				
13年目				
14年目				
15年目				$0.25 \times 1/2$
16年目				$0.25 \times 1/2$
17年目				
18年目				
19年目				
20年目				

参考) 町村下水道財政モデルの作成について ((社) 日本下水道協会)

(2) 農業集落排水施設（「様式6-1-2」を利用）

①事業期間の設定

施設完成までに要する事業期間は、原則6年以内とする。

②建設費の配分（処理場・管渠）

「農業農村整備事業管理計画」を基本とする。ただし、上記計画と本マニュアルが大きく異なる等、これに因りがたい場合は、次表により設定する。

表 6-4 農業集落排水施設の事業費配分率（処理場・管渠）

事業期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
3年間	0.2	0.3	0.5	—	—	—
4年間	0.1	0.3	0.4	0.2	—	—
5年間	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	—
6年間	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

(3) コミュニティ・プラント（「様式6-1-2」を利用）

施設完成までに要する事業期間は規模により異なるが、3年のケースが多い。本マニュアルでは、これを踏まえて事業期間は、3年間とする。年度別配分は、農業集落排水施設の設定と同じとする。

表 6-5 コミュニティ・プラントの事業費配分率（処理場・管渠）

事業期間	1年目	2年目	3年目
3年間	0.2	0.3	0.5

(4) 小規模排水処理施設、簡易排水施設（「様式6-1-2」を利用）

施設完成までに要する事業期間は、1年間とする。

(5) 浄化槽（「様式6-1-3」を利用）

市町村で浄化槽の整備計画が策定されている場合は、これに合わせた整備スケジュールを設定する。浄化槽の整備計画が策定されていない場合は、少なくとも平成37年度までにすべての整備が完了するよう、整備スケジュールを設定する。

6-2-3 整備スケジュールの設定結果のまとめ

以上の条件により、処理区域ごとの整備スケジュールを設定し、結果を様式「6-1-1～3」にまとめる。「様式6-1」は処理区域ごとに1枚作成する。

様式6-1-1 整備スケジュールの設定 (公共下水道)

市町村名	〇〇〇〇市	備考
処理区の番号	C-4	
処理区域名	□□処理区	
事業種別	単独特環	クリックしてリストより選択する
着手年度	28	着手済みの処理区は、28年度とする
全体整備面積(ha)	100	
全体処理人口(人)	6,000	
事業期間(年)	10	着手済みの処理区は、H28から整備完了までの年数を記入する
管渠建設費(百万円)	9,000	様式5-1より、H28以降にかかる投資予定額を記入する
処理場建設費(百万円)	6,000	

年目	平成年度	管渠整備面積(ha)		管渠建設費(百万円)		処理場建設費(百万円)		建設費合計額(百万円)	
		各年	累加	各年	累加	各年	累加	各年	累加
1	28	5.0	5.0	450	450	-	-	450	450
2	29	10.0	15.0	900	1,350	-	-	900	1,350
3	30	15.0	30.0	1,350	2,700	1,800	1,800	3,150	4,500
4	31	10.0	40.0	900	3,600	1,800	3,600	2,700	7,200
5	32	10.0	50.0	900	4,500	-	3,600	900	8,100
6	33	10.0	60.0	900	5,400	-	3,600	900	9,000
7	34	10.0	70.0	900	6,300	2,400	6,000	3,300	12,300
8	35	10.0	80.0	900	7,200	-	6,000	900	13,200
9	36	10.0	90.0	900	8,100	-	6,000	900	14,100
10	37	10.0	100.0	900	9,000	-	6,000	900	15,000
11	38	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
12	39	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
13	40	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
14	41	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
15	42	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
16	43	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
17	44	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
18	45	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
19	46	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
20	47	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
21	48	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
22	49	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
23	50	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
24	51	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
25	52	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
26	53	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
27	54	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
28	55	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
29	56	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000
30	57	-	100.0	-	9,000	-	6,000	-	15,000

注) 未着手の処理区用に、あらかじめ自動計算される数式が入力されている。

注) 着手済み処理区については、数式を消去して、既計画(事業計画、全体計画もしくは整備計画)の設定値を記入する。

注) ポンプ場の建設費は、管渠建設費に含めるものとする。

注) 自動計算でH37年度までに整備が完了しない場合は、投資可能額に無理が生じない範囲で、着手年度の前倒しもしくは管渠整備面積を手動調整して、H37年度までの整備完了を目指す。もしくは、暫定的な個別処理を検討し、様式6-1-3と様式6-2に結果を記述する。

様式6-1-2 整備スケジュールの設定

(農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、小規模排水処理施設、簡易排水施設)

市町村名	〇〇〇〇市	備考
処理区の番号	C-5	
処理区域名	◇◇処理区	
事業種別	農集排	クリックしてリストより選択する
着手年度	28	着手済みの処理区は、28年度とする
全体処理人口(人)	450	
事業期間(年)	4	着手済みの処理区は、H28から整備完了までの年数を記入する
管渠建設費(百万円)	198	様式5-1より、H28以降にかかる投資予定額を記入する
処理場建設費(百万円)	107	
建設費計(百万円)	305	

事業種別の事業期間は、次のとおりとする。

農業集落排水	3～6年
コミュニティ・プラント	3年
小規模排水処理施設	1年
簡易排水施設	1年

年目	平成年度	処理場及び管渠建設費(百万円)	
		各年	累加
1	28	30.5	30.5
2	29	91.5	122.0
3	30	122.0	244.0
4	31	61.0	305.0
5	32	-	305.0
6	33	-	305.0

注) 未着手の処理区域用に、あらかじめ自動計算される数式が入力されている。

注) 着手済み処理区域については、数式を消去して、既計画(認可計画、全体計画もしくは整備計画)の設定値を記入する。

注) ポンプ場の建設費は、管渠建設費に含めるものとする。

注) 自動計算でH37年度までに整備が完了しない場合は、投資可能額に無理が生じない範囲で、着手年度の前倒しもしくは管渠整備面積を手動調整して、H37年度までの整備完了を目指す。もしくは、暫定的な個別処理を検討し、様式6-1-3と様式6-2に結果を記述する。

様式6-1-3 整備スケジュールの設定（浄化槽）

市町村名	〇〇〇〇市	備考
事業種別	浄化槽	
着手年度	28	
全体処理人口(人)	1,000	
設置基数	300	
事業期間(年)	10	市町村の整備計画があればそれに合わせる。

年目	平成 年度	設置基数(基)		建設費(百万円)	
		各年	累加	各年	累加
1	28	30	30	30	30
2	29	30	60	30	60
3	30	30	90	30	90
4	31	30	120	30	120
5	32	30	150	30	150
6	33	30	180	30	180
7	34	30	210	30	210
8	35	30	240	30	240
9	36	30	270	30	270
10	37	30	300	30	300
11	38	-	300	-	300
12	39	-	300	-	300
13	40	-	300	-	300
14	41	-	300	-	300
15	42	-	300	-	300

注) あらかじめ自動計算される数式が入力されている。端数の関係で設置基数の合計が合わない場合は最終年度の設置基数を調整する。市町村の整備計画がある場合は適宜修正する。

6-3 市町村全体の段階的整備計画の策定

6-3-1 事業費の上限設定

各市町村の下水道等整備を円滑に進めるためには、普通会計を含めた市町村財政全体に対し、過度に負担がかからないようにする必要がある。

そこで、各市町村の財政担当部局と調整のうえ、各種下水道等整備事業の実施実績がある市町村にあつては当該実績を踏まえて、また、実施実績のない市町村にあつては各市町村の財政状況を勘案して単年度投資可能額を設定するとともに、平成 28 年度から平成 37 年度まで及び平成 38 年度から平成 47 年度までの各 10 年間における投資可能額を設定したうえで、下水道等整備事業費との比較を行う。

なお、単年度投資可能額の設定にあつては、平成 25～27 年度における普通会計歳出総額の平均の 10%を超えないことを原則とし、これを超える場合はその理由を明らかにする。

年当たり投資可能額

事業着手済み市町村	事業実績を踏まえた投資可能額を設定する。もしくは歳出合計額（平成 25～27 年度の平均）の 10%とする。
事業未着手の市町村	市町村財政を勘案した投資可能額を設定する。もしくは歳出合計額（平成 25～27 年度の平均）の 10%とする。

注) 平成 24～26 年度における普通会計歳出総額の平均の 10%を超えないことを原則とする

H28～H37 投資可能額

$$\text{H28～H37 投資可能額} = \text{年当たり投資可能額} \times 10$$

H38～H47 投資可能額

$$\text{H38～H47 投資可能額} = \text{年当たり投資可能額} \times 10$$

6-3-2 段階的整備計画の策定

(1) 事業の健全性チェックによる整備スケジュールの見直し

「様式6-1-4」に各下水道等整備事業の事業費と投資可能額を整理し、平成27～37年度及び平成38～47年度の事業費が、各期間の投資可能額を著しく越える場合は、各処理区域の整備スケジュールを見直す（重点投資等、事業主体の事情がある場合を除く）。

(2) 早期整備の観点による整備スケジュールの見直し

早期整備の観点から、平成37年度までに概成（概成の目標値はp.9を参照）となるよう整備スケジュール等を設定し直す。（未整備面積が極めて大きく、事業の健全性と早期整備が両立できない等の事情がある場合については、早期整備が可能な事業種別への変更を視野に入れつつ、既存施設を利用したコスト削減策の積極的な導入などを検討する。）

(3) 整備順位の決定

(1)、(2)により確定した整備スケジュールに基づいて、整備の優先度の高い区域から順番に具体的な整備区域を当てはめ、諸元（整備面積、整備人口、事業費）を「様式6-2」に整理する。

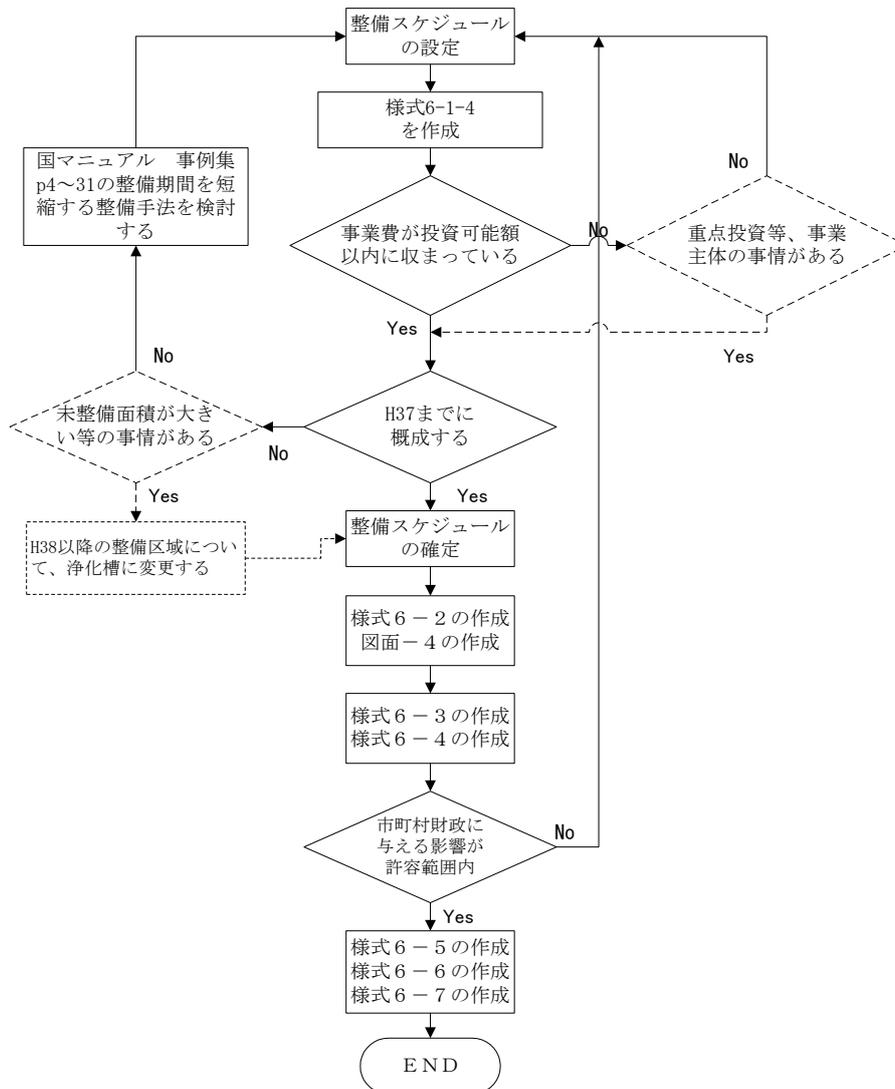


図 6-1 段階的整備計画の作業フロー

6-3-3 アクションプラン調書の作成

「様式6-2」を踏まえてアクションプラン調書（「様式6-3」）、長期的（20～30年）な整備・運営管理内容調書（「様式6-4」）を作成する。

様式6-3 アクションプラン調書

■ 整備計画

① 整備スケジュール

計画区分	事業	事業内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
施設整備	下水道	未整備地域の整備										
	農集排	□□農業集落排水処理施設の整備										
	浄化槽	浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽設置整備事業										
実行メニュー (早期概成)	共通	期間短縮手法による整備の実施										
		フレックスプランの導入(○△地区)										
											

注) 事業種別・実行メニュー・年次・事業内容は必要に応じて削除・追加する。

② 目標値及び概算事業費等

整備手法	全体	公共下水道	集落排水施設	その他 集合処理 (公共事業)	浄化槽			アクションプラン 実行時の効果	備考
					個人 設置型	市町村 設置型			
整備手法	整備人口(人)								
	整備面積(集合処理分)(ha)								
ベンチマーク (指標)	汚水処理人口普及率(%)							○%増加	
	未普及人口							〇〇人減少	
計画汚水量(m3/日)									
計画汚泥量(固形物量)(t/日)									
概算 事業費 (H28-37)	総建設事業費(百万円)								
	年間維持管理費(百万円/年)								
	計								
整備人口1人当たりの建設費用(千円/人)									
実行メニュー	期間短縮手法による整備の実施		○					〇〇人増加	
	フレックスプランの導入(○△地区)		○	○				〇〇人増加	
	浄化槽補助制度の拡充					○		〇〇人増加	
								

注) 様式6-2の集計値との整合に留意する。

注) 設定した整備スケジュールに従い、H37(アクションプラン目標年次)における各指標の数値を記載。

注) 長期的(20~30年)な整備・運営管理内容の目標値、ベンチマーク(指標)についても、必要に応じて併記。

注) ベンチマーク(指標)については、国マニュアル8章及びⅢ 資料編 資料4に示した例を参考に市町村毎に追加可能。

注) 計画汚水量、計画汚泥量は、「汚泥処理の基本方針・計画」で使用するための値であり、既存の計画値や今後変更する下水道等事業計画と整合する必要は

注) 計画汚水量、計画汚泥量は、既存の全体計画・事業計画等から1人あたりの汚水量・汚泥量を求め、今回の計画人口を乗じて算出する。

注) 実行メニューについては、市町村の実状に応じて記載。効果の欄には実施による汚水処理人口の増加見込み等を記載する。

様式6-4 長期的(20~30年)な整備・運営管理内容調書

■整備計画

①課題の整理

課題1	B処理区の処理場の老朽化、A処理区の施設の余裕が増大している
課題2	C地区の処理場が老朽化しており、高額な更新費用が見込まれている
課題3	・・・・・・・・

②課題への対策スケジュール

計画区分	事業	事業内容	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
			実行メニュー (運営管理)	共通	B処理区をA処理区へ統合							
C地区をA処理区へ統合												
・・・・・・・・												

注) H38以降の事業内容を記載する

③目標値及び概算事業費等

	全体	公共下水道	集落排水施設	その他 集合処理 (公共事業)	浄化槽			対策の効果	備考
					個人 設置型	市町村 設置型			
整備手法	整備人口(人)							〇%増加 〇〇人減少	
	整備面積(集合処理分)(ha)								
ベンチマーク (指標)	汚水処理人口普及率(%)								
	未普及人口								
計画汚水量(m ³ /日)									
計画汚泥量(t/日)									
概算 事業費 (H38-47)	総建設事業費(百万円)								
	年間維持管理費(百万円/年)								
	計								
実行メニュー	公共下水道処理区の統合	○						未利用施設の解消	
	農業集落排水を下水道へ接続	○	○					〇〇千円/年削減	
	・・・・・・・・				○			〇〇千円/年削減	

注) 様式6-2の集計値との整合に留意する。

注) 設定した整備スケジュールに従い、H37(アクションプラン目標年次)における各指標の数値を記載。

注) 長期的(20~30年)な整備・運営管理内容の目標値、ベンチマーク(指標)についても、必要に応じて併記。

注) ベンチマーク(指標)については、国マニュアル8章及びⅢ 資料編 資料4に示した例を参考に市町村毎に追加可能。

注) 計画汚水量、計画汚泥量は、「汚泥処理の基本方針・計画」で使用するための値であり、既存の計画値や今後変更する下水道等事業計画と整合する必要はない。

注) 計画汚水量、計画汚泥量は、既存の全体計画・事業計画等から1人あたりの汚水量・汚泥量を求め、今回の計画人口を乗じて算出する。

注) 実行メニューについては、市町村の実状に応じて記載。実施による効果または費用の削減見込み等を記載する。

6-3-4 構想図の作成

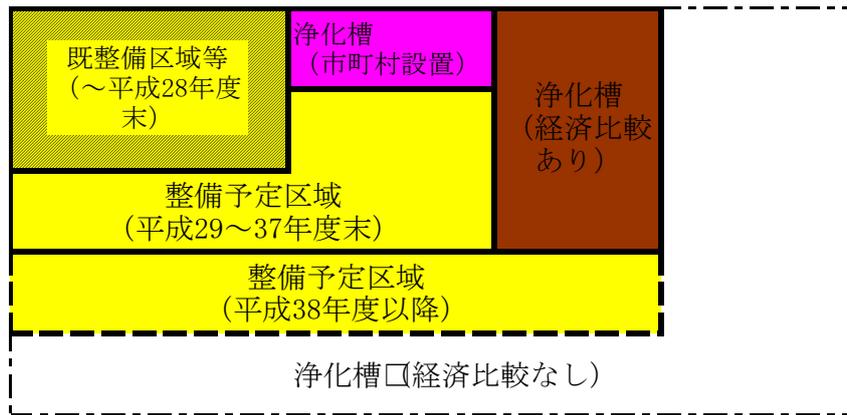
事業種別の整備区域を示す構想図を作成する。整備時期(既整備区域、平成27~37年度末、平成38年度以降)を示すラインも記入する。構想図は、縮尺1万分の1~5万分の1程度とする。

また、検討単位区域の経済性の判定の結果により浄化槽となった区域については、浄化槽(経済比較あり)として着色する。

[図面-3 (構想図) 記入事項]

名 称		色	記 号
処 理 区	流域関連公共下水道	橙	
	単独公共下水道	赤	
	特定環境保全公共下水道	黄	
	農業集落排水・林業集落排水	緑	
	コミュニティ・プラント	水色	
	小規模排水処理施設	青	
	簡易排水施設	紫	
	浄化槽(市町村設置) [浄化槽市町村整備推進事業]	桃	
	浄化槽(経済比較あり)	茶	
	浄化槽(経済比較なし)	白	線なし
整 備 時 期	既整備区域等(平成28年度末)	黒	
	整備予定区域 (平成29~37年度末)	黒	
	整備予定区域 (平成38年度以降)	黒	
行政区域界			
処理場		黒	

[整備時期の記入例]



6-3-5 財政計画の確認

(1) 年間投資可能額

「様式6-5 年間投資可能額調書」に、各市町村財政担当部局と調整のうえ、年間投資可能額の設定根拠、下水道事業起債残高（見込み）、平成27年度以降の下水道等整備事業に対する起債額想定額、起債償還額に対する財源の考え方を記入する。

(2) 下水道等事業が市町村財政に与える影響の確認

「様式6-2」、「様式6-3」及び「様式6-5」を踏まえて、「様式6-6-1 下水道等事業における他会計繰入金に関する調書」に、必ず各市町村財政担当部局と調整のうえ、下水道等事業に係る他会計繰入金と実質公債費比率、他会計繰入金に対する市町村の考え方等を記入する。

本調書作成の結果、下水道等事業が各市町村財政に与える影響が大きいと判断される場合（下水道等事業繰入金の実質公債費比率への影響が5%以上となる年度がある場合、下水道事業等繰入金の影響を加えた実質公債費比率が18%以上となる年度がある場合等）には、原則、年間投資可能額を含め整備計画（「様式6-1」～「様式6-2」）の見直し（場合によっては、事業種別や処理区域の見直しを含む）を行って再作成し、各市町村財政に過度な負担を与えるものとならないようにする。

さらに、「様式6-2」、「様式6-3」及び「様式6-5」を踏まえて「様式6-7-1 収支に関する調書（法適用企業・収益的収支）」または「様式6-7-2 収支に関する調書（法非適用企業・収益的収支）」に必ず市町村財政担当部局と調整のうえ、必要な数値を記入する。

地方公営企業会計を適用済みの市町村は「様式6-7-1」に記入し、地方公営企業会計を未適用の市町村は「様式6-7-2」に記入する。

様式6-5 年間投資可能額調書

1. 年間投資可能額

百万円 (様式6-2①欄に記入した金額を記入する)

2. 年間投資可能額の設定根拠及び平成24～26年度における普通会計歳出総額の平均の10%を超える場合はその理由

3. 平成26年度末下水道事業債残高

百万円

4. 平成27年度以降事業に対する起債額想定

期間	事業費	左記事業費に対する起債額想定
H27～H37	<input type="text"/> 百万円	<input type="text"/> 百万円
H38～H47	<input type="text"/> 百万円	<input type="text"/> 百万円

※「事業費」は様式6-2に記入した金額を記入する

5. 起債償還額に対する財源の考え方

上記起債額の償還は、起債した年度から30年以上にわたることが予想されます。その償還財源についての考え方（使用料収入、他会計（一般会計）からの繰入金、それらの割合など）を記入してください。

※現時点での将来の起債元利償還額とその財源計画がある場合は、資料を添付して下さい。
 ※将来事業費を想定した今後の起債元利償還額とその財源計画がある場合は、資料を添付して下さい。

様式6-6 下水道等事業に係る他会計繰入金に関する調査

市町村名	〇〇〇市
------	------

1. 下水道事業に係る他会計繰入金と実質公債費比率

単位：千円

実質公債費比率 (%)					年度	他会計繰入金 C	元利償還金に対する繰入金		下水道事業繰入金の実質公債費比率への影響 (D-E)/(A-E) (%) F	下水道事業繰入金の影響を加えた実質公債費比率 B+F (%) G	標準財政規模に対する他会計繰入金の割合 C/A*100 (%) H	H/L I	参 考	
年度	全体	H25~H27 (3ヶ年平均)	下水道事業繰入金を除く	下水道事業繰入金を除く (3ヶ年平均) B			D	うち 普通交付税措置額 E					J	K
H25年度					H26(実績)			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H27(実績)			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
H26年度					H28			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H29			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H30			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H31			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
H27年度					H32			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H33			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H34			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
H27年度標準財政規模(千円) A					H35			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H36			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
					H37			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			

注) 下水道等事業が複数ある場合は、すべての事業の合計を記入してください。

Hの類似団体における 全国平均(H25決算) L	#N/A
-----------------------------	------

2. 他会計繰入金に対する考え方

以下①~③のいずれかに該当する場合は、繰入金についての考え方(財政負担を抑制するためにルール化していること、繰入金の今後のピーク時期とその対応、歳出削減策等)について記入してください。また、①または②に該当する場合は市町村財政に与える影響が極めて大きいと考えられるため、原則、計画を再作成することとなっていますが、それでもなお、①、②に該当するような計画を作成せざるを得ない場合は、その理由を併せて記入してください。

- ① Fが5%以上の年度がある
- ② Gが18%以上の年度がある (他事業の要因によりGが18%以上となる見込みである場合は、その旨を記載。)
- ③ Iが1.5以上の年度がある (※各市町村の類型区分、類型ごとの全国平均については参考1を参照。)

「1. 下水道事業に係る他会計繰入金と実質公債費比率」の記入方法について

- 下水道事業が複数ある場合は、すべての事業の合計を記入すること。
- 実質公債費比率の全体欄については、H25、H26、H27年度決算に基づいて算出した単年度の実質公債費比率（小数点第1位まで）を記入すること。
- 実質公債費比率の「下水道事業繰入金を除く」欄には、実質公債費比率を算出する際に、「下水道等事業にかかる準元利償還金」と「下水道等事業の準元利償還金に対する基準財政需要額算入額」を控除して算出した率（小数点第1位まで）を記入すること。（算出方法、参考値については参考2を参照。）
- Cは「様式6-7-1,2 収支に関する調書」における他会計繰入金欄の、収益的収支と資本的収支の合計額と一致させること。
- Jは「様式6-7-1,2 収支に関する調書」における、収益的支出の支払利息と資本的支出の企業債（地方債）償還金の合計額と整合性をとること。（ただし、収益的支出の支払利息には企業債利息以外も含むため、必ずしも一致しない。）

< 類型の設定 > 総務省の類似団体別市町村財政指数表から抜粋

類型は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合が強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定しており、政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型、都市については16類型、町村については15類型を、平成22年国勢調査の結果を基に設定したものの。

参考 1

県内市町村の類型区分

市	中核市	岐阜市	
	I-0	山県市 海津市	
	I-1	飛騨市 本巣市 郡上市	
	I-2	美濃市 瑞浪市	
	I-3	下呂市	
	II-0	中津川市 美濃加茂市	
	II-1	高山市 羽島市 惠那市 瑞穂市	
	II-2	関市 土岐市 可児市	
	II-3		
	III-0		
	III-1	各務原市	
	III-2		
	III-3	多治見市	
	IV-0		
	IV-1	大垣市	
	IV-2		
	IV-3		
	町村	I-0	
		I-1	七宗町 東白川村
		I-2	白川村
II-0			
II-1		関ヶ原町 坂祝町 富加町 白川町	
II-2			
III-0			
III-1		輪之内町 川辺町 八百津町	
III-2			
IV-0			
IV-1			
IV-2		安八町 北方町 御嵩町	
V-0			
V-1		垂井町 池田町	
V-2		岐南町 笠松町 養老町 神戸町 揖斐川町 大野町	

全国の類似団体ごとの平均値

(単位：千円、%)

団体区分	コード	H25決算における 標準財政規模 計 A	H25決算における 下水道事業 繰出金計 B	B/A
政令市	政	6,358,685,998	325,111,287	5.1
中核市	中	3,549,835,719	187,888,029	5.3
特例市	特	2,115,679,421	134,074,775	6.3
区	区	0	0	
市：I-0	10	709,620,273	41,009,494	5.8
市：I-1	11	1,820,203,175	108,080,467	5.9
市：I-2	12	112,370,832	7,998,430	7.1
市：I-3	13	66,875,300	4,238,748	6.3
市：II-0	20	709,437,317	37,907,711	5.3
市：II-1	21	3,279,684,249	167,148,788	5.1
市：II-2	22	340,783,389	26,279,863	7.7
市：II-3	23	170,160,305	10,918,608	6.4
市：III-0	30	336,906,928	17,792,616	5.3
市：III-1	31	2,361,646,662	120,078,722	5.1
市：III-2	32	0	0	
市：III-3	33	197,628,898	6,609,402	3.3
市：IV-0	40	149,867,945	7,987,033	5.3
市：IV-1	41	2,239,224,767	104,704,866	4.7
市：IV-2	42	68,237,085	4,153,149	6.1
市：IV-3	43	62,932,558	3,323,852	5.3
町村：I-0	100	277,323,026	9,134,805	3.3
町村：I-1	110	52,261,438	2,315,549	4.4
町村：I-2	120	132,977,326	5,474,331	4.1
町村：II-0	200	408,261,469	15,683,504	3.8
町村：II-1	210	120,626,772	6,002,642	5.0
町村：II-2	220	273,866,755	14,627,423	5.3
町村：III-0	300	220,745,728	10,595,899	4.8
町村：III-1	310	98,958,901	6,077,875	6.1
町村：III-2	320	305,417,970	14,939,495	4.9
町村：IV-0	400	210,015,450	9,999,620	4.8
町村：IV-1	410	120,047,036	7,140,079	5.9
町村：IV-2	420	409,984,543	25,268,515	6.2
町村：V-0	500	73,262,174	2,366,049	3.2
町村：V-1	510	152,491,910	10,270,943	6.7
町村：V-2	520	930,069,572	52,189,350	5.6

参考 2

様式6-6
実質公債費比率 対応欄

全体

H24～H26
(3ヶ年平均)

下水道事業
繰入金を除く

下水道事業
繰入金を除く
(3ヶ年平均)

(単位:%)

市町村名	年度	実質公債費比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均) A	公営企業会計に対する繰出等		下水道を除いた 実質公債費比率	下水道を除いた 実質公債費比率 (3ヶ年平均) D	(参考) 下水道の元利償還 に対する繰入金 が実質公債費比率に 与える影響 A-E
				公営企業会計 への繰出金で 元利償還金に 対し繰出される ものうち 下水道事業分 B (単位:千円)	Bに係る 基準財政需要額 算入額 C (単位:千円)			
岐阜市	平成24年度	4.04092	4.3	1,511,466	322,128	2,45814	2.9	1.4
	平成25年度	4.13276		1,425,523	339,632	2,70622		
	平成26年度	4.75590		1,278,431	373,584	3,54351		
大垣市	平成24年度	2.50563	1.7	1,054,707	93,413	-0.70714	-1.5	3.2
	平成25年度	2.21443		1,122,303	130,150	-1.08758		
	平成26年度	0.55447		1,202,975	166,068	-2.91203		
高山市	平成24年度	7.86395	8.2	1,249,539	1,128,730	7,11911	7.5	0.7
	平成25年度	8.49447		1,223,412	1,105,321	7,73828		
	平成26年度	8.42606		1,174,586	1,094,894	7,79443		
多治見市	平成24年度	-0.68686	-1.0	783,776	676,169	-1.23977	-1.1	0.1
	平成25年度	-0.69060		653,955	679,310	-0.53175		
	平成26年度	-1.91652		637,764	693,764	-1.54969		
関市	平成24年度	8.75890	6.7	1,301,845	865,213	6,24001	4.4	2.3
	平成25年度	6.20708		1,275,124	858,294	3,91320		
	平成26年度	5.34500		1,252,957	867,618	3,21121		
中津川市	平成24年度	10.99859	10.0	2,225,722	1,214,408	5,78631	4.8	5.2
	平成25年度	9.73993		2,206,689	1,205,354	4,65709		
	平成26年度	9.29065		2,231,306	1,209,228	4,03800		
美濃市	平成24年度	13.71615	12.7	682,328	366,967	6,62551	5.4	7.3
	平成25年度	12.06807		700,737	371,687	4,97305		
	平成26年度	12.53138		732,917	375,415	4,66308		
瑞浪市	平成24年度	4.71222	3.8	372,891	266,382	3,15138	2.3	1.5
	平成25年度	3.80935		381,179	269,961	2,24629		
	平成26年度	3.03039		383,978	277,945	1,51169		
羽島市	平成24年度	10.56041	8.5	1,028,228	243,811	3,33409	1.2	7.3
	平成25年度	8.63967		1,052,670	251,962	1,41617		
	平成26年度	6.33317		1,066,946	258,655	-0.97336		
恵那市	平成24年度	10.24490	9.3	670,817	346,239	7,85907	7.0	2.3
	平成25年度	9.55665		612,530	342,613	7,55199		
	平成26年度	8.35495		692,718	344,632	5,81646		
美濃加茂市	平成24年度	13.33207	9.8	1,119,524	590,489	7,19482	4.3	5.5
	平成25年度	9.59717		1,099,044	565,721	3,82130		
	平成26年度	6.72879		979,633	566,346	2,12432		
土岐市	平成24年度	6.00771	5.6	965,936	472,461	1,27136	2.0	3.6
	平成25年度	6.13498		851,399	470,824	2,47780		
	平成26年度	4.71401		700,906	477,443	2,48968		
各務原市	平成24年度	2.14465	0.7	1,127,294	99,451	-2,31107	-3.0	3.7
	平成25年度	-1.29868		1,038,284	101,180	-5,28786		
	平成26年度	1.34321		800,207	108,868	-1,64416		
可児市	平成24年度	3.27161	1.4	1,603,074	1,037,395	-0,33229	-1.7	3.1
	平成25年度	1.96492		1,531,747	1,056,379	-0,94021		
	平成26年度	-1.01316		1,580,053	1,064,182	-4,04151		
山県市	平成24年度	18.65502	17.8	412,875	243,353	15,77572	14.7	3.1
	平成25年度	18.07755		444,034	255,137	14,94584		
	平成26年度	16.96215		458,716	259,837	13,62746		
瑞穂市	平成24年度	2.09030	1.4	99,953	61,070	1,65067	0.8	0.6
	平成25年度	0.91509		112,539	61,031	0,36259		
	平成26年度	1.20566		126,132	60,999	0,48286		
飛騨市	平成24年度	12.77608	12.7	868,694	408,454	7,63097	7.5	5.2
	平成25年度	12.90764		872,161	419,592	7,82554		
	平成26年度	12.54239		865,826	427,537	7,29598		
本巣市	平成24年度	4.18704	4.0	457,728	230,680	1,79871	1.4	2.6
	平成25年度	4.17385		482,166	237,100	1,63018		
	平成26年度	3.73109		494,029	240,035	0,98934		
郡上市	平成24年度	16.87821	15.0	964,447	449,808	13,17574	11.1	3.9
	平成25年度	15.31729		1,055,150	469,567	11,24527		
	平成26年度	12.98035		1,036,919	487,363	8,98418		
下呂市	平成24年度	12.62061	12.6	1,485,076	718,368	5,66421	5.4	7.2
	平成25年度	13.37129		1,518,437	724,521	6,13758		
	平成26年度	11.88028		1,524,918	728,607	4,40259		
海津市	平成24年度	11.59590	11.3	1,169,963	577,931	4,58186	4.1	7.2
	平成25年度	11.38416		1,190,327	585,215	4,28657		
	平成26年度	10.99414		1,220,043	595,628	3,52859		

様式6-6
実質公債費比率 対応欄

全体

H24～H26
(3ヶ年平均)

下水道事業
繰入金を除く

下水道事業
繰入金を除く
(3ヶ年平均)

(単位:%)

市町村名	年 度	実質公債費比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均) A	公営企業会計に対する繰出等		下水道を除いた 実質公債費比率	下水道を除いた 実質公債費比率 (3ヶ年平均) D	(参考) 下水道の元利償還 に対する繰入金が 実質公債費比率に 与える影響 A-E
				公営企業会計 への繰出金で 元利償還金に 対し繰出される もののうち 下水道事業分 B (単位:千円)	Bに係る 基準財政需要額 算入額 C (単位:千円)			
岐南町	平成24年度	5.58121	4.7	304,691	86,448	0.40757	-0.2	4.9
	平成25年度	4.75449		302,345	89,331	-0.21982		
	平成26年度	4.04303		306,008	91,539	-0.99621		
笠松町	平成24年度	6.19342	6.0	371,291	110,093	-0.42298	-0.2	6.2
	平成25年度	5.86425		358,949	112,634	-0.31672		
	平成26年度	6.20348		366,947	115,458	-0.15843		
養老町	平成24年度	8.30305	8.3	212,180	104,561	6.36722	6.3	2.0
	平成25年度	8.42794		219,009	107,271	6.43267		
	平成26年度	8.17580		220,878	108,701	6.15513		
垂井町	平成24年度	9.42795	7.6	307,345	94,005	5.31222	3.2	4.4
	平成25年度	8.12330		337,730	98,318	3.56246		
	平成26年度	5.53362		344,890	101,613	0.85820		
関ヶ原町	平成24年度	12.85634	14.0	203,003	109,957	8.66841	9.8	4.2
	平成25年度	15.38213		213,321	114,441	10.78357		
	平成26年度	13.90229		196,718	119,166	10.09548		
神戸町	平成24年度	9.09870	8.9	116,268	71,588	7.78092	6.8	2.1
	平成25年度	9.26607		163,851	78,298	6.91616		
	平成26年度	8.41821		175,381	84,036	5.90248		
輪之内町	平成24年度	5.07540	4.5	142,372	91,909	2.90018	2.3	2.2
	平成25年度	4.36603		150,499	95,838	2.05977		
	平成26年度	4.34405		154,209	99,235	1.98840		
安八町	平成24年度	15.72918	14.1	350,000	119,776	8.59781	7.8	6.3
	平成25年度	13.19104		296,651	117,204	7.62698		
	平成26年度	13.47300		310,000	114,319	7.23141		
揖斐川町	平成24年度	6.94817	6.5	360,972	113,012	4.16249	3.1	3.4
	平成25年度	7.52524		424,966	120,732	4.06010		
	平成26年度	5.19668		469,026	128,183	1.16344		
大野町	平成24年度	0.35259	0.2	0	0	0.35259	0.2	0.0
	平成25年度	0.53188		0	0	0.53188		
	平成26年度	-0.09133		0	0	-0.09133		
池田町	平成24年度	9.98998	8.8	318,734	214,932	7.42586	6.6	2.2
	平成25年度	8.12688		269,489	219,672	6.73758		
	平成26年度	8.32180		333,722	223,725	5.67579		
北方町	平成24年度	10.93719	10.9	343,000	136,353	4.48082	4.6	6.3
	平成25年度	10.71693		339,000	137,140	4.49969		
	平成26年度	11.20447		339,361	137,929	4.88231		
坂祝町	平成24年度	11.00933	9.3	46,721	45,313	10.68172	9.2	0.1
	平成25年度	10.16687		41,708	46,115	10.15268		
	平成26年度	6.96015		43,343	46,739	6.96761		
富加町	平成24年度	11.83267	11.7	159,657	96,482	7.49865	7.1	4.6
	平成25年度	11.96453		163,800	96,650	7.35997		
	平成26年度	11.42702		168,371	96,960	6.53911		
川辺町	平成24年度	10.89131	10.9	309,579	188,722	5.56304	5.5	5.4
	平成25年度	10.43602		300,313	190,891	5.62668		
	平成26年度	11.52774		329,149	193,449	5.55013		
七宗町	平成24年度	13.59130	12.8	50,494	29,895	12.15951	11.4	1.4
	平成25年度	13.16888		50,625	29,976	11.74423		
	平成26年度	11.84016		49,758	29,934	10.45840		
八百津町	平成24年度	10.21951	9.7	259,222	153,604	6.69031	6.2	3.5
	平成25年度	9.47027		259,851	155,374	6.02409		
	平成26年度	9.51757		261,197	155,315	5.93295		
白川町	平成24年度	11.67338	12.0	0	0	11.67338	12.0	0.0
	平成25年度	11.60967		0	0	11.60967		
	平成26年度	12.77475		0	0	12.77475		
東白川村	平成24年度	10.67595	10.7	9,261	6,998	10.44867	10.5	0.2
	平成25年度	10.68412		9,261	6,998	10.45611		
	平成26年度	10.94403		9,261	6,998	10.71041		
御嵩町	平成24年度	11.02072	8.7	435,374	215,618	4.96936	3.5	5.2
	平成25年度	7.68734		400,034	244,276	3.42053		
	平成26年度	7.53831		412,849	223,003	2.36987		
白川村	平成24年度	0.74420	1.2	45,928	45,577	0.70333	2.2	-1.0
	平成25年度	0.65002		22,338	45,254	2.03606		
	平成26年度	2.45130		19,577	45,295	4.15579		

(1)本表の数値は、平成27年6月4日付け市町村第292号「健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について」で報告のあった各団体の数値をもとに作成している。

(2)「公営企業会計への繰出金で元利償還金に対し繰出されるもののうち下水道事業分B」は、上記照会の様式「3表(実質公債費比率の状況)」の総括表③の④に該当する値のうち、下水道にかかる値を記入している。

(3)「Bに係る基準財政需要額算入額」は様式「3表(実質公債費比率の状況)」の総括表③の⑩に該当する値のうち、下水道にかかる値を記入している。

(4)「下水道を除いた実質公債費比率」は、様式「3表(実質公債費比率の状況)」の総括表③の④、⑩からB、Cの値をそれぞれ控除し、実質公債費比率を算出したものである。

様式6-7-1 収支に関する調書(法適用企業)

○収支見通し(平成25年度~37年度)

(単位:千円, %)

年 度		25年度	26年度	(27年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)													
	(1) 料 金 取 入 (B)													
	(2) 受 託 工 事 収 益 (C)													
	(3) そ の 他													
	2. 営 業 外 収 益													
	(1) 補 助 金													
	他 会 計 補 助 金													
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入													
	(3) そ の 他													
収 入 計 (D)														
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用													
	(1) 職 員 給 与 費													
	基 本 給 付 費													
	退 職 給 付 費													
	そ の 他													
	(2) 経 費													
	動 力 費													
	修 繕 費													
	材 料 費													
	そ の 他													
(3) 減 価 償 却 費														
2. 営 業 外 費 用														
(1) 支 払 利 息														
(2) そ の 他														
支 出 計 (E)														
経 常 損 益 (D)-(E) (F)														
特 別 利 益 (G)														
特 別 損 失 (H)														
特 別 損 益 (G)-(H) (I)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (F)+(I)														
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)														
流 動 資 産 (K)														
う ち 未 収 金														
流 動 負 債 (L)														
う ち 建 設 改 良 費 分														
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金														
不 良 債 務 (L)-(K) (M)														
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(J)}{(A)-(C)} \times 100$)														
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(M)}{(A)-(C)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 に お け る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 に お け る 資 金 不 足 比 率 (%) [$\frac{((N)-(O))}{((A)-(C))} \times 100$]														

○経営指標等(平成25年度～37年度)

区 分	年 度												
	25年度 (決算)	26年度 (決算)	{ 27年度 } { 決算 } { 見 込 }	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
行政区域内人口見込(人) (P)													
処理区域内人口見込(人) (Q)													
水洗便所設置済人口見込(人) (R)													
処理区域内面積見込(m ²)													
普及率(%) ((Q)/(P)×100)													
水洗化率(%) ((R)/(Q)×100)													
汚水処理費(千円) (S)													
うち維持管理費(千円)													
うち資本費(千円)													
経費回収率(%) ((B)/(S)×100)													
有収水量(千m ³) (T)													
使用量単価(円/m ³) (B)/(T)													
汚水処理原価(円/m ³) (S)/(T)													
うち維持管理費(円/m ³)													
うち資本費(円/m ³)													
処理人口1人当たりの管理運営費(汚水分)(円/人) (S)/(Q)													
うち維持管理費(円/人)													
うち資本費(円/人)													
一般家庭使用料(円/20m ³)													

○財政指標(平成25年度～37年度)

区 分	年 度												
	25年度 (決算)	26年度 (決算)	{ 27年度 } { 決算 } { 見 込 }	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
実質赤字比率(%)													
連結実質赤字比率(%)													
実質公債費比率(%)													
将来負担比率(%)													
健全化法における資金不足比率(再掲)(%) ((N)-(O))/(A)-(C)×100)													

◆作成上の注意

- 1 本表は公共、特環、農集などの決算統計の事業ごとに作成すること。
- 2 現時点で法非適用であるが、後年度に法適化をする団体にとっては、法適用・法非適用のいずれの様式を用いて差し支えない。
- 3 白色のセルにのみ、入力すること。
- 4 財政指標については現時点で見込まれる数値に下水道事業の影響のみを加味したものとし、他の事業について考慮する必要はないものであること。
よって、当該数値は基本的には、様式6-6の表1のGと一致するものと考えられる。
また、下水道事業が複数ある場合において、財政指標は下水道事業全体の値を記入すること。(1事業で記入をすれば、残りの事業の財政指標欄は空欄でも差し支えない。)

○収支見通し(平成25年度～37年度)

(単位:千円)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債													
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金													
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他													
	計 (A)													
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)													
	資 本 的 支 出	1. 建設改良費(計画に基づく整備分)												
建設改良費(上記以外)														
2. 企 業 債 償 還 金														
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他														
計 (D)														
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)														
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金													
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他													
計 (F)														
補てん財源不足額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高														
企 業 債 現 在 高														

○他会計繰入金(平成25年度～37年度)

(単位:千円)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)										
収 益 的 収 支														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													

◆作成上の注意

- 1 白色のセルにのみ、入力すること。
- 2 資本的支出の1. 建設改良費は、構想策定にかかる計画に基づく整備分とそれ以外とに分けて記入すること。
また、構想策定にかかる計画に基づく整備分は、様式6-1-4の年度別事業費計と整合性をとること。

様式6-7-2 収支に関する調書(法非適用企業)

○収支見通し(平成25年度～37年度)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		27年度 (決算) 〔見 込〕	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度			
		25年度 (決算)	26年度 (決算)														
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)																
		(1) 営 業 収 益 (B)															
			ア 料 金 収 入 (C)														
			イ 受 託 工 事 収 益 (D)														
			ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益															
	ア 他 会 計 繰 入 金																
	イ そ の 他																
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (E)															
			(1) 営 業 費 用														
				ア 職 員 給 与 費													
				イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他																	
(2) 営 業 外 費 用																	
		ア 支 払 利 息															
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(E) (F)																	
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (G)															
			(1) 地 方 債														
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債																
	(2) 他 会 計 補 助 金																
	(3) 他 会 計 借 入 金																
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金																
	(6) 工 事 負 担 金																
	(7) そ の 他																
	2 資 本 的 支 出 (H)																
		(1) 建 設 改 良 費 (計 画 に 基 づ く 整 備 分)															
			建 設 改 良 費 (上 記 以 外)														
(2) 地 方 債 償 還 金 (I)																	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (G)-(H) (J)																	

○収支見通し(平成25年度～37年度)

(単位:千円, %)

年 度	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算 見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分													
収 支 再 差 引 (F)+(J) (K)													
積 立 金 (L)													
前年度からの繰越金 (M)													
前年度繰上充用金 (N)													
形 式 収 支 (K)-(L)+(M)-(N) (O)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (P)													
実 質 収 支 黒 字 (Q)													
(O)-(P) 赤 字 (R)													
赤 字 比 率 ($\frac{(R)}{(B)-(D)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(E)+(I)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (S)													
健全化法における解消可能資金不足額 (T)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(D) (U)													
健全化法における資金不足比率 ($\frac{(S)-(T)}{(U)} \times 100$)													
他 会 計 借 入 金 残 高													
地 方 債 現 在 高													

○他会計繰入金(平成25年度～37年度)

(単位:千円)

年 度	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算 見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分													
収 益 的 収 支 分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													

○経営指標等(平成25年度～37年度)

区 分	年 度												
	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算 見 込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
行政区域内人口見込(人)	(V)												
処理区域内人口見込(人)	(W)												
水洗便所設置済人口見込(人)	(X)												
処理区域内面積見込(m ²)													
普及率(%)	$((W)/(V) \times 100)$												
水洗化率(%)	$((X)/(W) \times 100)$												
汚水処理費(千円)	(Y)												
うち維持管理費(千円)													
うち資本費(千円)													
経費回収率(%)	$((C)/(Y) \times 100)$												
有収水量(千m ³)	(Z)												
使用量単価(円/m ³)	$(C)/(Z)$												
汚水処理原価(円/m ³)	$(Y)/(Z)$												
うち維持管理費(円/m ³)													
うち資本費(円/m ³)													
処理人口1人当たりの管理運営費(汚水分)(円/人)	$(Y)/(W)$												
うち維持管理費(円/人)													
うち資本費(円/人)													
一般家庭使用料(円/20m ²)													

○財政指標(平成25年度～37年度)

区 分	年 度												
	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (決算 見 込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
実質赤字比率(%)													
連結実質赤字比率(%)													
実質公債費比率(%)													
将来負担比率(%)													
健全化法における資金不足比率(再掲)(%) $((S)-(T))/(U) \times 100$													

◆作成上の注意

- 1 本表は公共、特環、農集などの決算統計の事業ごとに作成すること。
- 2 現時点で法非適用であるが、後年度に法適化をする団体にとっては、法適用・法非適用のいずれの様式を用いて差し支えない。
- 3 白色のセルにのみ、入力すること。
- 4 財政指標については現時点で見込まれる数値に下水道事業の影響のみを加味したものとし、他の事業について考慮する必要はないものであること。
よって、当該数値は基本的には、様式6-6の表1のGと一致するものと考えられる。
また、下水道事業が複数ある場合において、財政指標は下水道事業全体の値を記入すること。(1事業で記入をすれば、残りの事業の財政指標欄は空欄でも差し支えない。)
- 5 2. 資本的支出の(1)建設改良費は、構想策定にかかる計画に基づく整備分とそれ以外とに分けて記入すること。
また、構想策定にかかる計画に基づく整備分は、様式6-1-4の各年度ごとの事業費計と一致すること。

当マニュアルは H28.7 月に施行したマニュアルの一部、補足したものです。(H30.12)